

審議の際にも、なぜ二兆円以上も掛けて農業を保護しなければならないのかといったような趣旨の問い合わせもあつたようあります。こういった基本的な、根本的な問いかけにどう応えるのかと、それがまさにこの農政の本質というものを表現するものではないかなというふうに思つております。

確かに、考えてみますと、ほかの産業でここまで税金に支えられているといったものはないわけありますし、産業政策といいますと基本的に融資でありますし、せいぜい低利融資ということだと思います。もちろん、農業の多面的機能などもあるりますけれども、それだけでここまでどの税金投入を説明し切れるものではないんだろうなというふうに思つておるところです。

そういう意味からしますと、私は、やはり農政の本質というのは、いかなる状況下でも国民を飢えさせない、いわゆる食料安全保障、これが国民全体にとって、まさにこれは究極的な公益だろうと思うわけでありますけれども、そういう状態を確保するということがまさにその目的、本質ではないのかなというふうに考えております。

現在、政府が車の両輪として推進しておられる産業政策あるいは地域政策も、また今回の二法案についても、究極はそこにつながっていくもので、あるというふうに思うわけであります。こういう考え方については、林大臣も衆議院の質疑の中でこのようにおっしゃいました。食料安保守きちっと反映して基本法ができる、それに基づいて基本計画があるというような話でありました。そういうたとえ、基本的な考え方をお持ちじゃないのかなというふうに私も思つております。

これは先週の質疑の中で、これは紙委員からだつたと思いますけれども、日本再興戦略では食料自給率について全く触れられていないという御指摘がございました。ここは私も実はちょっと感

基になつております農林水産業・地域の活力創造プランにおいても、その原案段階においては、食料安定供給でありますとか、あるいは食料安全保障といったようなことについては全く記述がなかつたわけであります。党の部会でプランの原案の説明があつたときには非常にこの点ちょっと違和感を感じまして、思わずちょっと手を挙げまして何とか書き込んでほしいというふうにお願いを申し上げまして、一部記述を加えていただいたという経緯でございました。

私は、さつき申し上げました先月の森林政策でも感じたんですけれども、どうもその一丁目番地というものがともすればちよつと忘れられやすいという傾向にあるんじゃないかなというふうな感じを持っておりますので、是非、当局におかれましてはその点に御留意をいただきたいというふうに思います。

さて、そういう観点で今回の二法案を含めて一連の改革というものを見てみると、生産数量調整の配分を廃止をするんだ、そして生産者の生産意欲を刺激して、水田もフル活用して作れるだけ作っていきましょうというこの基本的な方針というものは、まさに作らされる農業から作る農業への転換だというふうに理解をしておりまして、食料自給力、これを極大化することに通じるものであるというふうに思つております。

そういうふうな意味で大いに私も賛成でありますて、ただ、この食料自給力については、食料・農業・農村基本計画の見直しの中で取扱いは検討されるということのようですが、先月の当委員会で、これは山田修路委員が御指摘をされたんですけれども、眞の自給力を付けていくためにはやはり平時からの農業生産力を強化をするといふことが不可欠だと思います。それが食料自給率にも反映されていくと、そういった関係になるのかなというふうに思つております。

ただ、その一方で心配もあるわけでございまして、生産数量調整の配分を廃止をした場合に、主

食生活を保つべきで何が急落しないかなどいろいろの詳細な情報を提供する一方で、飼料用半等の転作作物については主食用米と遜色ない収穫になるよう補助するというふうにはおっしゃりますけれども、本当にそれで、いわゆる神の見えざる手といいますか、そういうたった市場メカニズムが適切に働いて適当な米価に落ち着いていくんだと思う。うかとということについてはやはり若干の不安というものは付いて回るんだと思いますが、ますますの点について政府のお考えをお伺いできればと田舎者です。

○國務大臣（林芳正君） 今回の米政策の見直しであります。まず水田活用の直接支払交付金、それを充実しまして、今委員がおっしゃっていたように、数量払いの導入など、飼料用米等のインセンティブを高めると。それから、産地交付金を充実して、地域地域によっていろいろ創意工夫を生かせるように産地づくりをしていただけると。さらには、これもお触れいただきましたが、きめ細かい需給、価格の情報、それから実際に販売がどれぐらい進捗しているか、また在庫がどういうふうになっているか、これを提供すると。

こういうことを行つていくことによつて、五年後をめどに、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、農業者自らの経営判断によつて需要に応じた生産を行える環境を整えていくと、こういうふうにしておるところでございまして、まさに今年がその五年後の姿へ向けての一年目というところがござりますので、説明会も度々答弁しておりますようにかなり回数を重ねてきておりますけれども、やはり実際にやってみると、いうことが非常大事だと思っておりますので、しっかりとそういうふうになるように、また現場とのギャツチボールをしながら、運用改善といふものも意を用いながらしっかりと進んでまいります。政府は、生産者に作付けを判断するための詳細な情報を提供する一方で、飼料用半等の転作作物については主食用米と遜色ない収穫になるよう補助するというふうにはおっしゃりますけれども、本当にそれで、いわゆる神の見えざる手といいますか、そういうたった市場メカニズムが適切に働いて適当な米価に落ち着いていくんだと思う。うかとということについてはやはり若干の不安といふ点について政府のお考えをお伺いできればと田舎者です。

○古賀友一郎君　ありがとうございました。
今、キヤツチボールというお言葉ありました。
まさにそこは重要なポイントだと思います。こちら側の意図、それから生産者側の悩み、そういうものをお互いに交換し合って、本当にまさに政府も現場も一体となって、こういった新しい制度の趣旨を双方がよく理解をして進めていくことが重要だと思います。
やはり農家の側に立つてみたときにどう思うかなどいうふうに思つてみますと、どうしてもこれまで主食用米を作つてこられた農家というのは、やつぱり食べる米を作つているんだというプライドもお持ちでありますし、どちらかというと、補助金で支えられている作物よりも、やつぱり主食用米を作つて自分で売つていくんだというような、そういうた気概を持っておられる方もいらっしゃると思います。
そういうふたことで、本当にきちんと適当な需給バランスが取れていくのかということが、当初はやつぱりいろんな試行錯誤はあると思います。だから、まさに先ほど大臣がおっしゃったように、準備期間の中できちんとそういった試行錯誤を調整しながら最終的には円滑にスタートできると、そういうやり方を是非つくっていただきたいとうふうに思つております。
一方で、今回の新しいシステムが適切に機能するかどうかというのは、言わば比較的競争力の弱い主食用米の生産者が主食用米市場から撤退するということを通じて需給が新しい均衡に達する、そして適切な価格水準に落ち着くんだという、こういう市場メカニズムが働くかどうかというところに懸かっているというところでありますけれども、こうした観点から少し気になつていてることはナラシ対策についてであります。
そもそもこのナラシ対策は、凶作あるいは豊作によつて生じた収入減少を補填するための制度でございまして、現行は、米については生産数量目

標に応じた生産をする、これが交付要件となつてありますのでよいわけですけれども、今後この生産数量目標を廃止していくといふわけがありますから、そういう場合に一体どうなるのだろうかという点であります。

過剰作付けで米価が下落した場合にまで収入を補填すれば、今申し上げた市場メカニズムが働くなくなってしまって、ひいては米価の低落が常態化するということも考えられなくもないというわけでありますから、この点について政府のお考えをお伺いしたいと思います。

○副大臣(吉川貴盛君) まず、国民に対する食料の安定供給を確保していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要であると考えております。そのため、規模要件は課さないものの、認定農業者、認定新規就農者、集落営農といった今後の地域農業を支える担い手を対象にナラシの対策を実施をしてまいります。

委員御承知のとおりに、このナラシ対策に関しましては農家の拠出を伴います。さらに、一番目に、減収分全額ではなくて一定割合、九割でありますけれども、補填をするという、そういう設計図になつております。

なお、加入者にも応分の負担を求めるスキームとなつておりますので、米価変動補填交付金のように国が米価下落分を全面的に補填するものではないとしておりまして、ナラシ対策は自らの經營に責任ある担い手を対象に措置をされているものでございまして、対策の対象とならない担い手以外の者が主食用米の生産から撤退することを阻害するものではないと考えております。御懸念のないようにしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○古賀友一郎君 ありがとうございました。
ナラシ対策というのは担い手をそもそも対象としているんだから、そこは心配ないんだよということでありました。担い手が需給バランスのきつちり取れる量を作っているという前提であれば恐

らくそうだと思うんですけれども、その辺の量のボリュームが需給どちらと合うかというところをきちんと見ておかなきやいけないのかなと。担当者にお伺いしたいと思います。

もうもちろん主食用米の需要の量がどう変動するかによるわけでありますけれども、いずれにしても、このナラシの問題については、これから検討していくであろう収入保険の問題も絡んでくると思いますので、是非適切な市場メカニズムが働くようなシステムということを念頭に置いて今後検討を進めていくべきだと思います。

それから、次の質問に移りますけれども、主食用米から撤退していく生産者が次にどういう作物を転作していくかということについてでありますけれども、これは麦、大豆であります。あるいはトウモロコシあるいは小麦といつても、これは多様な米の生産振興を図るとともに、また大豆あるいは小麦といつても、固定的な国産需要がありながらその多くを海外に依存しているといった品目についてその作付を拡大するといったようなことが非常に重要なことだと思います。

ただ、転作奨励に必要な交付金は、麦、大豆、トウモロコシについては十アール当たり三万五千円ということで、これに対して飼料用米は十アール当たり八万円プラスマイナス二・五万円という

ことと二、三倍の交付金の差があるというわけでありますし、食料自給率向上という観点から見て

状況であるようですが、飼料用米は三百万トン以上ということです。ここに十倍ぐらいの開きがある

数ある転作物の中でも特にこの飼料用米の生産にインセンティブを与えて推進しようと思われます。理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) お答えいたします。

まず、我が国の今の食生活の変化によりまして、一人当たりの主食用米の消費量でございますが、昭和三十七年に百十八キログラムであったものが平成二十四年では五十六・三キログラムといったことで、大幅な減少傾向が続いているところでございます。

他方で、貴重な生産装置でございます水田の有効活用を図るという観点から、主食用米ではなくて飼料米や加工用米といった多様な米の生産振興を図るとともに、また大豆あるいは小麦といつても、固定的な国産需要がありながらその多くを海外に依存しているといった品目についてその作付を拡大するといったようなことが非常に重要なことだと思います。

また、平成二十年産以降でございますが、全国ベースの水稻の作付面積、いわゆる水張り水田とトウモロコシと合わせて十アール当たり三万五千円というところで、これにつきましては、主食用米の需要の減少に伴う作付面積の減少分が飼料米を始めとした非主食用米の作付け拡大で補われまして、ほぼ一定の百六十四万とか百六十万ヘクタールというふうに相なつてているところでございます。

このような中で、今先生御指摘のこの飼料米でございますが、飼料自給率、濃厚飼料の自給率でございますが、これは我が国が二十四年では一二%ということで、一千萬トン近いトウモロコシを海外に依存しておるということで、非常に飼料自給率が低い我が国におきましては、水田における飼料用米の生産増加ということは、飼料の安定供給につながるといったようなメリットがあるほか、また、農家側からとつてみますと水張り水田で主食用米と同様の栽培方法あるいは農業機械で生産することができるといったメリットがございまして、その生産を拡大していくということは食

料自給率と食料自給力の向上につながるというふうに考えているところでございます。

○古賀友一郎君 ありがとうございました。

余りにも低い飼料の自給を高めていくといった手であつても市場から撤退をしなきゃいかぬ場合もひょっとしたら出てくるかも知れない、そこはもうもちろん主食用米の需要の量がどう変動するかによるわけでありますけれども、いずれにしても、このナラシの問題については、これから検討していくであろう収入保険の問題も絡んでくると思いますので、是非適切な市場メカニズムが働くようなシステムということを念頭に置いて今後検討を進めていくべきだと思います。

それから、次に移りますが、この飼料用米へのシフトが推進されたらされど、今度はこれが、この飼料用米が現実にきちんと買手が付いて需給バランスが取れるんだろうかという問題が生じるわけになります。

次に移りますが、この飼料用米へのシフトが推進されたらされど、今度はこれが、この飼料用米が現実にきちんと買手が付いて需給バランスが取れるんだろうかという問題が生じるわけになります。

この点、現在、畜産農家あるいは配合飼料メーカーが使つてゐる量というのがつまり今現在顕在化している需要だと思ひますけれども、これが五六十六万トン程度というふうに聞いております。ただ、今後どれだけの飼料用米を追加で消化しなければならないかということを考えていきますと、今年の主食用米の生産数量目標が七百六十五万トンというのに対して、昨年の実生産量が八百十八万トンという状況でありますから、単純に考えて差引きで五十三万トンが主食用米から飼料用米にシフトをしてもらわなきやいけないんだろうかというふうな状況だと思うんですけども、これに加えて、主食用米の需要が毎年八万トンずつぐら減つていくというようなトレンドであると

いうことが予想されているわけですから、足下におきましても、今使われている量と同じくらいの新規需要が必要だという計算になると思いますし、また、毎年新しい新規需要を開拓していくかなきやならぬと。

この点については、政府は以前から潜在需要は四百五十万トンあるんだというようなことでございましたけれども、これはあくまでも理論的にその可能性のあるという数字でありますから、これをどうやって顕在化させていくかということが重要なわけであります。

農水省におかれても、畜産農家に直接、飼料用米を供給するためのマッチングに御努力をいただいているというようでありますけれども、先月の段階で、約七万トンの利用希望のうち、マッチングできたのが約一萬トンという状況であると聞いておりますので、この増産されていく飼料用米に対して円滑に買手が付いていくかどうかということが、やっぱりそこの辺はよくよく検証しなければいけないのかなというふうに思つております。

この点について、飼料用米のたぶつきが起つて、かどうか、そういうことがないのかどうか、御見解をお伺いいたしたいと思います。

料米でござりますか。先ほど申し上げましたように、畜産では今約一千万トンのトウモロコシを輸入しているわけでございますが、これと同等の栄養価と評価されておるわけでございまして、輸入トウモロコシと遜色のない価格での供給ができるば、先ほど先生からお話をございましたように、無理なく潜在的には四百五十万程度の需要があると見込まれているところでございます。M A M 等を含めた現在の飼料米の使用量というのは平成二十四年度で五十六万トンということになつておりますので、これに比べてかなり大きな潜在需要量があるということが言えるかと思つております。

おきましては約七万三千トンの利用希望が寄せられておりまして、今このマッチングを農水省では進めているというような状況に相なつてゐるところでございます。また、この飼料米の新しい米政策の見直しに伴いまして配合飼料メーカーからも利用希望が寄せられてきておりまして、こうした配合飼料メーカーへのマッチング活動も、これも今併せて推進しているところでござります。

また、いざれにいたしても、このマッチングを行ふに当たりまして、流通経費等の低減を図るといつたことが非常に大事になつてまいりますので、耕種側における乾燥調製貯蔵施設の整備、あるいは畜産側で必要となる加工・保管施設の整備、あるいは粉碎機・混合機といったような機械導入などにつきましても耕畜双方にわたり支援を行つてあるところでございまして、今後ともこの飼料米の生産利用拡大に向けまして産地の流通体制の整備をより一層推進してまいりたいと、このように考へてゐるところでござります。

○古賀友一郎君 ありがとうございました。

いろんな努力はされておられるということであればいけないということで、今後、ますますねじを巻いてそのマッチング等々を頑張っていただきたいと思っておりますけれども、やはりこの飼料用米がだぶつくような状態になつてしまふと最終的な出口が行き詰まつちやうということでありまして、そうなつてしまふと、水田フル活用はおろか、主食用米の競争力のない稻作農家は最悪の場合離農してしまうというような、引き金を引いてしまうようなそういう心配もあるわけでございまして、そんなことにならないよう十分に万全な対策の準備をお願いしたいというふうに思いました。

次に移りますけれども、この飼料用米の生産、流通について確認でおきたい点が今度浮上してきたということでござりますが、これは、先週、政府の規制改革会議が打ち出した全中制度の廃止との関係であります。

この問題については、この後、同僚の中泉委員も御質問されると思いますので、私の方からは飼料用米の問題という点からお伺いしたいと思います。すけれども、この飼料用米は全農による全国的な集荷・流通体制が確立しているというふうに伺っておりますけれども、もしこういう規制改革会議が言うような全中制度が廃止をされることとなってしまつたら、この流通システムに支障が生じることはないんだろうかというところは非常に気になるところでございまして、この点についての農水省の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生お尋ねの、相制改革会議の意見のお話かと思いますが、これにつきましては、今後、具体的な内容については与党とも協議しながら検討するといったようなことになつてゐるところでございます。

今先生御指摘の点について事実関係を申し上げますと、全国農業協同組合連合会、いわゆる全農が地域の飼料米を集荷して配合飼料原料として飼料工場へ広域的に供給するといった仕組みとなつて

○古賀友一郎君 確かに、まだどういう状況にならぬのか、中身もつまびらかになつてゐるわけでは、ないだうというふうに思ひますので、今後、いろいろと中身をよくよく議論をしていく中で見えてくるのかも分かりませんけれども、いずれにしても、そういう実際のシステムにどういう影響が及ぶかという機能論をきちんとやっぱり検証していく必要があるんじゃないかなというふうに思つております。この点については、また大きな、これから与党との協議という話もございましたので、議論になつていくと思いますので、引き続まることの点は注視をしてまいりたいと思つております。

次に、麦、大豆に対する取組であります。この麦、大豆についても、先ほど佐藤局長の方

からも答弁の中で触れられました。需要は大きいに
あるのに自給率が低いんだということをございま
すので、これはまだまだ増産に取り組むべき作物
であると私も思います。

この麦、大豆については、いろいろ克服しなけ
ればならない課題も私自身も伺っておりますし、
いろんな課題があるようでござりますけれども、
逆に言えば、やっぱりこの麦、大豆を増産すると
いうことも、またこれは必要性があるわけですか
ら、これからそういう課題をどういうふうに克服
していくかとされておられるのかというところが
重要だと思うんです。そういう点で、政府の取
組をお伺いをいたしたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 先生御指摘の麦、大
豆でございますが、これにつきましても、水田を
有効に活用して自給率あるいは自給力の向上を図
るといったことが重要な戦略作物というふうに考
えておりますが、現在の自給率について言えども、
小麦が二十四年でございますが一二%、大豆が八
%というようなことに相なつていてころでござ
います。

この水田における麦、大豆の生産につきまして
は、どうしても水田で作付けする場合には湿害等
によりまして収量が不安定になるといったこと、
あるいはロットごとの品質のばらつきが出てくる
といったような課題を抱えておるところでござ
います。

このため、農水省といたしましても、このよう
な課題を解決するということで、今回、水田フル
活用ビジョンといったものを各都道府県、市町村
に作つていただきたいという中で麦、大豆の産地づく
りを支援していくといったようなことを考えてい
るところをございまして、その裏打ちとなります
予算につきまして、従来、産地資金と申しております
のですが、五百三十九億円のものを、これを二
十六年度産地交付金につきましては八百四億円と
いつたことで予算を増額しているところでござ
ますが、これと併せまして、大豆・麦・飼料用米
等生産拡大支援事業という事業によりまして、生

産性向上に資する機械の導入、あるいは、やはり何としても排水対策といったものが大事でございますので、こうした生産拡大に資する技術導入への支援、それと、強い農業づくり交付金によりまして、ロットごとの均質化に資する乾燥調製施設の整備を行うこととしているところでございます。さらに、二十六年度からは、新品種・新技術活用型産地育成支援事業という事業を創設いたしまして、やはり生産者と実需者と行政が一体となりまして、生産性あるいは加工適性に優れた新品種の導入を進めるといったようなことを開始したことろでございます。

このような支援などを活用いたしまして、現在、产地では、収量性あるいは加工適性に優れた小麦の新品種や、倒れにくく大粒で良質な大豆の新品種の導入等を図る。こういった動きが出てきているところでございます。

○古賀友一郎君　ありがとうございました。

現状、小麦は一二%、大豆は八%の自給率といふことで、これはまだやはり取り組んでいかなければならぬポイントだと思います。ともすれば飼料用米の陰に隠れてしまいがちなものですから、現場の農家とやっぱりコミュニケーションを取り場合には、餌料だけじゃないんだよ、これもやっぱり必要なんだ。もちろん、温害対策でありますとか、それから品質の確保という、これらいろいろ対策が必要な課題もあると思いますけれども、この麦、大豆についてもお忘れなきように、是非ともその取組を強化していただきたいと思います。

需要に応じて作れるだけ作るんだと、それによつて生産者の収入も増えるし食料自給力も高まる。マクロの農政としては大変私は良い方向といふふうに思つております。ただ、その成否の鍵を握るのは、やはり生産者の意欲をどれだけ引き出しができるかということではないかと思つております。そういった観点からいたしますと、今回の見直しでは、米の直接支払交付金の削減、廃止というところにスポットが当たりがちなん

すけれども、しかし、そうなつたとしても、生産者にとつては明るい展望が開けていくんだと、こいう感じを、イメージを持つてもらうということが大変重要なポイントじやないかなというふうに私は思つております。

この点に関しては、先週も同僚の堀井委員が、今回の見直しは生産者にとってプラスになる政策であることを説明していくことが重要だというふうな指摘をされました。私も全く同感であります。この指摘に対して奥原局長は、四つの改革をトータルで捉えればプラス効果は非常に大きいといった趣旨の御答弁をされましたけれども、いま一つこのイメージが湧きにくかったというのが私の率直な印象でございました。

○古賀友一郎君　ありがとうございました。

この米の直接支払交付金が一万五千円から七千五百円に半減した場合については既にシミュレーションが示されているというところでございました

一、平均的な集落を想定した上で飼料用米に転作したり、あるいは不作付け地を解消したりという一定の努力を行えば一三%増、集落全体で一三%の増というようなお話でございました。

○古賀友一郎君　ありがとうございました。

そういう状況でありますから、交付金を廃止した場合でもこれは将来展望は明るいと、こういふふうに感じてもらえるように具体的なイメージが描けるような、こういった定量的な説明をしていくとともに大変私は重要だと思つておりますけれども、この点について農水省のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君)　今お話をあつたように、直接支払交付金、これはいわゆる諸外国との生産条件の格差が、米は麦、大豆と違つて十分な国境措置があるためにそういう格差から生じる不利がないというふうに思つております。ただ、その成否の鍵

たきましたので、こういう構造政策の拡充であります。それから、先ほど来御議論でやつていく、そのための支援策の拡充と。与党で御議論いただいたときも振替、拡充ということでおつづいていただいたところでございます。

そこで、まさにそういう考え方で今から、先ほど申し上げたようにキャッチボールでやつていくわけですが、三十年産から米の直接支払交付金が半減からゼロになると、このときまた財源が出るわけであります。したがつて、キャッチボールをやっていきながら、その時点で担い手がどういう状況になつているかと、これをよく踏まえた上でその財源というものをしっかりと適切に活用していきたいと、こういうふうに思つております。

○古賀友一郎君　ありがとうございました。

この点について言えば、今日お配りしております配付資料の二枚目になつて申し訳ないんですけども、現行の基本計画では、平成三十二年度に食料自給率目標が達成された場合に熱量効率を最大化すると国内農業生産力で国民一人一日当たり二千百三十五キロカロリーは確保可能とされますがけれども、これは自給率目標五〇%を達成するという前提でありますから、非常に高いハードルであるわけであります。加えまして、利用する農地についても四百六十一万ヘクタールとどうも想定されているようでありますので、足下、これは今四百五十四万ヘクタールほどの農地ということがありますから、既に足りないという状況でありますけれども、これから耕作放棄地を想定されているようでありますから、非常に高いハードルであるわけであります。加えまして、利用する農地についても四百六十一万ヘクタールとどうも想定されているようでありますので、足下、これは今四百五十四万ヘクタールほどの農地といふふうに思つております。ただしいまして、これから耕作放棄地をどんどん再生していかなければ追いつかないといふ厳しい状況にあるというわけであります。

そこで、ちょっとこれは質問通告の順番と変わらぢよつと時間が切れで中途半端で終わつてしまつた質問なんですかけれども、遊休農地の所有者が不明の場合であるとかあるいは所有者との協議が不調に終わつた場合に県知事が裁定によつて利用権を設定できるという制度について、これは利用権の設定の上限が五年間ということなんですね。

これは先週の質疑の中で、山田太郎委員だったた

は、強制的な利用権の設定であるから必要最小限の期間でなきやならないんだと、そこで民法の短期貸借制度の五年に合わせたという趣旨の御答弁でありましたけれども、農水省自身の調査によりましても、担い手の希望する貸借期間という状況でありますので、この五年間ということで立法目的を十分達成できるんだろうかというのが非常にやっぱり疑問なわけです。

また法律上の手続に従つて借り貸でありますとかあるいは補償金というのはちゃんとお支払いするわけですから、憲法で保障された財産権を本当に侵害するということにはならないのではないかというふうに思つてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(奥原正明君) 都道府県知事の裁定による農地中間管理機構の利用権の設定といふに思うわけであります。この点について改めて御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(奥原正明君) 今年の法案審議のときにもお答えしたかと思ひますけれども、このリース期間をどうするかといふことでござりますが、当事者双方の合意に基づいて契約を締結するという場合には、これは法律上、五十年以内ということであれば合意で自由にリース期間を設定することができるわけでござります。借りる方からすればできるだけ長い方がいいと、こういうことにも当然なつてくるかと思ひます。

一方で、都道府県知事の裁定で利用権を設定する、このケースは、当事者の意思に反しまして強制的に権利を設定をするということになりますので、その間、この所有者の方の処分が制限されると、こういうことになりますので、期間は必要最小限にする必要があるというふうに考えております。このため、裁定によって強制的に設定するこの

農地中間管理機構の利用期間、設定期間につきましては、民法上の短期貸借の上限である五年を限度にしているところでございます。御指摘のように、長い方がいいというのは受け手の立場からすればよく分かるわけでございますが、この点、内閣法制局とも相当議論した上で、やっぱり私有財産制との関係もあって現在こういう法制度に落ち着いています。こういうことでござります。

これ、実際五年間で設定してやつてみまして、期限が切れそつになる、四年ぐらいたつた、その時点でもう一回この都道府県知事の裁定による利用権の設定に向けた手続を進めることができるのでござりますので、そういう時点でもう一回それまで修正することも十分可能じゃないかというふうに思つてお伺いしたいと思います。

○古賀友一郎君 ありがとうございます。

更新は可能だというお話をございました。ただ、やっぱり扱い手の方が手を挙げようとするときに、保障されているのが当初五年というわけでありますから、やっぱりそこは手を挙げにくくなつてしまつという状況はあると思うんですね。

それで、内閣法制局とも十分議論をされたといふことがありますから、やつぱりそこは手を挙げにくくなつてしまつという状況はあると思うんですね。

うござりますけれども、そういう憲法に抵触

このように農地の確保というのは大変厳しい状態というわけでありますので、主要作物の単収、特に米の単収はこれから上げていくということが重要になつてくるんじゃないかというふうに思っています。

この点について、私もちょっと教えていただいて驚いたんですけども、お配りした資料の一枚目なんですが、我が国の米の単収は世界第五位と

いうことのようでありまして、一位は、これは私も意外だったんですがエジプトとということのようであります。このエジプトよりも我が国は三割も低いという状況で、四位の韓国よりも一割ちょっと低いということで、中国と同じような現状だと

いうことのようであります。

これまで、どうしても作り過ぎないように作り過ぎないようにということだったんではないかと

いうふうに思われるんですけれども、自給力を強化していくという観点からすれば、やはりもう考え方を変えていく時期に来ているんじゃないかな

などいうふうに思つております。そこでお伺いし

たいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生の御指摘の水

稻の单収でございます。資料にも出ておりますよ

うに、これはFAOが公表した資料から試算しまして、水稻の生産量の上位三十か国の中第五位

といふように相なつておるところでございまし

て、全世界の平均収量は十アール当たり三百五十キログラムということに相なつておるところでござります。

さつき言つたように、耕作放棄地をこれからどんどん、やっぱりもう一回使えるものはどんどん使つていこうということが求められておりますので、是非法律の施行状況を見ながらやっぱり改めてまた検討していただきたいというのが私の気持

ちでありますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

○古賀友一郎君 ありがとうございます。

これまで量より質だという話でございました。

先ほど申し上げたように、やっぱりこれから食料自給力、いざとなつた場合にきちんと国民が食べていける、飢えない状態にするためには、農地の確保が厳しい状態の中でやっぱり单収の問題といふにはクローズアップされてくると思います。

もちろん需要を無視して作り続けるというわけにはいきませんので、そこは需要を横目で見ながらと

いうことになるわけでありますけれども。しかし、单収の向上について見てもまだ日本はこれは单収の世界の状況を見てもまだ日本はこれは单収を上げることは十分可能であると、むしろ世界第一位になつてもおかしくないんだというぐらいな感じは持つておられますので、是非これからもそういった取組を強化していくべきだと思います。

カリ等の良食味の品種が作付けされたといったよ

うこと、あるいは、より食味を高めるために肥料を与える施肥量を抑える栽培方法が全国的に普及したことから、どちらかとい

ますと量よりも質を重視してきた生産が行われてきたといったことがこのような結果になつて

いるふうに考えられているところでございま

す。

他方、実は近年は一定の品質で値頃感のある価格帯での米の供給が求められているといったようなことが出ておりまして、とりわけ中食でありますとか外食用の業務用米に対応した品種の開発が求められておるところでござります。

このようないニーズに対応するため、これまで、例えば、あきだわらというものがござります。これは十アール当たり七百三十九キログラムの单収がござりますが、こうした収量性が高い新品種の開発や、あるいは多収性品種の特性を生かす施肥体系、あるいは直播栽培などの省力・低コスト栽培技術の確立、こういったことを支援するといふふうに考えておられるのか、お伺いし

たいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生の御指摘の水

稻の单収でございます。資料にも出ておりますよ

うに、これはFAOが公表した資料から試算しまして、水稻の生産量の上位三十か国の中第五位

といふように相なつておるところでございまし

て、全世界の平均収量は十アール当たり三百五十

キログラムということに相なつておるところでござります。

この我が国の世界第五位という单収の順位でござりますが、一つには我が国の気候風土の特質か

らまいります日射量、あるいは病害虫の発生の多

寡等の生産環境といったものが单収の高いエジプトや何かに比べまして不利であるといったようなこと、また、消費者のニーズに応じまして单収よ

りも食味を重視してきたといつたことで、コシヒ

次に、最後の質問になりますけれども、今こうしていろいろな課題を私もお尋ねしたわけでありますけれども、これまでの以上の状況を踏まえまして、やはり冒頭申し上げたように、こういった改革を通じて、最終的には我が国の国民が、どんな状況になつても最後は国内農業生産力によつて国民はきちんと食べることができると、こういう一人一日当たり二千キロカロリーの供給について確保するんだということが必要なわけでありまして、今後、これから一連の改革をやつしていく中で、こういう状況が達成可能かどうかという見通し、あるいは決意も含めて農水省の考え方をお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副大臣(吉川貴盛君) 農水省の決意と言われば、すと大臣からお答えをした方がいいのかも知れませんけれども、私の方から簡潔にお答えを申し上げさせていただきます。

大変重要な御指摘を頂戴をいたしました。食料の安全保障を確保する観点から極めてただいまの古賀委員の御意見重要だと、こう思つております。

そのため、今般の改革におきまして、産業政策と地域政策を車の両輪として、農地中間管理機構の制度化や米政策の見直し、日本型直接支払の創設などを推進をするということになりました。

これらの推進はどれも農地扱い手などの食料自給力を構成する要素の維持確保に資するものでございまして、これらの施策の実施によりまして食料安全保障の確保に全力を挙げて努めてまいりたいと存じております。

○古賀友一郎君 ありがとうございました。

今後も続く世界の人口増加、それから発展途上国的生活水準の向上、こういったことを考えれば、必ずや熾烈な食料争奪の時代は到来すると思

います。折しも集団的自衛権の議論が本格化してきておりますけれども、私は、軍事的な安全保障とともに非軍事的な安全保障、これは非常にやっぱり重要な課題だと思うんです。エネルギー、水、そして食料、この三本柱は特にこれから極力

外國に依存しないような、そういう体制を取つていくことが重要だと思っております。

そういった意味で、是非ともこの食料自給力そ

して食料安全保障の推進について農水省としても

真剣に取り組んでいただきますようによろしくお

願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思

います。

ありがとうございます。

○中泉松司君 おはようございます。自由民主党の中泉松司でございます。

今回のこの法案の審査ということになりますけ

れども、自民党でももう四人目ということでありま

すし、全体でも一巡した後ということになります

して、大変質問で聞くべきところは先輩の皆さん

しっかりと聞いていただいているということを感じ

しておりますので、質問を作るところで非常に悩

みました。

先週末、地元に帰りました。私は農家のせがれ

でありますけれども、久しぶりに田植をしまし

た。質問をする前に米作つたという話なんです

が、田植をさせていただいて、二町五反歩ぐらい

の田植をさせていただいて、そのときに一服をし

ながら、家族ですけれども農業者である父と話を

したり、集落を形成されている農家の皆さん、そ

ういった方々と田んぼを見ながらお話をさせてい

ただいたり、またそういう話の中からいろいろあ

りましたので、各市町村の農業関係者の方々や

様々な方にお話を伺つて現場の声というのをでき

るだけ集めたいたなという思いがあつたんですが、

聞いてみると、農業者自身の理解を深めようとい

う努力も足りない部分もあるのかもしれませんけ

れども、ですけれども、やっぱりその中で我々政

治の側、行政の側ももつともっと丁寧に説明をし

ていかなければいけないんだろうなと。先ほど、

規制改革会議は、内閣総理大臣の諮問に応じ、

社会経済の構造改革を進める上で必要な規制の在

り方の改革について基本的な事項を調査、審議

します。そのワーキンググループの現状につき

ます。そのワーキンググループの現状につき

ましての事実関係を、先般、山田委員からの御質

問をいただいたので、その事実関係を内閣府の副

大臣の立場で述べさせていただいたことでござい

ます。

○政府参考人(大川浩君) お答え申し上げます。

規制改革会議は、内閣総理大臣の諮問に応じ、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示しする

ということ。私の立場は、まさに特命大臣として

稲田規制改革大臣の下の副大臣としてそのよう

な姿勢ということでよろしいのか、その辺につい

て真意を伺いたいと思っております。

○副大臣(後藤田正純君) ありがとうございます。

まず、規制改革会議の位置付けであります。

先ほども事務方からお話をありましたが、これは、

内閣総理大臣の諮問に応じて、まさに規制改革会

議のメンバーがいわゆる改革案につきまして審

議、調査して、それを内閣総理大臣にお示し

これから委員会の皆様方、また与党の皆様方と共にしなが、そしてあるべき姿を前に向けて議論していくという点においては、皆さん、一致していふんではなかろうかと思ひます。

もちろん、農協さんの今までの、また政府などが政治の世界、地方自治体との協力関係ですね、先ほどの目的達成のために大きな役割を果たしてきたということは紛れもない事実だと思います。その中で、一方で言われておりますのは、その相

けれども、現状はどうかと。当然、まさに地域政策、この前も山田委員の話の中でも、いわゆる社会政策と産業政策、二つに分かれますねと。もちろん共通する部分もあるかと思いますが、やはり国土保全の問題だとが生産調整、また治水の問題、利水の問題、またURの当時の六兆円も使った構造改善事業につきましての検証も含めて今現に行われております。

上、また担い手、また所得の向上と、そういう政策的なこともちらんであります、やはり産業的な部分においても、輸出だとか、私も當時、松岡農林大臣、亡くなられた大臣と三回中国に行きました、検査結果という検疫のトップと交渉しまして、そこから輸出をさせていただく、自民党で初めて輸出の議員連盟をつくりたときの事務局長をさせていただきました。また、やはり生産性と技術革新だとこういったことも進めていく上で、農協さん、政府、一緒にやつてきたと思います。また、食育もそうでござります。食育基本法も私は初めての議員立法でございました。十年前ぐらいでございましたけれども。

吉田同時は、食品安全の問題について、いろいろ検討をいたしましたが、今現在は、まさに先ほど来議論が出ております扱い手不足の問題、高齢化の問題。また、昔は小さな単協が一万を超えてあつたわけですが、今七百になつていているという現状、まさに、多段の兼業組合員の見だ、まさに農業者以外

の准組合員の増加。また、信用事業に依存をする部分も高くなつてきましたして経済事業がなかなか難しくなつてきた。また、他業種のいろんな展開による民業圧迫の問題。また、没個性、没アイデア、そういう現場の声もございます。また、責任の不明確、危機意識の問題、競争原理の問題。また、食生活もどんどん変わつてしましましたし、サービス業のいろんな環境も変わつきました。

す。 もちろん農協さんも担いながら、本来の主役である農業者、そして国民生活に資する改革を是非やるべきだという思いは私自身思つておりますし、先般、農林大臣からも真剣に受け止めるという御発言もあつたようござります。我々のやりしなくてはいけないことは、第一条の目的を国内外の現状を踏まえてそれを達成することが求められている、私はそういう立場だと思つております。

す。
いわゆる課題、乗り越えなければいけない課題
という意味では大変危機感を持たれているという
こともよく分かりましたし、そこは共有すべきと
ころというのは我々もみんな共有しなければいけ

た、ただ、その課題を乗り越えるに当たっては、議論をした上で様々な道筋があるというふうに思います。今回の農業ワーキンググループで出された意見というものはその一つの道筋を示すものであ
ない点であると思います。

ると思ひますし、かなり大胆なものではありますけれども、議論を喚起するという意味では私も意味が大変あることだと思つておりますが、そんな中にあつて、最近の、先ほども申し上げましたけれども、報道等を見て、いと見ると、その意見といふものがさるものこの方向でもう進んでいくんだと、この道でいくんだというような印象を受ける方も多く思ひますし、私も実際そういう印象を受けております。

はなくて、先ほど副大臣もおつしやっていただましましてけれども、変えなければいけないとこまではなればいけない。ただ、その変える方法や、どのような方向を目指すのかという点について様々議論があるということは是非御理解をいただきたい点であると思つております。

そして、ましてや今後、この後与党内での議論も経てということにならうかと思つております。

論を進めていくことになると考えておりますけれども、そういった点に関して、こういった今の現状を踏まえどどのような手続、どのような入り方で議論を進めていくのか。そしてまた、今盛んに議論の準備をしている最中だと思いますけれども、自民党内でも与党内でも議論の準備をされているところだと思います。そういうところを踏まえて、どのようにいわゆる議論を受け止めていくおつもりか。我々はあくまでやっぱり様々な議

うに思つておりますので、しつかり受け止めていただきたいと思つておりますけれども、お考えをいただければと思います。

何事も立法院のやはり御意思をしつかり反映して執行するのが行政政府でございますので、その中の様々な提案については、当然のことながら、委員会、また与党のいろんな方々の御意見をいただきながら、また同時に主体者である農家の方々

○中泉松司君 今、うがつた見方をすると結論あ
るまじめを達らして、もつてはまな、かこ、う
月という一つのタイミングを見て、具体的な農業
改革の推進につきまして皆様方の意見を集約した
中で規制改革の実施計画に反映できればと、この
ようになります。

ふうな御意見を伺つたりもいたします。是非とも
も、そういうことではなくて、今後の与党内の
議論、そして様々な議論をしっかりと受け止めて
いただいて、その上で方向性を見出していくとい
うことを肝に銘じて議論を進めていただければ
思つております。

○委員長(野村哲郎君) 後藤田副大臣には御退席
いただいて結構でござります。
○中泉松司君 それで、もう一つ、規制改革会議
農業ワーキンググループの意見には様々触れられ
ておりますけれども、その中に一つ気になつたと
ころをちょっと御確認をさせていただければと
思つております。

だからこそ、地域の信頼を得て、農地の監視や理機構のサポート等々をしっかりとやついていたんだ
かなければいけないと私は感じておりますが、今
までの農業委員会の役割というものを踏まえて、
今回の意見というものをどのように受け止めてお
られるのか、本来であれば岸先生がいるときに聞
けばいい答えが聞けたのかもしれませんけれども、
ちょっと今席を外していらっしゃいますが、

思つて、前向きな御答弁をいただければと思いま
す。

○國務大臣(林芳正君) この規制改革会議のワーキンググループは、五月十四日に意見を取りまとめられたとあります。が、農業委員会は、やはり農地に関する市町村の独立行政委員会でございます。したがつて、担い手、農地の利用、集積、集約化をすること、それから新規参入の促進をすること、耕作放棄地の発生防止、解消をすること、こうなことを積極的に進めていくというのが非常に大事だと、こういうふうに思つております。

今日の見直し改革会議の改革の案も、農業委員会

や農業者のヒアリングも行われて、生産現場を改善して農業を成長産業とすることを目指して検討されたと聞いておりまして、問題意識は共通であります。今委員と副大臣がやつていただいたとおりとすると、今委員と副大臣がやつていただいたとおりであります。具体的な内容については今後与党

とも協議をしながら検討したいと思っております。

なお、自民党の農業委員会・農業生産法人に関する検討P.T.というのが御案内のようにありますて、座長は西川衆議院議員ですが、座長代理が岸宏一先生と。さらに申し上げますと、事務局次長

には山田修路先生、舞立昇治先生、それぞれ御就任をいただいていると、こういうことでございまして、そういうPTを中心にして議論がされるものと、こういうふうに承知しておりますので、よく政府と入党連携して検討を深め、成案を得てまいりたいと、こういうふうに思つております。

○中泉松司君 ともすれば、農業委員会、地域によつては機能していないところがあるというのは、これは認めなければいけないと思いますけれども、しっかりと機能しているところというのもあ

おとつて、群馬県に農林水産委員会で視察に訪れた際も農業委員の皆さんとお話をちよつと雑談の中でさせていただいたんですが、

これ、どこに行つても同じようなことを言われる
んですけど、いいよと、我々が要らないのであれば
いいよと、じゃ、やってみればいいじゃない、で
きつこないよというふうにやつぱり言わるんで
す。

それは、たかをくくつてはいるといふうな見方もできるかもしれません、事実、それだけの自己負担、それだけの自信があつてその仕事に関わつておられるということの裏返しでもあると思います。そういう声というのは、現実にいなくなつたときのことを考えると、私もいわゆる現場がどうなるんだろうかという心配もありますし、そういった中にあって、やっぱりしっかりと機能しているところの意見というものを踏まえて、是非とも、これは私は個人的には維持してほしい制度だと思っておりますけれども、しつかりと機能するような制度として議論の末に方向性を出していただきたいと思つております。

になります。しかしながら、これらは現場の農業者等の皆さんのが作成される事業計画の基礎となるものでございまして、法の施行後、速やかにこれらが定められて滞りなく事業計画の作成及び認定が行われることとなるように、都道府県や市町村との連携を密にいたしまして、都道府県の基本方針や市町村の促進計画の準備作業が本年度中に完了できることとなるようにならうに考へております。

このため、具体的には、国の基本指針の案の作成、それから都道府県の基本方針、それから市町村の促進計画、こういった方針、計画のひな形を示すといたこと、それから、これらの作成に当たりましての事前の御説明ですか相談に応ずるといった事柄、こういったことにつきまして、法律を成立させていただきましたらできるだけ早い段階から取り組んでまいりたいと考えております。

○中泉松司君 成立したらという前提だとは思うんですけども、是非速やかに進めていただける

ようにお願いいたします。
また、国では現在、新たな食料・農業・農村基本計画策定に向けた議論を行っておりますが、国的基本指針は基本計画との連携がしっかりと図られるものになるのか、その基本的な考え方について大臣の御見解を伺います。

となると、こういうふうに考えております。この基本指針において、多面的機能の発揮を促進するためには、必要な目標、例えば、多面的機能の発揮を促進するための地域の共同活動、これが将来にわたって適切に実施されること、それから中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施が今後とも適切に図られること、それから自然環境の保全に資する農業生産活動、今後これが地域において広く普及すること、こういうような多面的機能支払や中山間地域等直接支払、若しくは環境保全型農業直接支援、こういうものの適切な実施を通して実現を目指すべき事項、こういうものについてこの基本指針に定めていただきたいと、こういうところを検討しているところであります。

○中泉松司君 基本的な押さえるべきところについて規定をしていただきたいということであると思いつますけれども、特に将来にわたってしっかりと安定的にやれるかどうかというところは、やつていただけるんだろうなと思っていながらも、ちょっと不安を持っている方々というのは結構いらっしゃるよう見受けられます。実際に現場を回ると、本当にこれは統くのかいみみたいな話があつたりもしますので、そういうふうなところは是非とも気遣つていただきたいところだと思います。

また、この申請をするに当たって、農業者が申請をして取組をするに当たっては手続が負担にならるというのは前からも触れていたのであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

第八部 農林水產委員會會議錄第十二号 平成二十六年五月二十日 [參議院]

おりますが、実際に、農水省でオーケーと言われても最終的には検査員のチェックを受けなければいけない、そして、そこで要綱、要領に基づいて厳格に指摘がされるときつちりとした書類を再提出しなければいけなくなる、そういうことが今までのこういった施策でもあったやに伺つておりますけれども、そういう心配がないのかということを危惧しております。それらに対する対応についてお伺いをいたします。

○政府参考人(三浦進君) お答え申し上げます。

先生のお話にありましたように、多面的機能支払の実施に必要な事務手続につきましてはいろいろ簡素化等を図ることとしておりまして、交付金の交付手続や書類の簡素化ですとか、作成書類のひな形を示したり、該当項目をチェックする様式を取り入れたり、あるいは市町村の確認事務の簡素化、それに必要な提出書類の簡素化といったことを行つて、農業者等の事務負担の軽減を図ることとしております。

こういった手続、書類等につきましては、要綱、要領に定めるほか、QアンドAとか説明資料を用いまして、現場の活動の根拠となるような文書を明確に定めて通知、配付いたしまして、農村現場まで徹底されるように周知を図つていくこととしているところでございます。

また、制度の趣旨に即して適切な執行が行われることが必要でございまして、地方自治体等に対する説明会の開催ですとか問合せ窓口の設置等によりまして、現場への制度の丁寧な説明に努めているところでございます。

また、会計処理でございますけれども、活動組織が作成する金銭出納簿を市町村長が確認して交付金の使途をチェックするとともに、地方農政局が毎年度、活動組織の中から抽出して証拠書類等の検査を行うといったことをすることとしております。

こうしたことによりまして、活動の実施に際して丁寧に説明する、それから農業者等の理解の促進に努める、地方自治体や国によるきめ細かな確

認や指導を行うといったことを通じまして、御指摘のような事態が生じないように未然の防止に努めまして、適切な執行が確保されるように対応し

ていますけれども、そういったところでやり取りをさせていただいていますと、各市町村も実際かなり財政状況が厳しい中で人員の確保というものが多分、基礎的な自治体、市町村等になるんだと思いませんけれども、そういったところが頼るべき

○中泉松司君 実際に、農業者の方々が頼るべきが難しい、マンパワーが実際かなり低下をしてきているという中で何とかかんとかやつていていうのが現状であるというふうにもよく伺います。

そういう中につきまして、各市町村もなかなか大きい負担になつて、やりくりができるといつた制度なんですが、なかなかなつてしまつて、それが農業者の負担になつてくるわけですから、それが非常にうまくいくべくないと困るなというふうに感じております。

是非ともそういうところを、しっかりとその声に応えていただきたいと思いますし、また、様々な団体のOBAさんを雇つていわゆるそういう処理をしていただく、事務処理的なことをしていくだくということ也可能だというふうに以前から伺つていますけれども、実際のところ、人口が少ない地域だとなかなかそういう人材が集まらないし、そういう人材の人に声を掛けても余りいい返事が聞かれないと、いうような地域もあるというふうに伺つています。そういうところでは将来的に負担にならないよう、将来的にといふか、農業者の負担にならないように、そういう声に応えていかなければいけないと思っております。

○政府参考人(三浦進君) お答え申し上げます。

市町村が厳しい状況、人材不足等、マンパワー

不足といったような状況にある中で負担が大きいと、それが農業者等の負担になつていくのではな

いかという御趣旨だと思いますけれども、先生のお話にありましたように、この委員会でもお答えを一度申し上げておりますけれども、この多面的機能支払における地方公共団体の事務負担につきましては、推進事務に要する経費を定額助成する推進交付金を、平成二十五年度の前身である農地・水保全管理支払の際の約十億円から三倍に増額して約三十億円を二十六年度予算に計上しております。こういった予算の活用を図つていただく

そういうことが一つございます。

それから、この交付金の推進を図るために、都道府県、関係市町村、それから農業者団体等が構成されます地域協議会というのをつくつていただいております。都道府県等に設置されておりま

して、そういう地域協議会は、活動組織への制度の説明ですか、あるいは活動に関する指導や助言といった推進事務を担える仕組みとなつておりますので、こういった地域協議会の御活用を図つていただくというのも一つの考え方だらうと思いま

ます。

また、これは若干三月にお答えしたこと等の繰り返しになりますけれども、市町村、活動組織が行う事務につきましては、JAですとか土地改良区、そのほか農業生産法人等の団体等、こういう事務処理を適切に行えるところに委託をする、あるいは旧市町村等の広域的なエリアを対象として組織を設立することによりまして複数の集落に係る事務を一本化して行うといったようなやり方もございます。

これらはこれまでの議論でも答弁はありましたが、改めて、米政策において直接支払交付金を廃止する理由について、特にこの人口減少、主食用米の需要減少といった観点を踏まえて、その理由について改めてお伺いをいたしたいと思います。

○副大臣(吉川貴盛君) 米の直接支払交付金につきましては、米、麦は大豆等とは違いまして、大臣は何回も答弁をされておりますように、十分な国境措置があるため諸外国との生産条件の格差から生じる不利はないこと、さらに、全ての販売農家を対象とすることは農地の流動化のベースを達成する面があること、そしてまた、人口減少や主食米の需要減少などによりまして潜在的生産力が需要を上回つていている状況にあることなどの政策的ややすいといった声も聞かれるんですけれども、いわゆるこういった支援策に網の目からこぼれ落ちるようなところがないように、是非ともしっかりとやつていただきたいと思っております。

次に、米政策についてお伺いをいたします。

今回の米政策の見直しの背景には、人口減少、生産調整も拡大し続けなければいけない、拡大せざるを得ないという状況が背景にあるんだと思つております。

そういう点を踏まえて我が国の将来を考えると、農地利用の集積、集約化、あるいは営農組織の強化など、担い手を育成、確保し、農業を魅力ある産業としていくことが不可欠であると私も考えております。

戸別所得補償制度というのは全ての販売農家さんは対象にしておりましたので、農家さんにとっては評判の良かつた制度であるというふうに思いますが、それでも、人口減少社会、高齢化が進んでい需要も減つてきているというこの社会において我が国農業の将来を考えたときに、農業構造の固定化というものが生まれてしまうものであると言えます。

戸別所得補償制度というのは全ての販売農家さんは対象にしておりましたので、農家さんにとっても言わざるを得ない点があると思っております。

これまでの議論でも答弁はありましたが、改めて、米政策において直接支払交付金を廃止する理由について、特にこの人口減少、主食用米の需要減少といった観点を踏まえて、その理由について改めてお伺いをいたしたいと思います。

○中泉松司君 規模の大きいところであれば比較的大ややすいといった声も聞かれるんですけども、いわゆるこういった支援策に網の目からこぼれ落ちるようなどころがないように、是非ともしっかりとやつていただきたいと思っております。

こういったことにつきまして、地方自治体あるは現場まで周知徹底いたしまして、事業の円滑な推進が図られるように努めてまいりたいと考えております。

市町村が厳しい状況、人材不足等、マンパワー

一方では、この交付金を前提に機械、施設の投資を行ってきた農業者もいるために、平成二十六年産から単価を削減した上で、平成二十九年産までの臨時措置とすることといたしたところです。

○中景松司君　いろんな見方はあろうかと思いま
すけれども、農業のいわゆる構造を変えていく、
時代に即した農業構造をつくっていくという意味
では、そのスピードが鈍化してしまった点もある
のだと私は感じています。いわゆる時代を切り開
くための農政というものをつくっていくために
は、いわゆる集約・集積といったところ、担い手
づくりといったところにもっともっとスピード感
を持たせるということは必要であると私は考えて
います。

その中で、今回の交付金対象者の要件として、
新たに認定新規就農者を加え、規模要件は課さな
いといった、そういう変更が加えられることにな
なりました。以前の答弁でもありましたけれども、
小規模でも複合経営にしっかり努める農家等
に配慮をしてやられたものだと理解をしていま

これ、私のイメージが強過ぎるのかも知れませんが、以前の集積を図るための施策というのは、これから集落営農組織なんかを組んでいかないともうやつていけませんよというような色が強くて、我が家も含めてなんですかれども、危機感を持つて、じや、これは組んでいかないともうついていけないんだということですから、かなりの集積、集約が一気に図られたという点はあつたんだと思ってます。現に我が家もそれで集落営農を組んだという点もあるんですが、我が家だけではなくて、地域でも全国的にも、これはデータを見れば分かることでありますけれども、それによつて集積が進んだという点もあると思います。

今回のいわゆる規模要件を課さないといった点であつたり、新規認定就農者を認めるという点であつたりというところは、以前に比べると多様性を認めた上で集積、集約を図っていくということ

を同時に進めていくというような考え方であるのだと、私の受け止めとしてはそういうふうに感じさせていただいているんですが、これをどのようにしてしっかりと両立して、いわゆる強い農業づくりを進めるということとしっかりとそのフォローアップをしていくということを両立していくのか、そこら辺の考え方についてお考えをお伺いさせていただければと思います。

○副大臣(吉川貴盛君) 我が国の農業を発展をさせて国民に対する食料の安定供給を確保していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要であると考えております。

この経営所得安定対策の見直しにおきましては、意欲と能力のある担い手に对象を明確化をするといたしましたところでありますけれども、その際、小規模であつても複合経営や六次産業化に取り組むことで所得を上げていこうとする意欲と能力のある農業者に対しましては、今回の担い手経営安定対策の改正案では規模要件を課さないとしているところでもございます。こうした者も担い手でござりますので、規模要件を外したことは構造改革を進めることと両立をするものと考えているところでございます。

○中泉松司君　どれぐらいの人数が認められるとになるのかというのはちょっと私も見てみないと分からぬと思うんですが、そこら辺を見据えながら、しっかりと今後の状況を見ながらそろいつたところは目くばせをしていただいてお考りをいただければというふうに思っておりますし、そこら辺しっかりと進むように、その視点を持って取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、飼料用米の活用についてお伺いをいたります。

政府は、今回の生産調整の見直しに伴い、麦や大豆、飼料用米など、需要がある作物の生産振興に大きくかじを切ろうとしています。特に、潜在的利用可能量が四百五十万トン程度、四百五十三万

トントンというふうに前見たような気がしますが、試算される飼料用米への期待は大きいものがあります。このため、飼料用米については収量に応じた数量払いを導入しインセンティブを高めようとしているのは、これは御案内とのおりであります。収量を得る努力をした上で積極的な活用をするとが求められているんだと思います。特に、飼料用米の数量払いによる助成には数量の確認というものが不可欠になりますけれども、JJA等、農産物検査機関による数量確認が義務付けられることになるとおもいます。

この農産物検査法に基づく検査によって主食用米と同程度の検査費用、もし一キログラム当たり一円等を負担することになりますと、量が増えれば増えるほど検査費用の負担も大きくなりますので、飼料用米増産の足かせになるようなこともありますのではないかというふうな指摘がされていたりしております。

そこで、この検査の必要性、そして費用負担についての考え方について見解をお伺いをいたします。

○政府参考人(佐藤一雄君) お答えいたします。

今先生から御指摘いただきましたように、平成二十六年度から餌米につきまして数量払いを導入するといったことになるわけでございますが、この際、十アール当たり最大で十万五千円の高い交付金が支払われるということになりますのですから、やはり納税者の理解を得るためにもしっかりと支払の根拠となる数量につきましては客観的な確認が必要だというふうに考えておりまして、農産物検査機関による数量確認、これを要件とすることとしたところでございます。

また、今後飼料米の生産量が増加して広域かつ恒常に取引されるということが見込まれますことから、事業者が現物を一々確認することなく効率的な取引ができるようになりますといった、こういった必要性が出てきておるところでござります。

また、畜産サイドからも、やはりこれは畜産物の品質や何かにも影響を与えるものでござりますから、水分の含有量の問題でありますとかあるいは異物混入がないといったような、こうした品質あるいは規格といったものが求められるような情勢になつておりますと、こういうことを踏まえまして、飼料米につきまして農産物検査規格の設定を行なうこととしているところでございます。

なお、今先生から御指摘ございました検査手数料でございますが、我々が把握しているところでございますと、大体キログラム当たり一円を下回るような登録検査機関が大宗を占めているような状況でござりますので、飼料米の数量払いの助成単価、これキログラムにしますと百六十七円でございますので、この中で貯えるんじやないかというふうに考えておるところでございますが、いずれにしても、よく今後現場の動向といったものを十分注視していくたいと、このように考えておるところでございます。

○中泉松司君 ありがとうございます。

今、人口減少社会、そして需要が減つてきていたときましたが、何としても私たちの次世代にバトンを渡せるような農政というものを今構築しなければいけないと考えております。

そこで、飼料用米以外の作物も戦略作物ももちろん大切なんでありますけれども、新たな選択肢としての飼料用米というものは期待が大きいものがあると思います。ただ、その一方で、飼料用米には、多収性品種の種もみの確保やその栽培に係る技術的な課題、貯蔵・輸送体制の未整備、需要先とのマッチング等、課題も多く指摘されているのが事実であります。

一般の質問でも、何人かの委員からそれらの課題に関する質問がされております。私も以前、飼料用米への誘導をするためには日本海側への配合たし、先日、舞立委員の方からも同様の質問がされておりました。これについては改めて触れるこ

とはしませんけれども、たゞ、方向付けをしていく上で、やっぱり誘導、農家の皆さんのがイメージしやすい誘導というものは必要になつてくるんだと私は思つております。

例えば、秋田県では比内地鶏というのが日本三大地鶏として……（発言する者あり）ありがとうございます、日本三大地鶏として人気を、北海道の小川先生からも人気を博しておりますけれども、そういうふうな地域、たまたま比内地鶏の地域というものは秋田の県北部の地域でありますけれども、大型の養豚業者も多くございます。そういったところではやはり地域で消費するんだというような意識も高いと思いますので、順調に作付が拡大していくような傾向にあるというふうに県からも伺っております。

一方で、それ以外の地域、そういうふうなところが盛んでない地域と言つたら失礼かもしませんが、それ以外の地域では、価格が低い点であつたがりこれから安定的にやつていてけるのかという点であつたり、そういうふうなところでも不安を抱えて、実際静観をされているというようなそういう地域も一方でありますて、かなりそいつた差が大きいなどというふうなのを実際感じさせていただいております。

た上で成立する農業といふものを持つていかなければいけないと思うんですが、米価の下落的可能性といふものは全く否定できるといふものではないと思います。狙いどおりに需給バランスが取れるような状況といふものをつくるのがベストだとは思いますけれども、そいつた状況に必ずしも一〇〇%なるとは限らない中で、もし万が一そいつた危惧するような状況が生まれてきた場合の、いわゆるサーフェティーネットではありますんけれども、いわゆる保険でもありませんが、せんけれども、しっかりと主食用米の米価の変動に左右されないような農業という意味では、飼料用米の可能性というものはそういう意味でも大きいと思っておりますので、是非、むらといふものがある程度解消し

た上で進めていくべきだと私は考えております。そういう中で、やっぱり農家がイメージしやすいものをつくるというのが大切だと思つております。それで、その一環で私も配合工場なんというものを出させていただきたいんですが、要は、しっかりと飼料用米を新たな可能性として農家の皆さんに認識をしていただきたい、その上で積極的に活用していくいただくという意味では、やはり自分たちが作っている米というのが例えば日本の畜産を支えているんだですから、自分たちの作った米というのがこういうふうに使われることによって新たな農業の可能性というものが切り開かれているんだというような実感を持つていただけてこそ初めてこの飼料用米の活用といいますか、新しい米政策といいますか、そういったところが開かれていくんだと私は考えておりまして、是非ともそういうふうな点を踏まえてどのように振興を図つていかれるおつもりなのか、お考えを、そして決意をお伺いをいたしまして、質問を終わらせていただければと思います。

これは強く私は個人的に思つてているんですが、そういうふうな点を踏まえてどのように振興を図つていかれるおつもりなのか、お考えを、そして決意をお伺いをいたしまして、質問を終わらせていただければと思います。

○國務大臣（林芳正君） 大変大事な御質問だと、こういうふうに思つております。

やつぱりイメージを持つていただき、先ほどどなたかがおつしやつたように、古賀先生だったかな、主食用の米を作つてあるブライドというのがちょっとあつたと思いますが、やはり餌米を作るとときに畜産に役立つてゐるということをやつぱり認識をしてもらつて、その上で非常にそういうことは大事だと思っておりまして、私も時々行きますが、平田牧場ですね、米を使った豚の方がいい豚ができるということでブランド化をされちゃりますし、それから卵でも、こめたまとか、豊の米卵、こういうのが出てきておりまして、やは

り日本で畜産をやるという意味で米で畜産をやつしていくということがこういう付加価値につながるということをどうやって後押ししていくかと、これが大変に大事だというふうに思つております。こういうケースがどんどんどんどん増えていくと、いうことに合わせて、こういうことを使って、生産者や畜産農家に飼料というのはこういうことがありますよということを十分に認識していただきながら、需要に応じた生産、利用、こういうことが増えていくと需要も増えていくと、こういうことであります。

よく我々が申し上げる四百五十万トンというのも、現行のいろんな研究、実験ベースだと四百五十万トンということですが、いろんなやり方を工夫していくことによってこれは上がる可能性もあると、こういうことでございまして、そういった意味で、先ほど来ヤツチボールと言わせていただいておりますけれども、都道府県、市町村、JAの皆さんと一緒にになって推進体制をつくって、生産者、これは耕畜両サイドということですが、しつかりとヤツチボールをしながら、地域の実情に応じてしつかりと取組が行われるようこ支委

中京公司君 プライドとハラ話がありましたナ
情じゆう いふと はらわざ あつりまし たナ
正義を行おへ、しむ
をしてまいりたいと、こういうふうに思つており
ます。

○委員長(野村哲郎君) 午後零時四十分に再開す
れども、主食用米を作るプライドというのはやっぱり私も感じます。農家の皆さんと話していくのも、なぜ我々が米を作つてそれを鳥や豚に食わせなきやいけないんだというふうなことをおつしやる方もいらっしゃいますけれども、ただ、先ほど大臣からもお答えいただきましたように、しっかりと畜産を支えるというプライドというのものが方であるんだと思っておりますので、是非ともそういうたところは農業者がそういう意識を持つていただきて積極的に取り組めるように後押しをしていただけますように心からお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。
ありがとうございました。

ることとし、休憩いたします。
午前十一時四十分休憩

午後零時四十分開會

○委員長(野村哲郎君)　ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

今日は今季農長からありました結果所得安定、そして日本型直接支払、多面的機能の関係でございますけれども、政府は一貫して新しい農

業・農村政策ということで、これまでも農地中間管理機構の創設、そして経営所得安定対策の見直し、さらには水田フル活用と米政策の見直し、そして日本型直接支払制度の創設など、これらを一本

「一いつが直すお供月の金額を」と、こゝを一休
でうたってきただおるをさううに思いますので、
それらを含めた質問をさうせていただければなどい
ふうに思つてゐる。

さう思つております
まず、大臣にお尋ねをしたいと思いますけれども、衆議院で審議が行われまして修正がなされま

○國務大臣(林芳正君) 政府提出法案の扱い手經
旨安定法の改正案に付(まつて)、衆議院(こうぎいん)
した。そのことについての御感想をお聞かせいた
だきたいと思います。

官民連携の取り組みとして、収入変動に対する総合的な施策の検討を求めて、根本的に改めて、これまでの政策を改めて、より良い方向へ進んでいきます。

農林水産省としても平成二十六年度の当初予算、これに収入保険の調査費を計上しております。これもつて収入保険の導入に向けた検討を進めておるところでございまして、衆議院農林水産委員会において全会一致でこの修正案が可決されたということは今後の収入保険の導入の検討を円滑に進めていく上でプラスになるものと、こう

いうふうに考えております。

○郡司彰君 午前中の議論でも吉川副大臣の方からございましたけれども、この経営所得安定対策というのは、これまでの戸別所得補償に変わり得る制度、それをより効果をあらしめる制度だとうことでございましたけれども、改めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) これは再々御答弁を申し上げてきたところでござりますが、所得補償をやつてきた、名前だけは経営安定対策ということをやつてきたが、その間検討を重ねまして新しいこの制度にしたわけでございます。

したがつて、選挙での公約等も踏まえた検討と定義にもよるわけでございますが、より安定的に効率的にやつていく農家の方が大宗を占める方向という意味で、一段とその方向で進んでいくものというふうに考えておるところでございます。それで、委員が変わり得ると言うのがどういう

○郡司彰君 これまでの議論の中でも、例えば構造改革を若干後退させる要因が含まれているとか、あるいはまた国境措置があるということによつて支障が生じないというようなお話をございました。私は、この後の議論でまたちょっとさせていただきたいというふうに思いますが、このことに関して言えば、そもそもが狙いが違うんだろうというふうに思つております。そこで、この主要な食糧について恒常的な差額が生じているものについて経営を安定させるためにこのよつた制度を入れたというふうに思つております。さらに、いろんなばらまきなどという批判もございましたけれども、今回の、また来年から変わることでありますので、国境措置そのものというような言い方だけになると違和感を感じると

でいいますと、対象の人数というのも限られて

きております。百二十万ぐらいといわれる農家の中で二五、六%というような数値も言われておりますけれども、一体このように対象を限定をしておるような政策というものはほかの国であるんでしょうか。歐米の中でもそのようなものがあるん

だとすれば教えていただきたいと思いますが、よく野党案提出者がおつしやついていたのは、アメリカやEUの直接支払制度の対象者について申し上げますと、原則としまして、アメリカにおいて申しあげましては、対象面積が十エーカー、約四ヘクタール未満又は直接支払受給額が百ユーロ未満の農業者は支給対象外という形になつてござります。ま

た、EUにつきましては、対象面積が一ヘクター

以上でござりますけれども、それ以下の農業者

は支給対象外とされているところでございます。

○郡司彰君 今それぞれの話をなされましたけれども、それぞれの国の平均的な生産農家が所有をしている例えは広さというものは、これは日本と全然違うわけでありますね。

そういう意味では、そこのところの問題もある

し、欧米なんかは逆に言うと大きなところに抑制

して支払うと、こういうような仕組みを持つてい

るんだろうというふうに思いますけれども、全体

を含めて、先ほど申し上げましたように、いわゆる岩盤としての戸別所得補償というものと、今

おっしゃっているような中身というものというも

のは、私は若干理念が違うところの議論をしてい

るんじゃないかなと。

そういう意味では、この戸別所得補償の関係、

余り今日時間がありませんので細かくは言いませ

んけれど、例えは農地の利用率でありますとか、

それから実際の数字として規模拡大というものが

阻害をされるというような言い方をなされました

けれども、これまで農地バンクを含めて三十数年

間やつてきて、それまでの総予算を含めて絶対的

に集積をされたのがどれだけの面積だったのかと

いうのはこれまで何度も何度も議論をしてきました。

私は、そのような観点からしても、余り戸別所得補償というものが言われるようなマイナス面ではなかつたんだというふうな思いを持つております

けれども、改めて大臣、もし何かありましたらばお願ひします。

○國務大臣(林芳正君) 大変本質的な御質問だと、こういうふうに思いますし、実は衆議院の委員会でも、そこの部分について、衆議院の場合は野党案の提出者からもいろいろ御答弁もあって議論は深まつたと、こういうふうに思つておりますが、よく野党案提出者がおつしやついていたのは、静かな構造改革と、こういうふうにおつしやつておられまして、確かにそういう部分が、私もお聞きをしておりまして、おつしやるようなことがありますのかかもしれないなと思いながらも聞いておりましたが、一方で、選挙で公約をしたことに従つて法律を整理していくことに加えて、何年ぐらいためにこれを実現していくのかということ

がこの静かな構造改革ということになりますとな

かなか見えにくいというところ、一方で、耕作放

棄地や、今日午前中の御質疑にもありましたよ

ういうことでござります。

それからもう一つは、人と農地プラン、民主党

政権時代に始めていただきまして、ここの中で、農地中間管理機構のようなものがあつて、これを促進していただくと有り難いと、人・農地プラン

の話合いの中からそつういう御希望も出てきたと、

こういうこともあつて農地中間管理機構なるものも先国会でお認めいただいてやつてしまつたと、こ

ういうことになつてきましたと、こういいまし

て、そういうことを併せて持つてしっかりと積極的

に扱い手への集積というものを進めていこうとい

うのが我々の考え方であるということでございま

す。

○郡司彰君 これは、大臣は経済的なことについては私よりもお詳しいわけでありますけれども、私は、いろんなことを、経済の関係について、上部が決定をしたからといって下部までは決定でき

ない、つまり、逆に言えば、下部のその実態とい

うものが上部を規定するようなことというのが実際の経済の動きだらうというふうに思つているんです。そういう意味では、理屈からいと、構造改善に後れを取るというような話をよくされますけれども、実態としては私は戸別所得補償の方がこれまでよりもいろんなものが動いてきていますと、こういうふうな感想を申し述べたいというふうに思つております。

次に、戦後の農政の改革史の中で、今回のこの四つを含めた新しい農業・農村政策というのは、例えば六一年のときのあの基本法、それから一九九年のときには議論をされました新基本法、それらも含めてどういうような位置にあるんでしょうか。どの程度の重要性を持つているとお考えでありますようか。

○國務大臣(林芳正君) 農業政策につきましては、これは前大臣にお話しされるのも承認に説法だと思いますけれども、その時々の政策課題に応じて様々な施策を講じてきましたところでございまして、先ほど申し上げたように従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大、こういう課題が顕在化してきた、先ほど申し上げたように從事者の高齢化や耕作放棄地の拡大、このままでは非常に大事だと、こうおるわけでござりますので、EPA、TPP等々にかかわらず、構造改革を加速させるとということにかかるべき政策改革の内容、これは安倍内閣として農林水産業・地域の活性化にとつては非常に大事だと、こういうふうに考えております。

こういう意味から、急ぎ着手すべき政策改革の内容、これは安倍内閣として農林水産業・地域の活性化にとつては非常に大事だと、こういうふうに考えております。

こういう意味で、この戸別所得補償の関係、内容、これは安倍内閣として農林水産業・地域の活力創造プランとして十二月に取りまとめさせていただきました、いわゆる四つの改革と言つておられます。これが、中間管理機構で集積を加速化し、コストを削減する、それから、経営所得安定対策の見直し、これには米の直接支払交付金の見直しも入つてくるわけですが、それから、自らの経営判断で需要のある作物を選択していただくようにしていくという米政策の見直し、同時に、地域政策として更に構造改革も後押しする日本型直接支払制度ということで、四つの改革ということを決めてやつていくことにしておられたわけでございま

す。

構造改革を加速化するため、施策の実施手法を変更したり、新たな仕組みを創設するというところでございますけれども、一方で、食料・農業・農村基本法の基本的理念に即したものであるということを申し上げておきたいと思いますのは、法の二十二条に規定します効率的かつ安定的な農業經營が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立、それから法の三十条に規定しております消費者の需要に即した農業生産を推進するための市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策の実施、それから三条の農業の多面的機能の適切な発揮と、こういうふうに基本法の基本的な理念に即したものであるということでございまして、農政史といふことでもございませんが、この新基本法に基づく農政の一環であるということを併せて申し上げておきたいと、こういうふうに思います。

○郡司彰君 これまで、例えば古い方の基本法は、私たちの国が戦後の、何というんでしようね、歩みの中から、ガットというところに加盟をする、そして、そのための国内の農業の在り方というものを規定をしたという側面は強いんだろうというふうに思つています。一九九九年のときには、これはWTOというものが新たな形で発足をすることについて、それに対応するような部分というのも相当あつたんだろうというふうに思つております。

先ほど大臣の方からは、現在の基本法に沿つた形の中の改革なんだということでござりますけれども、特にTPPその他のことに鑑みての改革ではないんだということでございましたけれども、私は、これはTPPがうまくいこうが、日豪の問題は一定の合意を得ております。それから、今年の夏にはRCEPの問題の作物別の交渉も入るわけあります。FTAAPも長い目で見れば一定の射程に入つてきているということからすれば、今回のTPPいかんにかかわらず、新しい経済連携の在り方、それはWTOとはまた異なる仕組

みというような中で、日本の農政というものを考えるということはあつてかかるべきだらうというふうに思いますし、特に大臣が熱を入れておられます、これまでと違つて、日本の例えばお米も含め、國內で消費をするというような建前ではなくて、打つて出るんですよと、いうようなことからすれば、私は場合によつては新たな基本法ということも含めてやるような時代に差しかかっているのが林大臣のときではないかなというような感覚を持っています。

それはまたそれぞれの考えの中でこれから議論をさせていただきたいと思いますが、今回の改革に伴いまして、今出されている二法案、そして中間管理の法案は既に成立をいたしておりますけれども、これ以外にも改正をする法律というものが何か準備をされているのでしょうか。流れの中でそうしたものはあるのでしょうか。

○副大臣(吉川貴盛君) 今回のこの四つの改革を推進するために、臨時国会におきまして農地中間管理機構関連の二法案を成立をさせていただきました。また、さらに、この通常国会におきまして農政改革関連二法案を提出し、現在審議をいただいているおりまして、大変有り難く存じております。

米政策の見直しにつきましては、既に平成二十六年度予算を措置をさせていただきました。

御指摘をいただきましたけれども、四つの改革以外に新たな法案を考えているのかということがありますが、現時点ではこれら以外の法改正は全く検討をいたしておりません。

○郡司彰君 その言葉を頭に留めながら、これら別な議論をさせていただきたいというふうに思つております。

この四つの改革の以前から、安倍内閣になつてから特にござりますけれども、攻めの農業、強化農業という言葉が度々出てまいります。攻めるということについては何から何を攻めるのか、強くというのは何を強くして結果としてどういうことを言わんとしているのか。情緒的ではないお考えがあるんだと思いますので、どういうお考

か、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) 我が国の農業、農村、これは、再々申し上げておるように、従事者の減少、高齢化耕作放棄地の増大という課題が山積する一方で、非常に大きな潜在力を有しておると。例えば、持続性に優れた生産装置である水田、それから無形文化遺産になりました和食、それから美しい農山漁村の風景と、こういったものをしっかりと生かして農業を活性化するということが非常に大事だと思つております。

攻めの農業というのは、この農業、農村の潜在力、これを最大限に引き出していく政策の方向と、こういうふうに考えておりまして、そのためいつも車の両輪と言わせていただいておりますが、産業政策として強い農業、成長産業にしていくという部分と、それから美しく活力ある農村を実現する地域政策と、これを車の両輪としてやつていかなければならぬと、こういうふうに考えておるところでございまして、今回の改革で農政改革関連二法案を提出し、現在審議をいただいているおりまして、大変有り難く存じております。

米政策の見直しにつきましては、既に平成二十六年度予算を措置をさせていただきました。

御指摘をいたしましたけれども、四つの改革以外に新たな法案を考えているのかと、この二つが産業政策というふうに大きな取組、それから、その需要と生産現場、供給サイドをつなぐ、バリューチェーンと言つておりますが、六次産業化等によつて高付加価値化を図つていくと、この三つが産業政策というふうになりますが、もう一つ、地域政策として農業、農村の持つ多面的機能の維持、発揮を図るための日本型直接支払の創設と、こういったような四本柱で改革をつくらせていただいたところでございまして、まさに今年がその実行元年ということになりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思つておるところでございます。

○郡司彰君 私は、攻めるということ、そして強化農業という言葉が度々出てまいります。攻めるということについては何から何を攻めるのか、強くするというのは、私自身の考え方を申し上げるところを何を攻めるのか、強くするという認識でございましょうか。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。

今先生からお話をございました基本法制定当時の修正の関係でござります。自給率の関係、食料の安定供給の関係では二か所ほど修正をされたというふうに認識をしております。

食料の安定供給でござりますけれども、二条の二項にござりますが、基本は国内生産、それから輸入、それから備蓄というものから構成されるということになつておるわけでござりますけれども、その中でも国内生産というものを基本とする

んだということをもう少し明確にしようという議員間でのお詫があつて改正になつたというふうに承知をしております。

今お話をございましたように、では、その国内生産の基本とする、どの程度を国内生産の割合ににするのかということにつきましては、まさに食料自給率目標という形でこれを表させていただいておるところでございます。

現行の二十二年に策定されました基本計画においては、カコリーバースで五〇%、生産額

ベースで七〇%という自給率目標を設定いたしておりますので、まさにこれが国内農業で何割供給

○郡司彰君　当時の中川大臣の御答弁は、今の日本の食生活は国内の食料が基本になつていないと
しようとしているのかどうもの数字たどりう
認識をしております。

いう認識でありますと、だからして増大を図るということに修正をしたということでございますので、今の答弁も含めて、この後、少しまだ自給率の話もさせていただきたいと思いますが。

その前に、十五日の答弁で、どなたの質問に対し
する答弁かちよつと失念をいたしましたけれども、
年平均で八万トンぐらいのお米が下がっている
トレンドがあるんだというお話をございました。
それに加えて、今から二〇五〇年ぐらいまでに、
一年間で平均で八十万ぐらいの人口の減少が続くだ
ろう、しかし、これまでは減り始めてから合わせ
て八十万でございます。ということは、平均で八
十万ということは、これはピーカーにかかりますと
百万を超えるような人數が、人口がこの国で減つ
ていくような時期を迎えるということになるんだ
ろうというふうに思います。それを単純に計算を
すると、六万トン近くの量が減ってきてしまって
と、合わせますと十四万トン減るというような計
算が成り立つわけありますけれども、これ、現
在の生産量でこのような時期がもし五年、あるい
は十年と続いたときに、現在の生産量で自給率と
いうものへの影響どれほどになるんでしょう、何%に該
当するようになるんでしょうか。

○政府参考人(荒川隆君) お答えいたします。
しょうか。

カロリー・ベースの食料自給率の計算に当たりましては、今先生御発言ございましたが、その人口につきましては、それは分母分子でいいますと分母の方が小さくなつていくということでございまして、自給率の向上要因になるということは減少等で食料の総消費量が減つていくという部分です。それで、需要サイドといいますが、米の場合でいいますと需要が年々八万トン程度ずつ減少していくことになりますし、それから、その他の作物につきましても甘味資源作物などで最近不作といったようなことがございまして、今四〇%前後で推移をしております。

仮にでござりますけれども、今後人口が減少していくといふことが続々、かつ、その一方で国内生産がどうなるのかということに仮定を置いて計算をすることになるわけでござりますけれども、これは、生産量が一定だといったましても需要が落ちていけば結果的にそこは消費に回らないといふ形で、自給率にどういう影響があるかというのをアプリオリに上がる、下がるということを申し上げるのはなかなか難しいのではないかというう

○郡司彰君 おっしゃっていることは分かります。そして、先ほどの大臣の戦略の中に、打つておきますよと、世界に打っていくんですねと、これが日本のお米でもそういう可能性はまだ非常に大きい潜れ力はあるんだろうというふうに思つております。そして、今現在の生産量で、もし、よしんば人「人が減り続けた場合にどのぐらいになるんだ」というのは、一つの頭の体操としてはやつておいてもいいのではないかなというふうに思つております。その次に、十五条の三項の、自給率の目標はどの向上を図ることを旨としというような文言に、れも修正をされました。

当時 どうたつたんでありますか それとも以前かもしませんけれども、穀物の自給率

というのが普通一般的な自給率というようなことで語られていたというふうに思つております。現在はカロリー、そして生産額というようなこと

併用しておりますけれども、自給率の議論が今までござつておられまして、自給率だけではなくて自給力とかというようなこともありますけれども、私は依然として国際的には穀物の自給率というのが一帆風順ではないかなというような感じがしております。

○政府参考人(荒川隆君) お答え申し上げます。
か。 良いとててはなく、この圖はとてて一者少くとも
なものを表すということになるんであります。

食料自給率につきましては、現在はカロリーベースでの数値、それから生産額ベースでの数値というものをそれぞれ目標値として設定をさせていただいているところでございます。

十一年の基本法の制定以来、これまで三度、白
給率目標を設定させていただいているわけですが、
いますけれども、最初の年の十二年はカロリー基
ベースのみ目標値としておりましたが、生産率

ベースについては参考値として示しております。その後、十七、二十二と、どちらも目標として定させていただいておるわけでございます。カロリーベースの自給率でございますけれども、これはやはり生命、健康の維持にはカロリーが不可欠だということでございまして、供給カロリーのうちどの程度が国内で貯われているのかを示す数値ということとございます。一方、生産ベースにつきましては、国内農業の経済的価値を表す指標でございまして、まさに高度な生産管理で高品質な農作物を生み出すといった我が国の農業の強みを表す、そういうふたつの数値ということとなっておるところでございます。

一方、今先生お詫びございましたが、食料自給率という概念が別途ございまして、これも言葉を

してはかなり古い、昭和五十年ぐらいの政策又書の中を使わせておる、その頃から使わせておる機念でござりますけれども、農地ですとか担い手、

農業技術などといったものから成る我が国の生産能力、潜在的な生産能力を表すものというふうに整理をされておりまして、私ども、今、このカーボンリーベースの自給率、生産額ベースの自給率、それから自給力というものはいずれも大事なものでございまして、玄富委員の方にお尋ねいたしま

○郡司彰君 それぞれ役割があるんだろうというふうに認識をしております。
保障の観点からそれぞれ役割があるというふうに認識をしております。

理上からいつて、何をベースにした自給率といふものが一番必要だというふうなお考えでしょ
か。

○政府参考人 荒川隆君：まさしく今申し上げましては、たとえば三つの数値なり概念につきましては、それぞれの役割があるわけでござります。特に、自給率につきましては結果としての出てく

その数字ではないかというような御意見ですとか、それから潜在的な危機においてはやはりそのまま自給自足力といふものが大事ではないかといったような御意見もございまして、その辺の概念整理ですとも

考え方につきまして、現在食料・農業・農村を議会の方で御議論をいただいて、次回の基本計画の改定に概念整理をして間に合わせたいと思つておるところでござります。

中で講話をしていますが、いわゆる「おはなし」といふのは思っております。

修正の三項目、基本計画、これを作ることになつておりますけれども、遅滞なく国会に報告し、公表しなければならない。この時点では、農政の進路、物事の基本を決めるのは、大体、農政審議会だつたんですね。だから、こういうふうなことで、基本計画については国会にすぐには報告しないよ、公表しないよと。

しかし、今、午前中の議論にもありましたように、現行の政策そのものは、例えば日本再興戦略でありますとか、産業競争力会議でありますとか、それに関連をする規制改革会議などが決定をされていると言つても私は過言ではないのではないかなどというふうに思つております。また、今行われているEPA、TPPの影響などについて、あるいは交渉の内容についても、これはこの十五条の六項とは関係ないんだというようなことはないんだろうと思うんです。

私は、その当時の農政の基本は審議会で決める、今は違うところで決まっているのならば、もしかしたらばこの基本法を改正をした方がいいんじゃないかと思うんですよ。内閣府が農政の基本を決めるというような形にする方が大変分かりやすいと思いますけれども、御意見がありましたらお聞かせください。

○副大臣(吉川貴盛君) 我が国の農林水産業、農山漁村の現場を取り巻く厳しい状況を克服をして本来の活力を取り戻すことが待ったなしの課題であるとの認識の下、昨年の十二月、安倍内閣として急ぎ着手すべき政策改革の内容を示した農林水産業・地域の活力創造プランが策定されたところでもございます。

この活力創造プランにつきましては、規制改革会議や産業競争力会議における検討を踏まえまして、必要に応じて、本年六月を目途に改定を行うこととされておりまして、まず規制改革会議におきましては農業委員会、農業生産法人及び農業協同組合の在り方など、さらには、産業競争力会議におきましては企業ノウハウの活用、六次産業化

の推進、輸出の促進等を論点として検討が進められて いると承知をいたしております。

また、御指摘がありました、一方では、食料・農業・農村基本法に基づきまして農政の中長期的などジョンを示すものでございまして、その策定、見直しに当たりましては、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞くこととされております、もう御承知のとおりかと存じますが。この次期基本計画は平成二十七年の三月頃に策定する予定でございまして、審議会におきましては、活力創造プランで示される方向性も踏まえて、将来の農業・農村のあるべき姿や食料自給率施策の方向性について、根本に立ち返った御議論をいただきたいと考えておられるところでもございます。

○郡司彰君 次に、十八条の関係についてお尋ねをしたいというふうに思いますが、基本法の十八条は、簡単に言うと、農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合においては緊急に必要な施策を講ずるものとするというような内容であります。

日豪のEPAの合意がなされたというようなことをお聞きをしておりますけれども、日豪EPAの影響試算というものを公表していただきたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今回の日豪EPAの合意でございますが、牛肉については効果的なセーフガードを確保するなど、今委員が御指摘いただきました基本法の十八条、農産物の輸出入に関する措置について規定をしてあるところでございますが、その趣旨にも沿った内容となつておりますけれども、我が國の農畜産業の存立及び健全な発展、これを図つていける内容と考えております。

影響ということでございますが、これも何度かここでお答えをしてきたところでござりますけれども、一般論として、景気動向それから為替の変動、様々な要因が貿易に影響を及ぼすために、EPA締結による影響について貿易額の変動を予測

の推進、輸出の促進等を論点として検討が進められておりと承知をいたしております。

また、御指摘がありました、一方では、食料・農業・農村基本計画におきましては食料・農業・農村基本法に基づきまして農政の中長期的などジョンを示すものでございまして、その策定、見直しに当たりましては、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞くこととされております、もう御承知のとおりかと存じますが。この次期基本計画は平成二十七年の三月頃に策定する予定でございまして、審議会におきましては、活力創造プランで示される方向性も踏まえて、将来の農業・農村のあるべき姿や食料自給率施策の方向性について、根本に立ち返った御議論をいただきたいと考えているところでもございます。

○郡司彰君 次に、十八条の関係についてお尋ねをしたいというふうに思いますが、基本法の十八条は、簡単に言うと、農産物の輸入によつてこれと競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合においては緊急に必要な施策を講ずるものとするというような内容であります。

するということが大変難しいところでございまして、そういった意味で仮にいろんな数字を仮置きしまして試算をした場合に数字が独り歩きをしてしまうと、こういうことも考えられることから、うふうに考へております。

○郡司彰君 今のお答弁、以前にも同じような答弁をお聞きをしているのでありますけれども、ちょっと別なところで使おうと思っておりましたのが、お配りをしております資料の一番最後のページを御覧になつていただけますでしょうか。

これは地域における食品製造業の関係を記した表でありますけれども、食品産業はその九九%は中小零細、これは卸、小売、外食でも同様であるというが農水省の調査の結果であります。例えばこの表を簡単に言うと、製造品出荷額のうち全製造業に占める割合というのが一位が鹿児島、二位が北海道、三位が沖縄、それから、従業員の関係でいうと、全製造業に占める割合が一位が沖縄、二位が北海道、三位が鹿児島というような形で、例えば北海道だけを一番上ですから見やすいとすれば、七万四千人ぐらいの方がこれは従事をしているわけでありますよ。

それで、今の大臣が、私は大臣が大変交渉に当たつて相当御努力をいただいたとか、物すごくやり合いをきちんとやつていただきたということは承知をしております。しかし、この日豪EPAの影響試算が予測が難しいから出せないということは企業の人たちのところに影響が及ぶということは本当にいいんでしようか。このことによつて、例えば今見た表だけでも、北海道の生産者だけでなくて、製造業に関わるような人たちの、中企業の人たちのところに影響が及ぶということは

するということが大変難しいところでございまして、そういう意味で仮にいろんな数字を仮置きしまして試算をした場合に数字が独り歩きをしてしまうと、こういうことも考えられることから、こういう仮の試算ということは不適切であるといふふうに考えております。

○郡司彰君 今のお答弁、以前にも同じような答弁をお聞きをしているのでありますけれども、ちょっと別なところで使おうと思っておりましたのが、お配りをしております資料の一番最後のページを御覧になつていただけますでしょうか。

これは地域における食品製造業の関係を記した表でありますけれども、食品産業はその九九%は中小零細、これは卸、小売、外食でも同様であるというが農水省の調査の結果であります。例えばこの表を簡単に言うと、製造品出荷額のうち全製造業に占める割合というのが一位が鹿児島、二位が北海道、三位が沖縄、それから、従業員の関係でいうと、全製造業に占める割合が一位が沖縄、二位が北海道、三位が鹿児島というような形で、例えば北海道だけを一番上ですから見やすいとすれば、七万四千人ぐらいの方がこれは従事をしているわけでありますよ。

それで、今の大臣が、私は大臣が大変交渉に当たつて相当御努力をいただいたとか、物すごくやり合いをきちんとやつていただいたということは承知をしております。しかし、この日豪EPAの影響試算が予測が難しいから出せないということは本当にいいんでしょうか。このことによつて、例えば今見た表だけでも、北海道の生産者だけでなくて、製造業に関わるような人たちの、中企業の人たちのところに影響が及ぶということはお考えにはならないのでありますよ。

その辺のことについて、これまで農水省は日豪でEPAが締結されたらばこんなふうになるんですけども、なぜ今回は、予測が付かない、難しくないです。なぜ今回、予測が付かない、難しくないです。なぜ今回、予測が付かない、難しくないです。

○國務大臣(林芳正君) 以前のことと前大臣ほど

詳しく述べておきたいが、申しませんが、先ほど申し上げましたように、まずは実質合意をいたしました。これに基づいて正式な調印ということになつて、それから、御案内のよう、その後、いつ効果が発効するかと、発効したときに、決めた手順に従つて関税率とか変わついくわけでございますが、どの時点でどれくらいのものと。

特に、今お示していただいたのは製造業、加工業でございますので、今度はそういう直接的に一次産業に及ぼす影響がその後こういう製造業、加工業にどういう影響が出るか、また加工品の輸入というのもあるわけでござりますけれども、いろんな要素がかみ合つてくるわけでござりますし、特に輸入の場合は先ほど申し上げました為替、これはここ二年ぐらいでございますが、アベノミクスが始まつて八十円から百円ということで、これだけで二割動いておるわけでございますので、そういうことを全て仮置きをして出すというのは大変に難しいといいますか、なかなか、どの数字を使うかということが非常に難しいところもござりますので、そういう意味で、先ほど申し上げたように、仮定でいろいろ仮定をたくさん置いて出しても、農林水産省がこういう数字を出していふる、これが独り歩きをするということがございますので、非常に難しいことではないかなというふうに申し上げたところでございます。

○郡司彰君 無用な心配をさせるということもございませんよ、ということだと思います。しかし、何ら対策を打たないで、いつの日かじわじわと真綿でいつの間にか苦しくなつてきたというようなことでも、これは行政の不作為と言われても仕方がないような部分が出てくるんだろうというふうに思つておりますし、先ほどちょっと、以前のところでお話を申し上げましたが、農水省が試算を出したんだですよ。そして、これは皆さんがあなだというところで、EPAに対しても、日豪のものに対する歯止めを掛けようというのが国会でのあの委員会の決議になつて、それと同じほぼ内容の案文というものが今回のTPPにも使われて

いると。

こうのこととでござりますので、私は、一定の幅があつて、もしかしたら予測よりは助かつたな、予測よりはそんなに厳しくなかつたなどということもあるかも知れないけれども、しかしながら、これを全然出さずにやつていくというのは、これは大変それぞれの地域の方々にとって不安だけをいつまでも持つことになる、そして農政への不信だけを持つことになるというようになると、思ひますので、考慮をいただきたいなとうふうに思つております。

さらに、その上で、今日は経産省の鈴木局長においでをいただいておりますけれども、生産減少、地域崩壊といつもの想定をした施策というものを、私は、これからTPPだけではなくて、先ほど言つたようないろんな経済連携を含めてやつておく必要があるんだということを十何年前から申し上げてまいりました。しかし、経産省の方は、ほかの国はやつているけれども日本ではそういうことを考へ入れたことをやつておくべきだというふうに思つております。

経産省の方から、NAFTAが導入をされましたが、つまり今のWTOとは異なる経済連携の仕組みが始まつたときにアメリカが取つた移行調整支援プログラム、簡単に言うと協定に基づく失業の給付その他に当たるわけありますけれども、この内容と、今現在のアメリカの政策としてまとまつたものがあれば、そしてまたそのことにについて国内での検討というものがなされているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○政府参考人(鈴木英夫君) お答え申し上げます。

まず、米国における貿易調整支援プログラムでございますけれども、その中身は、これはNAFTAの発効に備えるために一九九三年の十二月に成立をしているものでございますが、対象はカナダとメキシコからの輸入や両国への製造拠点移転

に伴う失業を対象としておりまして、具体的には、労働者に対する支援措置、現金支給や職業訓練など、企業に対しましては生産管理、品質保証、マネジメントなどへの支援、そして農家に対する支援措置としては、輸入の増加により価格が一定程度下がった場合の代替作物の栽培に関する技術支援、現金給付などを行つたというふうに承知をしております。

なお、現在、経済産業省として、こういった包括的な貿易支援措置については現在のところはまだ検討していないということでございます。

○郡司彰君 以前からあります。私は、国益にかなつた形で経済連携を進めるということがもしあり得るんだとすれば、そのことについてどうこういうことにはならない。しかし、必ず国益に對して損益を被るような産業、地域というものがこれまで例え層として、あるいは絶対として何ら手を打つておかないと、それは出てから話ですよというのは余りにも無責任でありますし、いろいろなもののがつたんです。例えばそれ以外の産業でももちろん、私なんかよりもよっぽど詳しいわけでありますけれども、撲殺工連や何かを含めて、いろいろなことをその都度対策を取つてきた。産炭地振興法ももしかするとそういうことかもしれませんけれども、しかし、今後の経済連携、この国がそれを基本としてやつしていくことかもしませんけれども、この内容と、今現在のアメリカの政策としてまとまつたものがあれば、そしてまたそのことにについて国内での検討というものがなされているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○政府参考人(鈴木英夫君) お答え申し上げま

がおつしやつておられるのは十八年の十二月に出しております。これはTPPでも似たような試算をして全体で出しましたけれども、全て即時撤廃という前提でやればどうなるかというのを出したところでございます。そうなつてはいけないといふ意味も込めて出しておりますわけでございまして、それで少しうつかりましたけれども、柔軟性を引き出すべく銳意交渉を進めて、セーフガード、それから長年掛けてやる、さらに牛肉については冷凍、冷蔵について分ける、こういうようなことをいろいろやりまして結果を得たところであると、こういうことでございますので、そういういた意味で、この試算というのは、全部ゼロになればもうセーフガードも何年というのも即時撤廃でございますのでないわけでございますが、實際には、大筋合意した内容はこの間のようになつておりますので、その一つ一つの要素について全ていろいろなことを仮置きしますと、なかなかこういうふうにすつと全部あしたからなくなるというような前提でやつた試算というのは難しいんだろうなと、こういうふうに思つております。

あわせて、まさに今委員がおつしやつていただきましたように、影響に留意しつつ必要な場合に上げておるところでございまして、特に畜産の分野ではいろんな対策の制度を持つておるところでござりますので、こういうものも含めてしっかりと将来に向けて持続的に生産者の皆様がやっていくけるような体制というものを影響を留意しながら検討するということは常に考えておかなければなりませんので、こういうものも含めてしっかりと取り組んでまいりたいと思つております。

○郡司彰君 鈴木局長、ありがとうございます。

○國務大臣(林芳正君) 昨日今日の新聞を読んでおりますと、農業も成長戦略の大好きな柱であるというようなことでござりますので、両輪よりは大きな一輪車で成長戦略に資するものだけやつていくのかな

手、この中には集落営農、新規就農の認定者も含むというような意味で使わせていただきますけれども、農地を集積をしていこうというようなことでございます。併せて多面的機能に注目をした政策も行っていこう、こういうようなことが今回の二法案の柱でございますけれども、これ、農政の重点というのは簡単に言うと産業施策になるんでありますでしょうか、地域政策になるんでもありますよ。

○國務大臣(林芳正君) 先ほど申し上げましたように、攻めの農政ということで、大きな潜在力、農業、農村が有しております、これを引き出していく、そして農業の活性化を図つていくという意味で待つたなしの課題であると思っております。

施策ごとにその目的、対象、内容、こういうものを明確にして、貴重な国民の皆様の税金をお預かりして施策をやるという意味からも、こういうことを明確にして効果的に推進していくということで、産業政策と地域政策、これを車の両輪としてやつていこうと、こういうことにいたしたところであります。

農業はもう地域に密着した産業でありますので、どちらかに重点を置いて実施するというものではなくて、地域地域の実情に即して有機的に組み合わせながらあらゆる政策を総動員する。まあ車の両輪でございますので、どちらかが回らないといと車は先に進まないと、こういうことでございまして、まさに両輪としてしっかりと取り組んでまいりたいと思つております。

○郡司彰君 昨日今日の新聞を読んでおりますと、農業も成長戦略の大好きな柱であるというようなことでござりますので、両輪よりは大きな一輪車で成長戦略に資するものだけやつしていくのかな

ほかの質問に移らさせていただきたいと思つますが。

四十万経営体の就農者数ということでございます。四十万の経営体が担い手であろうと法人であらうと何人かの方々をお使いになるというような

別な観点から質問させていただきますが、担い

形というのは当然あるんだというふうに思いますが、現在は二十万経営体で、今後十年間で平均すると二万人ずつ、二万経営体というんでよどか、増やしていくということでござりますけれども、現在の一十万経営体でその雇用をしている方というのは総数でどのぐらいになるのでありますか。分かりましたらお答えいただきたいと思います。

○政府参考人〔奥原正明君〕 今言われたのは、証記 定農業の方が雇つておられる雇用者の数といふ御趣旨でございましょうか。ちょっと今手元にございませんので、またちょっと調べさせていただきます。

お配りをした資料の一枚目、二枚目を見ていただきたくなどいうふうに思つております。

きましたら、茨城県だけが多いのとちよつとびくりしたんありますけれども、次に長野県とか北海道というようなところが多い県ということです、総数でいいますと一年間に一万弱ぐらいの方々が実習生として受け入れているというようなこと。それから、全体ですね、それ以外の産業の方々も含めると、全職種ということで、左下の方々が小さな数字でありますけれども、研修生が一として八万二千人、それから実習移行数が四万五千人ぐらいということで書いてあります。

この数字というものが、例えば四十万経営体ということになりましたときにはどのぐらいの数を含み込むというようなこと、これについても特にに数

字的なものはお持ちではないでしょうか。
○政府参考人(奥原正明君) 技能実習の関係で将来どのくらいの数が必要かということは、特に試算はしておりません。

ますけれども、別なところで、オリンピックを迎えて、建設の労働者を労働力として受け入れるようなことを国としても考えていいこうというようなことがございました。私どもの県がちょっと特異なのかもしれませんけれども、どこに行つても、今、外国の方の力を抜きにしてほとんど成り立たないような販売の形態になつてきております。そういう中で、これも私も何度もお願いをしてきたたたでありますけれども、この実習生の今後の在り方、外国人労働者の受入れの検討というものの、このことについては法務省の管轄ということを聞いておりますけれども、法務省としてのお考え方をお聞かせいただければと思います。

外国人の受入れにつきましては、専門的、技術的分野の外国人は、我が国の経済社会の活性化に資するという観点から積極的に受け入れることとしております。

市場への影響等、国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえ、政府全体で検討をしていく必要があるものと認識しており、そうした検討に法務省も積極的に参画しているところでございます。また、政府全体の検討によりまして、現行の外国人の受け入れ範囲を拡大することとなつた場合には、適切に対応してまいる所存でございます。

また、先生が今御指摘いただきました技能実習制度につきましては、昨年の十一月から、法務大臣の私的懇談会であります出入国管理政策懇談会の分科会におきまして、先生御指摘の農業分野を含めまして制度の見直しについて検討をいただい

てはいるところでござります。制度の見直しにつきましては、技能等の開発途上国への移転による国際貢献というこの制度の意義を踏まえつつ、まずは不適正な受入れを防止し、技能実習制度を適正化する措置について検討をいただくとともに、あ

日本が多かったで、今いへんにベトナムや他の国々が増えてますけれども、ベトナムが急激に増えつありますけれども、ベトナムなどは、勤勉性あるいは発展のスピードを見ますと、なかなか長期的な実習生の対象となり得るかどうかというのはあろうかと思います。また、インドネシアの方になりますと、例えばハルバーン大学で、もう、今、ハルバーン大学で、

これまでのよう、研修生というのは技能の研修のために来ているんだということだけではなくて、実際に来てくるんだろうと「ふうに思いまして、これまでのよう、研修生」というのは技能の研修のために来ているんだということだけではなくて、実態としての労働力としての任用、例えば、ならば労働法の適用であるとか社会保険についても適用をきちんとするとか、そういうようなことにについても検討をいただきたいと思いますし、今実際のお願いをしているところの一番の悩みは、せつかく技能を受けた人が一旦戻りになつても一回というときの再入国が大変厳しい現状だという話を聞いておりますので、この辺のところについて適正な御検討をお願いをしたいと思います。もし何かございましたら、よろしくお願ひします。

○政府参考人(奥原正明君) 技能実習の問題でござります。

実際に農業の関係ではこの技能実習の方々がかなり入つておられるわけでございまして、先ほど

先生から御指摘ございましたように、県別には偏りございますけれども、園芸作物が多い茨城県ですとか長野県・熊本県、あるいは酪農が多い北海道、こういったところでかなりの方々が入つておられます。

農業分野の実習生の現在は七割が中国人の方と
いうことになつておりますが、これにつきまして、現場の特に農業生産法人ですとか農協の関係の方からはいろんな御要請もいただいております。在留期間に制限があるために、せっかく技術や技能を身に付けても継続した雇用ができないで
すとか、それから、出入国を繰り返して行うこと
ができませんので、農繁期等の期間を限定しての
雇用等、柔軟な活用ができないですか、あるい

との受入れ人数 までの雇用するサイドからの要請がいろいろ出ております。
ただ一方で、この技能実習生の監理団体といふ

○郡司彰君 今まで若干玄関のところで議論に
入れないようなところがございましたけれども、
それぞれ連携を取つて検討をしていただければな
といふふうに思つております。
局だけ教えていただけますでしょうか。

ちよと聞き忘れました。農水省の中の担当部
人権侵害といった問題も指摘をされているところ
でございまして、人権の確保をきちんと図りなが
ら農業の現場できちんと技能実習生がもつと使え
るようになりますという観点でいろんな検討が必要だ
というふうに考えております。そういう意味で、
法務省とも連携を取りながら更に検討を深めてま
りたいと考えております。

○政府参考人(奥原正明君) 担当部局は経営局の就農・女性課でございます。
○郡司彰君 委員長、経産省そして法務省の方々については、私の方はこれで質問を閉じますので、もしよろしければ御配慮ください。

<p>○委員長(野村哲郎君) 鈴木局長並びに杵瀬審議官につきましては、御退席いただいて結構でござります。御苦勞さまでした。</p> <p>○郡司彰君 次に、農地の集積について、その推移の予測、取りあえずそのことをお聞きをしましょか。集積については十年間で百四十万ヘクタール、今年が初年度で頑張りまして十五万ヘクタールという見込みで来ているわけありますけれども、この今年の十五万ヘクタールは見込みどおりに進んでいるのでありますか。</p> <p>○政府参考人(奥原正明君) まず、扱い手が利用する農地面積でございますが、この十年間で全体の農地のうちの三割から五割まで増えてきたところでございます。農業を成長産業にするためにこの構造改革を更に加速していくということで、今後十年間で扱い手が利用するものを五割から更に八割まで増やすということを目標にしております。これでまいりますと、今後十年間で約百四十万ヘクタール、これを扱い手のところに更に集積をすると、こういうことになつてしまります。</p>
<p>現在、昨年の秋につくつていただきました中間管理機構が各県でだんだん立ち上がってまいりました。現時点では四十二の都道府県のところで立ち上がりておりますので、これを本格的に稼働させていただきまして農地の集積を更に加速させていきたいというふうに考えているところでござります。</p> <p>○郡司彰君 極めて単純に、十五万は何とかなるということでおよろしいんですか。</p> <p>○政府参考人(奥原正明君) これは今年の中間管理機構を使ってどのくらい本当に動くかということでおざいますので、これから各県の機構のヒアリングとかいろんなことをやりまして実績を上げるように努力をしていきたいと思っております。</p> <p>○郡司彰君 次に、残念ながら人口の減少が続くということが予測をされております。お配りをしました資料の三枚目と四枚目を御覧になつていただきたいと思いますけれども、三枚目と四枚目が一緒</p>
<p>になつた地図がもちろんございますが、分かりづらいので別々に付けておきました。赤い方が二〇五〇年の人口の増減となつておりますけれども、どうなりますよ、濃い赤が増加のところだというところで、関東、名古屋というものがほとんど二極の形で、大阪やなんかも若干ありますけれども、そういう状況が出されております。その次のページですけれども、これは五〇%以上減少する地域、簡単に言うと無居住化を含んだ地図でございます。北海道なんか白いところが多くてそんなに減らないのかと、これは初めから人がいないところでござります。</p> <p>したがいまして、こういう状況の下で集積を行なうというようなことを今盛んに行なつてきているわけでありますけれども、それはそういう条件のところもあるであります。しかし、このようなところ、特にこれは国交省のグランドデザインとしての予測。この予測というのは今までの統計の中では一番当たる統計になつていて、この前、日本創成会議というのが出したところのは社会的な要因が多く含まれるということでございましたけれども、この地図を見て、これ本当に、集積をするとか扱い手にとかと言う前に、農村そのものの維持そのものは何とかなるというようなことになるんでしょうか。ざつと御感想でもございましたらば。</p> <p>○大臣政務官(横山信一君) 私の方からお答えをさせていただきます。</p> <p>昨年の十一月に本委員会で私が答弁させていただきましたので、その続きということでお話をさせていただきましたが、今後十年間で約二千五百の農業集落が減少するということが推計をされていました。ただ、農業は集落共同で行なわれるわけでござります。たゞ、農業は集落共同で行なわれるわけですが、農業に於ける影響を与えるというふうに考へておられます。だから、農業集落を維持するところ</p>
<p>いうことは非常に重要なことでございまして、その意味で、農村を活性化するために農業の経営基盤の強化、そして六次産業化を進めてまいります。</p> <p>この場合、扱い手への農地の集積、集約化に当たっては、一つ目として、地域内の農地をできるだけまとまつた形で農地中間管理機構へ貸し付け等を通じて農地を任せられる者を見出していくこと、そしてまた地域住民が役割分担をして共同活動や六次化に取り組む環境を整備することが効果的というふうに考えております。こうしたこと等を通じて農業振興の基礎となる集落の維持につなげてまいりたいと考えております。</p> <p>○郡司彰君 昨年、横山政務官からお答えをいただいたときは、平成二年が約十四万集落、二十年たつて二十二年には十三万五千で五千減つたと、だからトレンドでいくと今後十年間で二千五百ぐらい減るだろう。</p> <p>私は、この予測はそれの倍ぐらいのスピードで多分消滅をしていくというような予測になつてゐるんだろうというふうに思いまして、ちょっと時間が余りありませんので今日はとどめますけれども、この政策が、先ほど一番最初に大臣の方にお聞きをした、産業政策と地域政策をやるんですけど、地域政策の方は多面的な日本型支払やるんですねよ、それで本当に可能な集落の存続といふことになるのかどうか。そのことだけちょっと、今日はちょっと時間の関係でほかの質問に移らさせたいと思います。</p> <p>そして、場合によつては、企業だけではなく扱い手もそうでありますけれども、例えば企業ならば思わぬ倒産に見舞われるとか、あるいは参入に意欲的だったりリーダーの方が不慮の事故やその他もつて続けることができなくなつた、こういふことになるのかどうか。そのことだけちょっと、かお決めになつてゐるんでしょうか。</p> <p>○政府参考人(奥原正明君) 二十一年の農地法改正によりまして、企業はリース方式であれば農業に参入することができるようになつたわけですが、いますけれども、そのときの条件は、この農地法上、参入企業は、いざというときには、不適正な利用があつた場合には所有者側からリース契約を解除をして所有者が原状回復をきちんと行なうと、最終的な担保手段がきちんとあるということを想定をしていらっしゃるんではあります。この企業の参入というのは、農地を集積をしていく、その面積のうちのどの程度の面積といくというときのこの扱い手の中には、リース方</p>

一方で百四十三の法人は既に撤退をしているところでございます。ただ、撤退した場合には、今申し上げましたように、リース契約を解除をして、ほとんどのケースでは新たな権利移転先において農地が適正に管理、利用されているという状態になつております。

今後は、この農地利用の集積につきまして、農地中間管理機構、これを主として使つて進めていくということになりますけれども、この機構は農地の出し手の方から一旦これを借りまして、担い手、これは企業の方を含めてですけれども、転貸をしていくということになります。

したがいまして、企業の方が農業から撤退をするという場合には、一旦機構に農地は戻つてきますので、機構が別の方を受け手を探して貸していくということになりますので、農地の適正利用はきちんと確保されるというふうに考えております。

○郡司彰君 今のところの疑問のところがありますけれども、それは後ほどちょっと別なところでお聞きをしたいなと思います。

四十万経営体の移行を先ほど十年間で行つていく、今が二十万で、それから年々二万人というとの予測でありますけれども、こういう中で、昨年の、これはどちらでしようね、副大臣の方のお答えだったでしょうかね、四十万で三百六十四万へクタールをやるんですよ、八割というのはそういう数字なんですよ。

もうこれ、単純に割り算すると九十一へクタールといふのが出てまいります。九十一へクタールというのは単純な割り算でありますので、もつとも多いところ少ないところが出てくるんだというふうに思いますが、農水省で考えている担い手、あるいは法人も含めてですけれども、適正規模といふのはどのぐらいだというふうにお考えですか。

○政府参考人(奥原正明君) 担い手の方々に農地利用のどのくらいを抱つていたらかということにつきましては、十年間で八割にしようということ目標を決めております。ですが、個々の経営の規

模、これにつきましては、適正なものがどのくらいかという目標は特に決めておりません。と申しますのは、経営の中身によって、経営の仕方に

よつてもこの規模というものは相当変わつてしまひます。そこはむしろ自由に経営を展開していただいて、創意工夫でやつていただいて適正な規模をどんどん追求をしていただくと、こういう考え方でございますので、特にその数字は決めておりません。

○郡司彰君 住専のときの金融の問題がありましたときに、例えばいろんな市中銀行の自己資本比率や何かということが出ました。JAバンクの関係もいろいろな数字が出されたりしましたけれども、それ、負債の中身が全然違つんですよ。JAの場合は負債というのは、ほとんどあの時点では酪農関係の負債だつたんです。規模拡大をして規模拡大をして潰れたところの負債というものが大体JAの負債だつたんですよ。

今度は、これ、今の答弁でおっしゃることは分かるんですよ。大きいか小さいかはそれぞれのその力量に応じてそれは決まっていくんだということは、それはあり得るんですけども、一方で、同じように規模拡大ということはいざ何かあつたときのダメージも一つごとに大きくなるということですよ。

これは例えれば、別な議論でありますけれども、農協改革をしましよう、中央会は要らないとか信用の関係は切り離せとかといういろいろな議論がありますけれども、少なくとも、酪農その他が潰れたときに何とかそれを地域の中で持ちこたえるようなことがでてきたのは、これはJAの信用業務のところで支えているようなことがあつたんですね。

それは切離しになるのは、それは政府が決めることではなくてJAが決めることかもしれませんけれど、いずれにしても、酪農と同じように一つが潰れ、二つが潰れたことによつて大変な負債を背負うようなところが出てくるという可能性は、これまでの検討の中にいつも頭に置きながらやつていただ

きたいなというふうに思つております。

それから、昨年のことと、これは副大臣の答弁が、四十万は三百六十四万へクタールなんですが、そうすると残りは幾らですかと言つたら、九十一万へクタールですよということだったんです。これは何万人が担うんですかというときに、そのときの答弁は、それは予測しておりませんということであります。が、今現在の平均的な耕地の面積からいえば、これは四十万か四十一万という

ことになるわけですね、単純な割り算をすると、というようなことでよろしいんでしようか、それとも相当違つんでしようか。

○政府参考人(奥原正明君) そこにつきましては、特に試算をしているわけではございません。○郡司彰君 これは地域の方々にとつて大変大きな数字なんですよ。四十万戸というのは、もうずっと前から言われています。先ほど言つた一九九九年の基本法のときも、四十万戸でそれからやつていきましたよ。しかし、なかなか現実的なものではなかつたという、ような思いも直と言つてありました。でも、これからは本格的に現実的なものともしなつてくるんだとすれば、残りの九十一万へクタールというのは四十万という数字しか今まで出でこないんですよ。

これは何とか少ない面積で生き延びようとする人たちが、五へクタールとかそういうところまで努力をする人たちが当然出てくるんですよ。だとすると、普通の考えからいうと、四十万経営体と四十万を切るようなそれ以外の農家と、いうようなことには、当然なつてくるんだろうと思うんですよ。今、二百五十三戸あるうちのそういう数字になるん

ですよということはなぜ言えないですか。○政府参考人(奥原正明君) ちょっとと十分理解ができないかもしませんが、四十万戸という数字を随分言われておりますけれども、現在政府が目標としている数字で、経営体の数、四十万と

若い方の人の数を増やしていく、現在、四十代以下の方が二十万人いらっしゃるのを、これを

十年間で四十万人にしようという、こういう話はございます。世代別の年齢構成が相当ゆがんでおりますので、新規就農者の方、現在定着ベースで年間一万人ですけれども、これを二万人に増やすていて、トータルでは十年間で四十代以下の方を現在の二十万人を四十万人に増やす、これは目標として掲げております。

それから、法人経営の数を、現在の一萬二千五百から、これを四倍の五万にするということも決めておりますし、それから、担い手の農地利用を全体の八割にするということも決めておりますけれども、特に経営体の数として担い手の分を四十戸とかいうことを決めているわけでもございません。

実際にその八割を担い手のところに集積をすることになりますと、この担い手と言われる方が利用するものが太体三百六十四万へクタール、それから担い手以外の方が九十一万へクタールといふ、こういう区分になつてしまりますけれども、この九十一万へクタールの方は担い手でないいろんな方々が、小規模あるいは零細な方々がやられるということになるかと思ひますけれども、こういった方々は、農地の出し手になつていただけますとか、あるいは、野菜とか果実とかそういうものを生産をして、いただいて地域の直売所等で販売に取り組んでいたくと、こういった選択肢があるものというふうに考えております。

人・農地プランの中では、担い手の方とそれ以外の地域の方々、関係の方々がきちんと話し合つてその地域の将来展望をきちんと立てていただきたいことになつておりますので、この中でやつていただきたいと思っております。

○郡司彰君 もしかすると、四十万戸というふうに言つたんだとすると、四十万経営体と言おうと聞いていたので、それは直させていただきたいなど

いうふうに思います。

今のところだけでもちょっとと議論したいんですけれども、済みません、ちょっと質問が残りそうなのでちょっとと急がせていただきますが、消滅する地域というのは大体二千五百ということで、それより増えるんじゃないかというお話をさせていただきましたけれども、これはこれでそのぐらい減るんだろうなということになりますけれども、この消滅をする集落の農地の面積というのはどのくらいになるというふうな予測なんなりますよ。

○政府参考人(三浦進君) 先ほど政務官から御答弁いたしましたように、平成二年から二十二年までの間の農業集落が約五千集落減少しております。このトレンドによる計算をすれば、今後十年間で約二千五百の農業集落が減少すると推計されるということです。

この推計でございますけれども、これは、農林業センサスの結果を基に、平成二年から二十二年までの農業集落数の動向を見るために、組替え集計によつて推計を行つたものでございます。この推計では、減少する農業集落、どの集落が減少集落に当たるかということを特定できない方法でござりますので、それらの集落に存在する農地面積というのを計算することもできないということを御理解いただきたいと思います。

○郡司彰君 言わんとすることはよく分かります。しかし、全体のイメージの中でいろいろなことを行っていくことも必要なんありますて、例えば、集落がなくなる、それには多分このぐらいの面積が出てくるかもしれない、それは全体の農地が必要だと言われる面積の中でどういうような数字に当たるんだ、そこをどうするんだと

ただきますが、多面的機能の関係でござりますけれども、以前に、多面的機能というような言葉が

きちんと定義をされたり、あるいは基本法の中に

うたわれるとということになつてきたわけでありま

すけれども、このときに、私の理解では、その前段で環境三法という法律を成立させました。そ

のときの簡単なことを言えば、これまでの農業とい

うのは化学肥料を多用することによって土壤、地力というのが弱まっているんだと、だから、それが回復をさせるためには多面的機能というものをきちんと生かしていくんだということがその前提にあつたわけです。

この頃の議論を聞いておりますと、それはそれで結構なんありますけれども、息をのむような美しい景観になるというのは、それはそれでいいんですが、その前段のところ、この国が行つてきただ農法に対する反省とかいうものがどこにも見えないで、地域政策でお金をきちんと補助しま

すよという形だけのイメージになつてているというの私はちょっとと不自然だなというような感じがしておられます。

その中で、まず最初にちょっととお聞きをしたい

というふうに思いますが、改めてでござりますけ

れども、この多面的機能というのと、世界の国々が普通に使つている非貿易的関心事項ということ

の違いについてはどういふことでしようか。

○政府参考人(三浦進君) 多面的機能発揮促進法

案第三条におきましては、農業の有する多面的機

能につきまして、国土の保全、水源の涵養、自然

環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農

村で農業生産活動が行われることにより生ずる食

料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわた

る機能と規定しております。これは、食料・農

業・農村基本法第三条の規定を踏まえたものでござります。

私は、正直言うと、こういう関係について農

水省はよくやつていると実は思つてゐるんです。

私どもの県でも、冬場に水を張つてオオヒシクイ

が飛来をするようなところをきちんと手当でし

ていただいたら、実はいろいろやつてくださつて

いるというふうに思ひますけれども、では、改め

て伺ひますが、このミティゲーションの一番目の

るという点に着目した概念でございまして、多面的機能を含んだ広い概念として整理をされているものであると承知しております。

したがいまして、多面的機能発揮促進法案の多面的機能は、概念としてはWTO交渉等において用いられる非貿易的関心事項に含まれるというこ

とであると考えております。

○郡司彰君 このこともまた次の機会に今のを承つた上で議論をさせていただきたいと思いますが、当面、この多面的機能の関係で、先ほど言つたような環境三法のときの理念というものが少し欠けているんじゃないいか。

それからもう一つは、このときの議論で、当然、そういうような農法に切り替えればコストが高くなるということは、これは分かり切つてゐるわけですよ。高い農産物になる生産者の所得を安定させるためには、これは消費者の負担ではなくて財政負担で行つていくんですねよということを決めてきたはずなんですね。そういうことからすると、この多面的機能というような形の中に、例えば有機農法を促進をするとかというようなことを対しても少し取組が弱いんではないかというような思いを持つております。

それからもう一つは、自然環境の保全、それから生態系は調和ということで保全というのと調和というのをそのときに相当議論をして、法制局の話や何も入れてそのままにしてしまった。そのときには、生態系の調和ということで五原則がありますよと、そのうちの一一番目の回避といふことと、それから三番目の修正といふことについてもきちんと行つていきますよといふこと

でございました。

私は、正直言うと、こういう関係について農

水省はよくやつていると実は思つてゐるんです。

私どもの県でも、冬場に水を張つてオオヒシクイ

が飛来をするようなところをきちんと手当でし

ていただいたら、実はいろいろやつてくださつて

いるというふうに思ひますけれども、では、改め

て伺ひますが、このミティゲーションの一番目の

アボイダンスとか、それから三番目の修正といふことについて、今までどこが評価をしていたんで

すか。そして、これに対しても、何か回避をしたり修正をしたりといふようなことはこれまであつたんでございましょうか。

○政府参考人(三浦進君) 土地改良事業におきま

す、今先生のお話にありました五原則、ミティゲーション五原則と言われておりますけれども、これにつきましては、まず、平成十三年に土地改良法を改正いたしまして、環境との調和に配慮することというのを事業の実施に際しての原則として位置付けました。それで、それを踏まえまして、可能な限り農村の二次的な自然でこれが回復をさせますけれども、これにつきましては、環境との負荷や影響を回避、低減する事業への転換を図つてきているところでございま

す。

この改正を契機といたしまして、まず、国におきまして、このミティゲーション五原則を含む環境との調和への配慮の基本的な考え方ですとか、調査、計画、設計といった各段階で検討すべき事項等を示しました調査計画・設計の手引というのを出しております。また、生物の生息環境や移動経路にも配慮した工法等を示した生態系配慮の技術指針というものを整備しております。こういつたものを整備いたしまして、各事業実施主体によつては、こういった国が整備いたしました手引等の生態系への配慮の取組に対する技術的支援を行つてきているところでござります。

この事業が生態系に与える影響の評価につきましては、こういった国が整備いたしました手引等を踏まえまして、事業の施工に先立つて各事業の実施主体が評価を実施しているということでござります。

これに従つて行われました回避、修正の事例といたしましては、回避の例といたしまして、貴重な自然が残るため池ですが土水路等を現状のまま保全をしたという例、それから修正の例といたしまして、水田と農業用排水路を接続するいわゆる水田魚道、これを設置いたしまして魚類の移動経路を確保した例といったものがござります。

今後とも、こういった各事業主体による生態系に配慮した事業の推進が図られるよう努めてまいりたいと思います。

○郡司彰君 ありがとうございます。

先ほど言いましたように、実はよくやつてくださっているなという思いはありますので、ただ、多面的機能という言葉が使われるときに、そうした観点が余り出てこないで、何か地域の存続のための補助金というような思いのような文章が多いのですから、ちょっとそのことについてお聞きをいたしました。

もう当たり前の話でありますけど、植物が育つて、それを食べて、その排せつ物を微生物が分解をして、そしてそれがという循環を耕畜連携で行おうというのがそもそものことであつたというふうに思いますので、そういう意味では、飼料用米のところについても、例えば保管をする場所をきちんと造るとか集めて集荷をするとかという循環をするようなことというのを基本にやつていただきたいなというふうに思つております。

それから、中間管理機構と農地法の関係について、残された時間で若干お聞きをいたします。二十一年に、耕作者主義ということの議論もあつた上で、農地法が改正をされました。この後、五年間でありますとかあるいは十年間でありますとか、農地の集積が行われてまいります。それが今後十年以上も続くようなことも含めて、私は、規定からいえばそういうようなこともあり得るということはよく分かるのでありますけれども、十年以上二十年というようなことになつてき

たときに農地の所有者がずっと地代をもらい続けるというのは、これはちょっとと考えた方がいいんじゃないかな、農地法というものをもう一度考え直すということが必要なんじゃないかなというふうに思いますが、よろしくお願ひします。

○政府参考人(奥原正明君) まず、農地法の目的でございますけれども、平成二十一年に改正が行われまして、この目的規定が変わっております。

それ以前は、農地は耕作者自らが所有することを最も適当とするというふうに書いてございましたが、これがいわゆる耕作者主義と言われております。所有が果たしてきて重要な役割も踏まえつつ、農地を効率的に利用する者による権利取得を促進すると、こういう考え方方に大きく転換されたわけでございます。

このことを踏まえまして、昨年の臨時国会で農地中間管理機構の関連法律を通していただきまして、担い手の農地利用が全農地の八割を占める農業構造をつくるために、この中間管理機構が農地の所有者から借りりて、これを担い手の方に転貸をすると、こういうスキームが整備をされていきます。

したがいまして、この農地中間管理機構のスキームは、この二十一年の改正によります農地法の目的に即したものというふうに我々考えておりますけれども、昨年の臨時国会の農地中間管理機構の法案の審議に際しまして、これは附帯決議もいただいております。この附帯決議の中には、「長期にわたり耕作しない不在地主による農地所

有を耕作者自らによる農地所有へと誘導するための施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」という条項も入つてございますので、そのことは十分踏まえて我々も検討させていただきたいと思います。

○郡司彰君 ちょっと質問の項目が相当残りそうです。なので先に進ませていただきますが、配りました資料の五枚目と六枚目を見ていただきたいと思います。

これ、私の県内の極めて普通の農家の実際に掛かっているものを書き出していただいて、五枚目の委託費の合計というのは八万三千五百九十八円というふうになつておりますが、これ、県が出しているものよりも千円近く安い金額、全体として物財費としては安いといいますか、低い金額になつております。その次のものを見ていたら、これまでのものは中間管理機構が払いつば

掛かつてているよというようなこともございまして、これに関連をしてちょっとお聞きをしたいと

いうふうに思います。

この中間管理機構のところで預かります、それの所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつて、農地を効率的に利用する者による権利取得を行つて、それで貸出しをする、貸し出すときは預かったときの地代に相当するものを貸した人に渡して、まとまつたところによって地域の中での、何というんでしようね、地代はこのぐらい高くな

るようなことになつたよというようなものを借りる人にはお願いをする、その差額もつて銀行の方にお支払をする、こういうような形ですけれども。

借りたものを貸し出すまでの期間について、一定のまとまりというのが一年か二年か、借り手の関係ではもうちょっと時間がかかるかもされません。そのときには、維持管理の関係についてはこれまで中間管理機構がお支払をするということでありますけれども、この六枚目の紙を見ていただきたいな形になつておりますが、このうちのどれとどれを中間管理機構は支払うんでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) 農地の中間管理機構は、担い手の農地利用の集積、集約化を図るために、維持管理費としてこのような幾つかの項目み定のまとまりというのが一年か二年か、借り手の関係ではもうちょっと時間がかかるかもされません。そのときには、維持管理の関係についてはこれまで中間管理機構がお支払をするということでありますけれども、この六枚目の紙を見ていただきたいな形になつておりますが、このうちのどれとどれを中間管理機構は支払うんでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) 農地の中間管理機構は、担い手の農地利用の集積、集約化を図るために、維持管理費としてこのような幾つかの項目み定のまとまりというのが一年か二年か、借り手の関係ではもうちょっと時間がかかるかもされません。そのときには、維持管理の関係についてはこれまで中間管理機構がお支払をする

ことになります。そこで、この中間管理機構が借りて、これを担い手の方に転貸するまでの間の管理につきましては、これは機構自身が負担をいたします。

○郡司彰君 それはどういう理由で負担ができるんですか。

なし、新しく借りる人に請求することはないといふことによろしいんですね。

○政府参考人(奥原正明君) 農地中間管理機構が借りて、これを担い手の方に転貸するまでの間の管理につきましては、これは機構自身が負担をいたします。

○郡司彰君 一応答弁をお聞きをして、また時間がございましたらばそのことについて詳しく質問をさせていただきたいと思いますが、ちょっと時間の関係で、これは地代分を払つていただけるんであります。それで、要するに、貸したという人に対しては地代として現金を払うと。普通は今どこのところでも相対でやつている場合には物納なんですよ、大体、二俵とかとこのところにも書いてありますけれども、一ヘクタールだつたら大体二十俵ぐらいいを現物でもらうんですよ。その中から自分のうちで食べる自家飯米というのも消費をするんですね。

今度は、規約上からいえば、現金をもらつて田んぼを貸している人はお米を買って食べるということです。

○政府参考人(奥原正明君) この地代の払い方でございますけれども、この機関がない場合の実際の地代の支払の仕方、これは地域によっていろいろあるかもしれません、確かに一部の地域では米などで物納している実態はあるというふうに承知をしておりますけれども、この機関の地代の微

意味を、この五〇%に決まつたまゝ経緯も含めまして御説明いただけますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この現行の食料自給率の目標の五〇%でございますが、平成二十年以降、新興国の経済発展によりまして、こういう国で農産物の需要が拡大すると、そういうこと等がございまして穀物の値段が非常に高騰したと。そういう中で、国民の皆さんのが食料輸入本当に大丈夫かという不安が高まつて、こういう状況が実は背景にございまして、我が国の持てる資源を全て投入したときに初めて可能となる高い目標ということで設定をされたということをご存じます。

自給率は、国内の食料消費が国内の農業生産での程度賄われているかということを示す指標でございますので、平常時に、今委員がいみじくもおつしやつていただきましたように、自給率が下がつたからといって食生活が豊かでなくなつたわけではないというような御趣旨のお話がありましたが、まさに平常時の食料自給率と、それから不測の事態における国内の農業の食料供給力、必ずしも一致をしないと、こういうことがあります。

しかしながら、目標を設定して、常に平常時からその達成に向けて、農地、農業用水の確保、それから人の支援の確保、育成、農業技術水準の向上と常に図つておくことが、よつてもつて食料の安定供給の確保につながると、こういうふうに考えておるところでございます。

○平木大作君 今、様々な経緯も含めて御説明をいただきました。

この五〇%といつたものと、じゃ、六〇%になつたときどうなのが、あるいは現状の四割を切るような水準どうなのか、なかなか一口で比較が難しいというのがこの食料自給率の話なのかなとうふうに思つております。ただやはり基準とすべきは、平常時の話、いわゆる我々の平常時の食生活の話ばかりではなくて、やはり今後の食料安全保障、こういったところも含めて検討していくなければならない数字なんだ、このような御答弁でございました。

この食料自給率の意味付け、意味につきましては、一連の問い合わせにもう一度ちょっと触れて言及したいなというふうに思つておりますので、次の質問に移らせていただきます。

この食料、じゃ、もう一方の安全保障の話であるわけでありますけれども、食料を国内に安定的に供給していくんだ、この基本的な考え方について、既に現行の食料・農業・農村基本法の中に定めてございます。内容を改めて紹介いたしますと、国内の農業生産の増大を図ることを基本として輸入と備蓄を適切に組み合わせて行わなければならぬと、このように定めてあるわけあります。国内の農業生産、まずしつかり増やしていくかなかやいけないんだということになりますから、やはり最初に議論されるのは自給率なんだろうと、これも納得がいくところでございます。

しかししながら、一方で、もう一つ、輸入とか備蓄の適切な組合せの在り方ですとか、こういったものについては余りなかなか議論として少なくとも國民の皆様には届いていないんじゃないかなと。実際に農水省、政府でどのような形で今検討されているのかと、ここは大変関心を逆に持たなければいけないところかなというふうに思つております。

特に昨今、東日本大震災の後、民間におきましては、いわゆるBCP、事業継続計画といったものが大変重要であるということで注目を集めています。農政と直接関係はありませんけれども、その事業を継続していくのか、あるいは国内への食料の安定供給を確保していくのか、どの部分をどうとなつたとき、何かあつたときにはどうやってその事業を継続していくのか、あるいは国内への食料の安定供給を確保していくのか、どの部分を諦めてどの部分はしつかり守らなければいけないのかと、こういった点でしつかり対策を打つべきは、平常時の話、いわゆる我々の平常時の食生活の話ばかりではなくて、やはり今後の食料安全保障、こういったところも含めて検討していく必要があります。ただやはり基準とすべきは、平常時の話、いわゆる我々の平常時の食生活の話ばかりではなくて、やはり今後の食料安全保障を語る上で、BCPでも大変重要な一つの概念であります複線化ですとか重畠化、こういったところをちゃんと軸に議論をして

いかなければいけないんじゃないかなというふうに考えております。

そういう文脈の中で、まず、次、お伺いした

〔理事山田俊男君退席、委員長着席〕

農林水産省では、平素からこういう総合商社の皆さん等との定期的な面談、それから国内外の各種の報道、今のこのインタビューなんか報道の一種かもしれません、それから在外公館による情報収集と、こういうものを通じて、我が国の企業による海外農業投資、これに関する情報を収集をしております。

カントリーリスク、それから天候リスク、こういうものがございますので、一般的に言いますと、今まで海外農業生産に対する投資というのは消極的でございましたが、最近では新たな海外投資によって穀物等の集荷・販売能力の強化をするとともに、直接、農業生産を行うという企業も出てきております。これは大企業に限定されず、先ほど委員がおつしやつたような方も含めて出てきております。このようにふうに承知をしております。

まさに冒頭おつしやつていただいたように、食料安全保障の確保のために国内生産の増大、これが基本になりますが、これに備えて備蓄と輸入の確保、これが非常に大事になつております。安定的に入力をするということになりますとやはり輸入先の多角化、これが非常に大事になるというふうに認識をしておりまして、そういう意味で、近年のこういう海外農業投資の取組の多くはこういうふうに考えております。

○平木大作君 今、大変注目をされているのか、またどう評価されているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

こうした取組、大手総合商社あるいは小さな元気な農業者の海外への農業投資、これについて、か、そういったところでも海外にどんどん出ていくふうな話は実はよく聞く話でございます。

これ、大手の総合商社だけではなくて、例えば、国内で元気な自立した若手の農業生産者、例えばイチゴ農園を経営されているところでありますとくんだみたいな話は実はよく聞く話でございます。

こうした取組、大手総合商社あるいは小さな元気な農業者の海外への農業投資、これについて、か、またどう評価されているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 実は、私も三井物産に在籍しておつたときには、たばこの葉っぱの輸入をしておりました。農産物でございます。当時、物産のみがタバコ、たばこの葉っぱの乾燥工場というのがござります、メーカーさんに出す前の葉っぱを育てる方から買って、これをシェレッダーして原

料として輸出すると、こういう形態でございますが、エンマイでオペレーションをやつておつたところで、昔からそういうところは関心が強かつたのかもしれません。

な輸入ルートをつくるということを中心としているわけではない。先ほどのあのインタビューアー記事でも、いわゆる大きなアジアの市場に向けてこれからどう出していくのかですかとか、いわゆるビジネスでやっているわけで、これはマーケットのあるところに今は出していくんだ、向けてこういう投資をしていくんだと、こういう言及があるわけでございまして、単純に日本から海外に農業投資を進めていく、あるいは政府、農水省としても推し進めていく、これ自体は必ずしも日本への輸出、食料の安定供給にはつながらないというように思っております。

この点について、いわゆる食料安全保障の観点から何か具体策、これ政府として講じているものございましたら紹介いただけますでしょうか。

○大臣政務官(横山信一君) 我が国の食料供給の多くは言うまでもなく海外に依存しております。そういう意味では、国際的な食料需給が逼迫基調にある中で、国民への食料の安定供給のためには、海外からの食料輸入について安定化、そして多角化を図る必要があるというふうに考えております。

平成二十一年でございますけれども、関係省庁・機関が一体となって、食料安全保障のための海外投資促進に関する指針というのを取りまとめました。特に、今後有望な輸入先となり得る中南米、中央アジア、東ヨーロッパ等を対象にして、商社等との定期的な面談で得たニーズを踏まえて情報収集、提供を行うとともに、投資を促進するための事業、そして投資企業に対する公的金融による融資等の支援を実施をしております。

今後も、農業生産、集荷、輸送、輸出等の各段階に対する我が国からの海外農業投資の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○平木大作君 こういった海外からの食料の供給、輸入、こういうのを考える上でやはり検討のポイントとして幾つかあるかなというふうに思っております。不測の事態が発生したとき海外から安定的に国内に持ってくることができる食

料、これを产品ごとにやつぱり定量的に一つは把握をしつかりしておく。一体国内需要の何%が手当で、めどが付くのかどうかと、こういつたところも当然大事だと思いますし、また、先ほど大臣から御答弁いただいたとおり、いわゆるカントリーリスク、大事な食料、幾ら国数を分散しても、この海峡がふさがつてしまつた、この海域がふさがつたときに全部持つてこれないということではいけませんし、また同じ地域でありますと同じ天候の要因を、影響を受けてしまうというようなこともあります。こういういわゆる複線化、重畠化、これはコスト効率だけ考えてやれば一点集中で国内で全部できればいいとか、いろんな考え方も当然できるんだとは思うんですけども、こういった観点からもしつかり、今のお安定輸入の弱いところは一体どこなのか、ここを見極めていただいて、また継続的に施策を打つていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

出規制に関する協議等についても規定をしているところでございます。

この大筋合意につきましては国会等の承認が必要になつてくるわけでござりますが、その後、この協定が発効された後でございますけれども、仮にこのような条件というか、この規定を適用しなければならないようなことが生じた場合、事前通報、そして協議を活用してこの合意事項を実効性のあるものにするよう努めをしてまいりたいと考えております。

○平木大作君 最終的なステートメントも含めて、まだこれから文言にしていくという部分も多々あるかと思っております。是非ともここをひとつ、努力というところから一步でも二歩でも目に見える形の安全につなげていっていただきたいというふうに思つております。

もう一つ、ちょっとと今日あえてお伺いしたいんですねけれども、日本から海外へのいわゆる農業投資ということだけではなくて、今、逆の動きもちょっとあるのかなというふうに思つております。先日、ニュージーランドの大手酪農生産者メーカーであるフォンテラ社が北海道で事業参入すると、こういった報道がございました。

大臣もこの件について記者会見等でいろいろ述べられておりましたけれども、これ、この場でこの一社がどうこうということは大変言及しにくいかなどというふうに思つておりますので、一般論でも結構です。こうした海外から日本への農業投資、これをまたどう評価されているのか。坦い手を今後拡充していくという意味で、今後、海外からの農業投資、積極的に呼びかけていくようななういふ御意向があるのかどうか、御答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) フォンテラ社の話は報道で承知しておりますて、北海道を訪ねられた、こないうことでござりますので、先端的な技術を提供していただいてノウハウを共有して、よつてもつて北海道の畜産良くなると、こういうことになればいいなと思って私も見ておりますが、一概

に投資をしていただくて、どうなことが全て百点満点かというと、農地を持たれるというところ等のことを考えていかなければなりませんので、そういうこといろいろ考えた上で、どうなことが一番望ましいのかということはしっかりと見ていかなければならぬと、こういうふうに思つておるところでござります。

○平木大作君 多々リスク、いわゆる農地を持たれる、あるいは水でも同じような議論が昨今あつたかというふうに認識をしております。また、ニュージーランドは今TPPの交渉の相手国の一つでもあつて、ある意味交渉のカーボードの一つに何か使われてしまう、こういったこともあるわけで、すから、この件については重々慎重に当然取り組みいただきたいなどいうふうに思つておるわけでありますけれども。

一方で、ある意味選別、相手を選別した場合に、やはり海外にもし高い技術力を持つているところ、学ぶべきところがあるパートナーですね、こういったものがあつたときに積極的に今後国内に招致していく、こういったところも一つの必要な方向性なのかななどいうふうに私は思つております。

オンラインテラ社のホームページへ行きますと、いろいろ日本での事業について今検討しているプレゼンテーションも置いてありますて、中を拝見しますと、例えば日本において事業を行う事業環境、投資環境としての優位な点として幾つも挙げてあるんですけれども、例えば、イノベーティブな競争力をを持つ国内事業パートナーがいるということ、そして、日本で、じゃ今後どういう展開を考えているのかというところで、高品質の日本製品で、日本で作れば基本的に品質もいいし、安心、安全であるというブランドも得られる、こういうことを利用しながら成長著しいアジアのハイエンドマーケットをターゲットにしたいと、このようなことも書いてありますて、日本の地理的なものも含めて、農業投資していく上でのアドバシティージもある意味外から指摘をしてもらつて

るという点があるというように思っています。

これは当然、国内の農業者、我々もしっかりとそういったところをもう一度見直さなきやいけないなどという点はあると思いますし、また意欲的でまた一緒にこの仕事をできるなという海外の有力な事業者と組むときにも、招致するときにも、こういったところを是非使っていけるんじゃないかなというふうに思っております。

次の質問でありますけれども、ここはちょっとと確認をさせていただきたいと思つております。

結局、不測の事態が起きたときにどうなるのかと、これをしっかりと定めておくというのが大変重要であるというふうに思つております。

第四項、それから第十九条の中では、第二条途絶等の不測の要因によつて国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときには、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとすると、ここまででは法律の中にもう法文としてしっかりと書いてあるわけでありますけれども、現時点でこうした一連の措置を発動する、措置をとる際のガイドラインのようなものというのはしっかりと整備されているんでしょうか。

○政府参考人(荒川隆君)お答え申し上げます。

今御質問ございましたように、食料の安定供給を確保していくことは大変大事な責務でございます。国内農業生産の増大を図ることを基本としつつも、輸入と備蓄等を適切に組み合わせて安定供給を図っていくという方針を明らかにいたしております。

その際、特に農業生産というものは自然条件の影響を強く受けるものでございます。また、世界の食料需給がタイトだというようなこともござりますので、食料・農業・農村基本法の中では、凶作ですか輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が著しく逼迫するような場合にも、国民が最低限必要とする食料の供給が確保されなければならぬという規定になつておるところでござります。

ございます。

こういった考え方に基づきまして、農林水産省においては、不測の要因により食料の供給に影響が及ぶおそれがある事態に的確に対応するため、その事態の深刻度に応じまして政府として講ずるべき対策の基本的な内容ですとか根拠法令ですとか実施手順というものを示しましたしまして、緊急事態食料安全保障指針というものを策定をいたしております。

○平木大作君 ありがとうございます。

ちょっと私もその指針について余り認識しておりませんでしたので、また後日、内容をしっかりと確認させていただきたいというふうに思います。この食料自給率、そして安全保障というところですけれども、ちょっとと次のテーマに移る前に、改めて自給率の問題に立ち返つてお伺いをしたいというふうに思つております。

冒頭で確認をさせていただいたとおり、食料自給率、カロリーベースで五〇%というこの目標達成なかなかまだ見通しが立たないという状況があります。その要因の一つとして、これも先ほど少し申し上げましたけれども、やはり五〇%を達成するなどいうことになるのかと、そのいわゆる意義が分かりにくい、達成することでどんなメリットがあるのか具体的にイメージしにくいといつております。

現行の三九%というのが、数字だけ聞くと確かに低いんだけども、何と比べて低いのかと。諸外国と比べてというのは一つの軸でありますけれども、そこも含めて、低過ぎるのか、どの程度低いのか、なかなか議論が難しいというふうに思つておりますし、また、全般、いわゆる総合食料自給率で見ると三九%であるけれども、主食であるお米についてはほぼ一〇〇%が自給できている、だからいいんじやないか、そんな議論もあるわけですが、こういったこともあります。こういったこともあって、なかなか議論が深化していかない、進まないなというふうに思つております。

私は、いわゆるいろんな課題、特に大きな課題

にぶつかったときに、以前先輩から教えていただき、「一つ格言を常に思い出すようにしておられます。それは、ドント・ボイル・ジ・オーシャン、海を煮炊きしてはいけない」という格言があります。海のように大きな、しかも重要度の高い課題に向かつたときに、取りあえずこの大きなものを全部ひっくるめて煮炊きしてみよう、温めようとしても、やっぱり海全体はなかなか温まらない。この中で、しっかりと課題を幾つかにまず分けてみて、一つ一つ重要度の高いものから取り組んでいく、有効な解決策を見付けていく、こういふようにやっていくんだということを教えていただいて、私もこの問題も一つその考え方というのが使えるんじやないかなというふうに今思つております。

どういうことかと申しますと、じゃ、大きなこの食料自給率という問題を扱うに当たつて、幾つか課題を切り分けるに際して、やはり一つガイドになるのが、まさに今般改正に取り組んでおります担い手経営安定法、この中で対象農作物として挙げている、お米も入れると七つの品目というのが一つあるんじやないかなというふうに思つております。

これ先週の議論の中でも、私、何でこの六つなり七つなりが品目として選ばれているんですけどと、いう質問をさせていただきまして、それは国内に安定的にカロリー供給をしていく上でも重要な作物であると、そういうふうに政策的に判断をして、政治的に判断をして取り上げた品目であると、いう御答弁がございました。そういう意味では、この食料自給率なり安全保障というのを考える上でやはり重要度の高い品目としてあえて列挙しておられますから、まずこの六つ、あるいは六つありますから、もう一つは、達成に要するコスト、これがも先週ちょっとと議論になつておりましたけれども、実際に今四〇%のものを五〇%に上げる、五〇%が確かに必要であるという議論をした後に、じゃ、その一〇%上げるには一体どのくらいのコストが今のところ見込まれるのか、ここも併せて提示しない限り、なかなか腹落ちのする数字というのはできないというふうに思つております。

このいわゆる自給率の数値目標、それと併せて達成の意義、効用、そしてまた要するコスト、これを併せて提示して今後精緻な議論を喚起していくべきだと考へておられるわけですが、この点、御答弁いただけますでしょうか。

になるわけでありますけれども、現行のいわゆる基本計画の中にも品目ごとにいわゆる食料自給率の目標はやっぱり立ててあるわけであります。目標は立ててあるんだけれども、達成できないといふところは実は総合自給率と同じところにはまつてしまつていて、まずはこの六つあるいは七つについてしっかりと自給率を達成していく、これが優先順位としては先に来るべきなんじやないかなというふうに思つております。

これまで、この自給率達成できなかつたことの一つの要因として、数字だけがやはり総合の数字と同じようには示されてきて、そこに対するいわれるコミットメントがなかつたということがあるんじゃないかと思つております。じゃ、どうやってコミットメントをつくっていくのか。この自給率の目標、数字とともに、やはり目標達成の意義、効用、これ全体でいくと、日本の食料自給全般を語ろうとするとやっぱり一言で語るのは難しいわけですから、大豆について例えれば五〇%を目標にするということは、どういうことなのか。より具体的で語りやすいんじやないかなというふうに思つております。このいい効用をしっかりと目標の数値とともに出していくということ。

それから、もう一つは、達成に要するコスト、これも先週ちょっとと議論になつておりましたけれども、実際に今四〇%のものを五〇%に上げる、五〇%が確かに必要であるという議論をした後に、じゃ、その一〇%上げるには一体どのくらいのコストが今のところ見込まれるのか、ここも併せて提示しない限り、なかなか腹落ちのする数字というのはできないというふうに思つております。このいわゆる自給率の数値目標、それと併せて達成の意義、効用、そしてまた要するコスト、これを併せて提示して今後精緻な議論を喚起していくべきだと考へておられるわけですが、この点、御答弁いただけますでしょうか。

○大臣政務官(横山信一君) 重要な御指摘をいただいているというふうに思つておりますが、農林水産省の予算はそのほとんどが食料自給率の向上に関係するものでございまして、特定の品目を対象にしていないものも多いということから、品目ごとの生産数量目標の達成に向けた厳密な政策コストを示すことは難しいという状況にござります。

ただ、現在、食料・農業・農村政策審議会の企画部会において、現在の自給率目標や品目ごとの生産数量目標等の検証を行つております。次期の食料自給率の目標や品目ごとの生産数量目標については、この検証結果を踏まえまして、生産面、消費面の課題と併せて、政策等も含め、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○平木大作君 コストについてやはり出すのは難しいというのは先週にもあつた議論でありました。正確なものを出すとかそういうところよりも、やはりこれから幾ら掛けてでもやらなきゃいけないんだというところ、そこでのやつぱり議論の土台が必要であるんじゃないかなというふうにはやはり思つております。

これまで、長年にわたつて食料自給率の目標が達成できなかつた、その責任の一端といふのはやつぱり政治、国会にあるんじゃないかなというふうに私は思つています。この部分についてやはり腹落ちするいわゆる目標値をしつかり設定できなかつた、その理由とともに設定できなかつたということと、何が何でもやるんだということを結局突き詰められなかつたという意味では、これは政治の責任だなというふうに思つております。

コストについて、本当に全部厳密にということではなくて、世間でも例えばABCアカウンティングのような、いわゆる使つている農地の面積に応じて数字を振り分けるとか、いろんな数字の立てる方といふのはあるというふうに思つております。是非そちら辺も、いわゆる今後のこのまさに農水委員会において議論を活発化させていくという意味でも検討いただきたいなということを

○大臣政務官(横山信一君) 重要な御指摘をいた

お願いいたします。

ちょっとと時間がなくなつてしまひましたので、

次のテーマに移らせていただきます。

先週の議論においてもう一つ焦点になつていたのがやはり担い手に関する議論であるというふうに思つております。議論の中では、農業において

だいたいいるというふうに思つておりますが、農林

喫緊の課題、一番の課題は何なのかと。突き詰めると、やはり担い手が高齢化してしまつて、農業において

次の中的な担い手がいなくなつてゐるという話

ぢやないかと、いうことも言及されておりましたし、またこの担い手経営安定法においても、担い手の規模要件外したという経緯についていろいろ議論があつたわけですから、ここについても、意欲とそして能力がある農家については次の地域農業の中心的な存在になつてもらうためにどんどん支援していくんだと、こういうお話をございました。

そこで、一つちょっと問題提起的にまたお伺いしたいんですけども、これはさきの参院本会議において我が党の谷合議員の方からも質問の中で言及させていただきましたが、若者の就農について

いたいです。この点について、やはりどうやつたらここの比率を増やしていくのかと、こういった視点からも是非見ていただきたいなというふうに思つてお答えをお伺いして思つました。

農業高校の卒業生のうち、実におよそ5%ぐら

いしか農していない。農業分野の人材育成と

いうのは実はまだ改善の余地がたくさんある

んだなというふうに今思つております。専門技術

が進路として農業分野に進まない原因、どう考

えていらっしゃるのか。

これ、是非基礎的な情報として、現在農業科

を置く農業高校というの実際どのくらい学校数

としてあつて、そこに生徒は今どのくらいいらっ

しゃるのか。また、農学部を置く大学数がどのく

らいあつて、その在籍生徒数、何人なのか。そ

れぞれについて、卒業生の就農率、これも併せてお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。

まず、高等学校の関係でございます。平成二十

五年現在、全国の農業高校の数は三百七校、それ

から生徒数は八万三千九百二十一名でございま

す。

この農業高校の卒業後の進路につきましては、平成二十五年三月卒業者のうち、進学者が四三・三%、就職者が五一・九%となつております。就職者を産業別で見ますと、製造業が三四・五%、卸売・小売業、飲食店、宿泊業のカテゴリーが二〇・七%などとなつております。農業、林業の割合は四・九%になつております。

いわゆる就農者の割合が約五%にとどまる理由につきましては個々の生徒の進路選択の結果によるものと私どもは認識しておりますが、就農以外につきましても、専門的な知識や技術を更に得るために農業大学校とかあるいは農業関係学科を置く大学などに進学したりする者、あるいは農業高校で学んだ専門知識などを踏まえて農業関連産業に就職する者も多く見受けられるということを受け止めております。

統計まして、農学関係の学科を置く大学の数でございますが、全国で六十五大学であります。その在籍学生数は七万五千七百四十二名でござります。

農学関係の学科の卒業生の就職者に占める農業、林業の就職者の割合は五・〇%となつております。このほか、製造業には二一・二%、卸売業、小売業には一八・五%、公務関係が一〇・一%、それから学術研究、専門・技術サービス業で九・五%などが主な就職先となつておりますが、具体的には、食品などの製造販売、あるいは行政の農業関係部門や獣医療など、農業関係分野への就職者が一定程度いるというふうに認識しております。

平成二十五年度の入学生から実施をされていまして、農業高校の卒業生の進路選択の結果によれば、農業高校のこのカリキュラム、一体どういふ重要な使命を持つてゐるか、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。

学校教育につきましては、全国的に一定の水準を確保するとともに、教育の機会均等を実質的に保障することが要請されております。このため、教育課程につきましては、文部科学大臣が定める

学習指導要領におきまして国として大綱的な基準を示しておりまして、これに基づいて各学校で具体的な教育課程を編成して実施をしていくというところでございます。

平成二十五年度の入学生から実施をされていまして、農業高校の卒業生の進路選択の結果によれば、農業高校のこのカリキュラム、一体どういふ重要な使命を持つてゐるか、教えていただけます。

例えれば、農業情報処理につきましては、栽培環境制御システムや自動搾乳システムなど、生産、加工、流通、経営のシステムについての知識や技術を習得させることとしているほか、農業経営を取り入れて経

営管理の改善を図る能力と態度を育成するなど、ICTの活用や経営感覚の育成に関する学習が行われているということです。

○平木大作君 今、農業情報処理ですかそういった新しいテーマも扱っていますよということでありましたけれども、ちょっとこれは済みません、通告していいんですけれども、私も事前にカリキュラムの一覧をぱっといただいて、いわゆる野菜とか内容がいまいち分かりにくくもの多くて、また、ちょっといわゆる一般的な名称過ぎたということもあります。これ、実際にカリキュラムというのは例えばどのくらいのいわゆるサイクルで更新をされているのか。毎年一割入れ替えているですか、どういった、いわゆる見直しの頻度みたいなものをもし分かれば教えていただきたいんですが。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。従来、私ども文部科学省におきましては、国が定める学習指導要領につきましておおむね十年に一回程度のサイクルで見直しを行つてきております。

ただ、先ほど御説明申し上げましたとおり、それぞれの学校においてはその学習指導要領に基づいて具体的な教育課程を組んでいます。まして、その時々の新しいニーズに応じての対応というのは十分可能になつていて、そういうことでございます。

○平木大作君 個々の学校の判断でということでございましたけれども、やはり十年に一度というのは、何か、今まさに岐路に立つていて、また大きな変化のときを迎えている農業にしてみると、ちょっと遅いんじゃないかなという気も正直いたします。

この点について、今、ICTの活用ですかそういったところも御紹介いただきましたけれども、カリキュラムあるいは教育内容について農水省として何か関わっている、そういう点つてござりますでしょうか。

○政府参考人(奥原正明君) 農林省といたしまし

ては、農業高校は、青年が基礎的な農業技術を習得をして、農業を職業として意識付けるための重要な教育機関というふうに考えております。就農率の現状は非常に低いわけですが、できるだけ高くなつていただくことが我々も望ましいと、いうふうに考えております。

このため、農林水産省といたしましては、農業高校の教育カリキュラムがより良いものとなりますように、全国の農業高校の校長の協会がございまして、ここに对しまして、改めの農林水産業の展開の方向ですとか最新の農政情報の提供、こういったものを行つておりますし、それから、農業界と産業界が連携いたしまして、農業経営者を育成するためのセミナー、これはアグリフューチャージャパンといったところがやっておりますが、こういったセミナーに農業高校の学生にも参加して、いたくよう呼びかけを行つております。

それから、農業高校と各県の農業高等学校等との連携を進めようには都道府県に対してもお願いをしておりまして、こういった努力をしていられるところでございますが、今後とも、文部科学省とともに連携をして、農業高校の教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○平木大作君 ある意味、先ほどお伺いしたように、本当にまだ多くの若者が実際に農業科で学んでいる、あるいは農学部で学んでいるという実情が、あります。若者に更に農業のすばらしさについて気付いてもらえるような、あるいはこれからやはりどんどんまた成長していくんだと、そういうふうに思いますが、もつとも今日的には世界の人口増において将来の食料不足が心配が取り沙汰されておりますが、先ほど申し上げました国々は農産物の海外マーケットにいち早く進出をしております。

そこで、近年の我が国の農業は過剰在庫を抱えています。上位はアメリカであります。上位はオランダ、三位がドイツ、四位フランスと統いておつて、申し上げたように我が国は五十位前後に位置をすると、こういう状況にござります。

○儀間光男君 日本維新の会・結いの党会派の儀間光男です。本日の本委員会は、先週に引き続き、坦い手あるいは多面的機能、二法案についての委員会でありますから、これに関連する質問をしていきたいと思います。

ありがとうございます。

毎週やつていますと、いろんなところでオーバーラップしたりいたします。最近のはやり言葉ではないですが、どうぞ、オーバーしたところはグレーボーンと認識をしていただいて、そこに重なった部分はお答えをいたくというふうにお願いをしたいと思います。

残念ながら、戦後我が国の農業は著しく衰退してきたと指摘されても致し方あるまいと思います。確かに、担い手の高齢化や減少、耕作放棄地の増加、もうからない、産出額の減少、生産性の低下、食料自給率の低下などなど多くの問題を抱えていることはそのとおりでございます。

私は、将来に向けて我が国の農業を真に発展させるためには、過去の農政の在り方を冷静かつ客観的に分析の上、反省すべきところは謙虚に反省をし、いわゆる農政のスクランプ・アンド・ビルドを進めないと、いつまでたっても上向きの農業に転ずることはなかなか難しい。したがつて、海外に進出することもこれまで難渋をするのではないかと思っております。

去る五月十四日の参院本会議や、本委員会においても、我が国の農業、農産物は海外を視野に入れ、有力な輸出品目として積極的に展開させるべ

きだと持論を申し述べてまいりました。本日も海外市場にこだわってのみの質問になりますから、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

そこで、近年の我が国の農産物輸出高を見てみますと、世界では五十位前後に位置をしておりま

す。上位はアメリカであります。上位はオランダ、三位がドイツ、四位フランスと統いておつて、申し上げたように我が国は五十位前後に位置をすると、こういう状況にござります。

時系列的に見ますというと、一九七〇年代前後から世界は食料過剰な状態を迎えた経緯がありますが、もつとも今日的には世界の人口増において将来の食料不足が心配が取り沙汰されておりますが、先ほど申し上げました国々は農産物の海外マーケットにいち早く進出をしております。しかしながら、我が国は同時期に米の過剰在庫を抱えており、生産調整あるいは価格支持を取る対策に市場開拓を推進し、各国は意識的に市場の開発、それに見合うというか、それに乗れる商品開発戦略に当たつてきたものと理解をいたしております。例えば、戦後の日本の自動車業界、これが市場に合うように、あるいは需要者のニーズに合うような、柔らかなしなやかな思考、発想、デザイン、それからコストダウン、そういうことで世界で自動車業界は成功したものだと思っております。

反面、我が国は、農産物の生産調整をしてきたために市場開拓、商品開発に後れを取つてしまつたために、輸入だけの片務的な国になつたものと理解をいたします。一〇〇%そつとは言いませんが、傾向としてそういうことが指摘されています。近年、世界の農産物の貿易額は輸出、輸入共に毎年六兆円強ずつの増加傾向であることは、先日來、林大臣が示したとおりであります。我が国の産出総額に値する状況であり、このことから判断いたしましたが、我が国は世界の潮流に

乗り遅れたと受け止めていいのではないかと思つたりいたしております。

そこで、質問させていただきますが、大臣は、我が国の農産物の輸出について品目別にそれぞれ目標数値を挙げて設定し、その実現に努力を払う旨のたしか答弁をなさつたと思いますが、具体的に品目別に目標数値をお示しいただき、いつまでに目標数値を達成されるか、難駁でいいですからお知らせいただきたいと思います。

また、我が国が国際市場への参入を実現するためには、競争力のある農産物を作つていなければなりません。輸出促進を図るための具体的な政策とはいがなる政策なのか併せてお示しをいただきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、世界の人口が急激に増加するに伴い、食料不足時代がやつてしまります。しかし、それにシフトすることも不可欠であるところからお答えをいただきたいと思います。以上お答えいただいたて、次に入りたいと思います。

○政府参考人(山下正行君) 儀間先生の御質問にお答え申し上げます。

農林水産物・食品の輸出につきましては、現場の声や実態を踏まえつつ、重点品目ごとに目標額や重点地域を定めた国別・品目別輸出戦略を昨年八月に策定、公表したところでございます。この戦略におきまして、五月十三日でございますけれども、大臣の方から御答弁申し上げましたように、米の輸出につきましては、精米だけでなく包装米飯、日本酒、米菓を含めた米加工品の輸出に力を入れることとして、現在百三十億円規模の米、米加工品の輸出額を二〇二〇年に六百億円規模にする目標を立てているところでございます。

また、米、米加工品以外の日本の食を特徴付ける品目につきまして、例えば青果物、これにつきましては、台湾に加え東南アジア等の新興市場の戦略的な開拓や卸売市場の活用など、周年供給体制の確立などによりまして、現在八十億円規模の

ものを二〇二〇年までに二百五十億円規模にする。それから、牛肉につきましては、焼き肉など

の日本食文化と一体的なプロモーションの実施、さらにはロシアやインドネシアなどの輸出解禁に向けた検疫協議などにより、今現在五十億円規模のものを二〇二〇年には二百五十億円規模にします。

今後も、二〇二〇年の輸出一兆円目標の達成に向けて、動植物の検疫協議を含め、輸出環境の整備など、国別・品目別輸出戦略の着実な実行に努めまいりたいと考えております。

○儀間光男君 我が国のこれらの農産物の輸出促進を図る上で参考になる事例を一つ挙げてみたいと思いますが、オランダです。御承知のように、オランダの国土面積は四百十五万ヘクタールで九州とほぼ等しい面積だと言われております。

人口は一千六百四十万人にしかすぎません。しかしながら、オランダは農産物貿易においては輸出額あるいは純輸出額とも世界第二位の位置にあることでも御承知のとおりであります。それを支えているのは農産振興のための国の総予算に占める研究費にあります。その比率は極めて高く、近年のランダの研究費は一千九十六億円で、我が国と同額以上と言われば、農業政策に対する並々ならぬ決意が感じられるのであります。

先ほど申し上げましたように、面積が四百五十五万ヘクタール、九州程度、あるいは人口が一千六百四十万人といいますから、日本の一億三千万人に及ぶ力を入れることとして、現在百三十億円規模の米、米加工品の輸出額を二〇二〇年に六百億円規模にする目標を立てているところでございます。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今、先生の方から御指摘いただきましたように、オランダでは狭い国土でありますから、ICTを活用した施設園芸に

お困りながらも、インターネットを用いた施設園芸に取り組んでいます。このオランダにつきましては、昨年、大臣がオランダの方に視察されまして、その施設園芸も参考に、日本版の次世代の施設園芸の新しい事業を検討するようとにいた御指示をいただきまして、日本では木質バイオマス等の脱化石エネルギーへと向けて、動植物の検疫協議を含め、輸出環境の整備など、国別・品目別輸出戦略の着実な実行に努めまいりたいと考えております。

○儀間光男君 我が国のこれら農産物の輸出促進を図る上での参考になる事例を一つ挙げてみたいと思いますが、オランダです。御承知のように、オランダの国土面積は四百十五万ヘクタールで九州とほぼ等しい面積だと言われております。

人口は一千六百四十万人にしかすぎません。しかしながら、オランダは農産物貿易においては輸出額あるいは純輸出額とも世界第二位の位置にあることでも御承知のとおりであります。それを支えているのは農産振興のための国の総予算に占める研究費にあります。その比率は極めて高く、近年のランダの研究費は一千九十六億円で、我が国と同額以上と言われば、農業政策に対する並々ならぬ決意が感じられるのであります。

また、これ以外に、強い農業づくり交付金において、輸出国の需要に見合った果実を選別する選果施設、あるいは青果物の長期保存が可能な低温貯蔵施設、こういったものの整備を支援しているところでございます。

研究費につきましては、ちょっと今資料がございませんので、また整理させていただきたいと思います。

○儀間光男君 後でいただければ有り難いと思いますが、

このように、我が国農産物が海外に市場を求めるときにおいて、効率的で生産性の高い農産物を作り出さなければなりません。

それは、ここでは米だけやりましたが、そうでない農業教育、あるいは農業の普及、あるいは研究システムなど、いろいろな点で徹底した力が注がれて今まで、台湾に加え東南アジア等の新興市場の開拓まで一貫した対応が必要だと考えます。

輸出国の需要等を満たす国産農産物を生産、供給できる体制整備の支援と併せて、これらの取組を通じてマーケット・インの発想で輸出に取り組めるよう、更に努力してまいります。

○儀間光男君 今、ジェトロの話が出ましたけれど、ちょっと通告していないで申し上げるのは失礼かと思いますが、御承知だと思いますから、ついでに教えていただきたいのですが。

これは、ここでは米だけやりましたが、そうでない農業教育、あるいは農業の普及、あるいは研究システムなど、いろいろな点で徹底した力が注がれて今まで、台湾に加え東南アジア等の新興市場の開拓まで一貫した対応が必要だと考えます。

が、教えていただければと思います。

○政府参考人(山下正行君) 先生おっしゃいまし
た世界貿易センターというのがどういうもののか、ちょっとと済みません、分かりかねますが、教
えていただければ有り難いんですが。

○儀間光男君 通告にないもので議論するのも恐
縮ですが、教えてくださいなどと言わず、きっと
知つてていると思うんですよ。浜松町にあります
し、北海道にありますし、大阪にありますし、沖
縄はビルはないんですが事務所はあるんですね。
ここは、世界七十数か国が参加をしておつて、あ
の九・一でニューヨークでぶつ壊されたビルが
二つありましたが、あれが本部ですね。

そういうことで、多くの商社、多くの企業が資
本を出し合つて参加をして、そこで海外への物流
だけじやなしに医療、保険、あるいは観光、こう
いうものを総合的にアレンジし、供給していく立
派な国際機関がありますから、どうぞそれを契機
に、これをもう手段にして更なる市場開拓に幅を
持つていただけたら有り難いと思います。大変失
礼をいたしました。

さて、今、ジエトロを通じての海外市場を拡大
しているということのお話がありまして、そのと
おりひとつ頑張つていただきなければならないと
思いますが、私は本委員会の冒頭にも、我が國の
農業は衰退したと失礼ながら言い切つております
が、その要因の一つに、池田内閣時代に始まりま
すが、所得倍増計画の中核を成した二次産業、戦
後の産業構造の切替えによって重工業を中心によ
つてまいりましたから、戦後は二次産業が飛躍
的に発展してきました。

その二次産業偏重に起因しているのではないか
と思つたり考えたりをいたしておりますが、多く
の企業がその労働力を確保するため、地方からの
就労者を精力的に集めましたね。記憶に新しいと
ころです。俗に言われている集団就職です。古い
言葉で、もう死語になつてゐるかも分かりません
が。この集団就職によつて、地方から将来農業の
担い手になれたはずであるう若い人々が全て都

会、つまり東京や、あるいは大阪や愛知や福岡や
といふことで、特に東京を中心に各地方から労働
者が中央に集約された。この結果が農業の担い手を
失わせた大きな要因であったのではないかと思
います。

しかし、それが必ずしも悪かつたということは
言いません。そのおかげで戦後日本は大変な復興
をしてまいりまして、経済大国で二位だの三位だ
のになつておりますから、この政策がまずかった
とは言いませんが、農業の担い手を失つたスター
トであろうと考えておるのであります。

つまり、この言葉もちょっと古い言葉で恐縮で
ございますが、三ちゃん農業と言われた始まりで
はないかと思うんですね。三ちゃん農業、お若い
方はちょっと耳慣れないんですけど、お父さんが出
稼ぎに東京や大阪へ出かけていつて、国にはじい
ちゃん、ばあちゃん、母ちゃんが畑をし、山を
し、川をしということで残つたと。つまり、今こ
の法案で出ている地域社会への地域政策の必要性
はこのときから始まつてきたということでありま
す。

さて、六十数年を経て、きょう今日この政策が出
たということに大変な喜びを感じていて、今わざ
わざ古い言葉を持ち出して申し上げた次第であ
ります。

現在でも構造的に後継者不足をしておりま
して、農業従事者の高齢化が進んでおります。これ
もそれが一端だと思います。専業農家は減少の一
途をたどつておりますし、あるいは土地持ちの非
農家が増えた。しかも、都市近郊においては混住
化率が上昇した。兼業者がおつて、農家とサラ
リーマンが農業用の畑の中で混住する中で都会地
では農家の姿が推移をしてきました。それが上昇をし
ていつたと。つまり、農業労働者の確保がいよい
よ困難になつてきたことだと思つております。

そのため、ちょっと古い資料で恐縮でございま
すが、二〇〇〇年の統計資料を見てみますと、農
業用水路の集落管理では中山間農業地域、都市的
地域においては農家ののみの出役義務が増加した
と。つまり、中山間の農業地域においては、人手
ふうに認識をしております。特に、農作業をする

不足になつた、三ちゃんの方々が、今言う多目的
の、今法律の趣旨にかなう、いわゆる農業水路
から、あるいは周辺の草取りとかあるいは道普請
とか、そういうものに人手が必要ですが、残つた
農家のみがその出役をしてしまつた、役が回つて
きたということでコミュニティが衰退をして
いつて今日になつたということが指摘されると思
うのであります。いわゆるコミュニティが崩壊
したことの原因がここにあつたわけです。

その意味では、多面的機能發揮促進法が有効に
機能することに期待をするものでありますし、先
週の本委員会で言いましたが、実に時宜を得た、
いや、むしろ遅かったというぐらいの法案ではな
いかと思つております。

ただ、これもこの前指摘をさせていただきました
が、この政策は恒久的な問題の解決策にはならな
いと指摘をさせていただきました。恒久的には、
今言う農業の集約化や、あるいは量産化や、ある
いは世界市場、国際市場を狙つてもつともと量
産が外にさばけるよと、そういうことになつたと
きに本当の農家の解決策が訪れると思つております。

我が国農業が抱えている構造的な課題で、い
わゆる後継者育成、よく言われているマンパワー
の育成が突緊の課題の一つであることは言をまち
ません。その後継者の育成を推し進める上でも、
将来を見据えた場合、真に農業経営者になり得る
人材の育成が不可欠であります。このことは、農
林水産各部門においても共通の課題としてどうマ
ンパワーを呼び戻すか、大事なことだと思いま
す。

そこで伺いますが、政府はいかなるシステム
で、あるいはいかなる方策を持つて農業経営者た
るマンパワーの呼び戻しを図つていくのか、お示
しいただければ有り難いと思います。

○政府参考人(奥原正明君) 御指摘のとおり、こ
こでござります。

このため、農林水産省におきましては、就農前
の段階から、経営発展の各段階において経営力を
身に付けるためのいろいろな研修教育、これを支
援しているところでございます。

具体的には、農業界と産業界の連携によりま
して、産業界のいろんな経営ノウハウも含めて農業
経営者にマスターしていただくと、こういうもの
についても支援をしておりますし、それから、農
家の方々が自分の経営をいろんな形でチェックを
する。例えば販売先の選定をきちんとやつてある
か、あるいは資材をもつと有利な方から仕入れて
いるかどうかとか、いろんなチェック項目を設け
て、あるいは資材をもつと有利な方から仕入れて
いるかなどを定期的に点検して改善をしていただく
と、こういった経営指標の作成、公表といったこ
ともやつております。

それから、農業法人の職員を当該法人の次世代
の経営者として育成するためには他産業に研修で派
遣していただくための支援ですとか、それから、
トッププロの経営者、これをを目指して優れた経営
感覚を身に付けていただくための研修とか、こう
いったものを含めまして、いろいろな研修制度で
ここにところを支援をしているところでございま
す。

それから、先ほどございました、特に輸出、海外
に出ていくことを更に視野に入れた研修といたしま
す。

今後とも、そのニーズに応じた研修機会の提供等を行いまして、経営感覚のある後継者の育成に努めてまいりたいと考えております。

○儀間光男君 ありがとうございました。

我が国の農業を、状況を振り返ってみますと、農政は時として、この前も御指摘がありました

が、時として政局に振り回される。時の政局の強

い方々が、農業に対するばかりとは言いませんが、農民受けする政策を感覚的にやつてきた經緯が指摘されております。そのことが、関係者に

十分な説明のないままに方向性が変更されたことなど、反省していかなければならぬと思います。

民主党さんも自民党さんも、政権が替われば、みんな相手にはばらまきだとおっしゃる。

そういうことをおっしゃつていくのですから、農家

がどこを向いてその政策を受けたらよいのか、本

当のところよく分からぬということだと思います

あります。つまり、政策に一貫性がないとも指摘され、猫の目のような農業であるとかだといふ

うなことが言われてきておるものまた事実でござ

ります。

オランダとは、立ち位置というか、地理的、あ

るいは条件が全然違うわけですから、オランダの

例をそのまま取れる、そのままなるということ

は当然できることではありませんが、しかし、目

標とするところの海外市場を多面的視点から捉え

て、我が国が世界の市場で勝ち抜くための農政の

方向性を明確にしていく、官民が一体となつて取

組が必要なことは言をまちませんが、そのことに

ついてもどのような対策で臨もうとしているの

か、政府はどうお考えなのかをお示しいただけれ

ば有り難いと思っております。

○大臣政務官(横山信一君) 御指摘のとおり、輸

出拡大に当たりましては、官民一体で取り組んでいくことが大変重要だというふうに考えております。

このため、平成十七年度に、関係府省、民間団体等から構成をされます農林水産物等輸出促進全
国協議会を立ち上げて、輸出の取組促進に向けた

情報交換等を行つてあるところでございます。

また、本年六月でございますが、輸出戦略実行

委員会を設置をする予定でございます。輸出の取

組の検証や品目別マーケティングの在り方の検証

をこれによりまして行つていく考え方でございます。

○儀間光男君 ただいま、輸出関係の実行委員会、正式名は何でしたか。書き留めるまでに終

わつてしましました。

○大臣政務官(横山信一君) 今現在ございますのが農林水産物等輸出促進全国協議会というところでございまして、これは既に情報交換を今行つてあるところでございますが、今年六月に設置を予定しておりますのが輸出戦略実行委員会という組織でございます。

○儀間光男君 事のついでですから、その構成メンバー、団体というか、こういうものを示してくださいませんか。

○大臣政務官(横山信一君) 今後検討してまいり

ることでございまして、今言及することはできません。

○儀間光男君 特定保護ですか。TPPみたいに

情報が出ていないところも苦しいところですが、

そんな中で、我が国農業は、戦後、多くの税金

というか予算を入れてきましたよ。五十兆になん

なんとする多くの予算をつぎ込んでまいりました

が、膨大な予算を入れてまいりましたが今日の状

態にあると。毎回毎回言うんですが、その原因を

是非究明していただきたいと思います。何でこ

れだけ入れて衰退するのか。決して政府がその努

力を怠つたなどなどは言いませんけれども、農業

従事者の高齢化や後継者不足、あるいは耕作放棄

地の増加等々の現状を見てますと、農業政策に

欠陥若しくは問題があつたのではないかと。前回

も指摘をしてきましたけれども、それについてい

ます。

今回、今年が実行元年ということでやつていく

わけですが、今度は、一度決めたからもう変えな

いということではなくて、やはり現場の意識、よ

うふうな施策があるべきかと、こういう順番で施

策の検討をさせていただいたところでございま

ますが、まさにそれぞれの時代の農政の課題に対応してそれぞれやつてきたと、こういうことであります。

この間、委員からは本会議のときに、米政策の見直しのときの總理は岸總理と佐藤總理と安倍總理だったと、こういうお話をあつたわけでございましたが、そういう御縁みたいなものも感じさせていただきながら聞かせていただきましたけれども、こういうふうに思つておられます。

やはりそれぞれの時代に応じた政策というものが必要になってくるということでございますが、今その課題としてよく申し上げている高齢化、それから担い手、そして耕作放棄地というのは、若干そういう時代の流れ、変化に対応するのが満足にできなかつたとか遅かったと、こういうこともあつたんではないかと率直に反省をしながら、しっかりと対策をやらなければいけない、スピード感もある意味では必要になつくると、こういうことで昨年の十二月にプランを作らせていただきましたところでございます。

このプランを作るときに、私は非常に心を碎きましたことの一つは、現場で実は、例えばお地元の浦添であればこういう事例とか、この間御紹介いただきましたけれども、全国の現場ではうまく

いただきましたけれども、全国の現場ではうまく

は実学の現場だと思いますから、今大臣自らおつしゃつたように、一度決めたからといって固定するん

はなしに対応したいと。

私は、農業は、今、平木さんもおつしゃつていましたが、農業のみじやないんです、生産現場

は実学の現場だと思いますから、例えば、農業でいいますというと、昔から農業のことは農家に聞きなさいと、米のことは行って田んぼに聞けと。

つまり、実学ですね。したがつて、農業の基本政策を立案する折にも、それも今おつしゃいましたけれども、行つて現場の意見をより集約をして、それを政府やあるいは地方自治体、農村、農家、あるいは農業団体等々がそのプロセスを経て実態を掌握して立案すれば、農家の担い手も多く付いてくるんではないかと思つております。

さて、この今回提出の両法案に対して農協が帳の外にあるとは思えないと。一体、農協

はこの法案にどのように関わつてくるのかお聞かせいただきたいとのと同時に、農協は農業を振興するための牽引車でなければならないと思つります

し、またやつてきたと思いますが、昨今の農協の事業形態を見ておりますと、冠婚葬祭の事業を始めガス販売、ディーカー、旅行業、スーパー、給油所等々、見事に多角経営をしておられます。そのおかげで、営農指導が遅れたとは申しませんが、非常にイメージがダウンしている、そのことも農業の扱い手の不足を促進しているのではないかも

と。山田俊男先生に叱られそうでありますか、ど

思つていただくということが大事でございますので、まずしっかりと説明をして、説明した上でやつてみて、どこか合わないところがあればしつかりとそういう御意見をいただいて、そういうものを運用改善等々につなげていくと、キヤツチボールと呼んでおりますけれども、こういうふうに思つております。

この間、委員からは本会議のときに、米政策の見直しのときの總理は岸總理と佐藤總理と安倍總理だったと、こういうお話をあつたわけでございましたが、そういう御縁みたいなものも感じさせていただきながら聞かせていただきましたけれども、こういうふうに思つておられます。

うぞお許しを得て、農協を思ふ農家を思うから言つてゐることでありますから、それについての御所見をしておるんではありますか、それについての御所見を賜りたいと思います。

○副大臣(吉川貴盛君) 今回の経営所得安定対策二法案によります農協の役割について、私からまづ答弁をさせていただきたいと思います。

農協には、今、地域農業再生協議会の構成員として、対策の普及や推進、対象作物の作付け確認などの役割を果たしていただいております。

経営所得安定対策においては、この加入推進等が円滑に行われますように、地域農業再生協議会と連携協力した推進体制を構築をして実施をしてまいりますので、この日本型直接支払制度におきましても、地域における様々な主体の参画や協力の下で取組を進めることができ望ましいことから、農協には地域の共同活動に積極的に参画をしてまいりましたが、この日本型直接支払制度においても、地域における様々な主体の参画や協力を下で取組を進めることができ望ましいことがあります。

○委員長(野村哲郎君) 儀間光男君、時間が参つておりますので、おまとめください。

○儀間光男君 はい、もうまとめけれども、事ほどさように、こういうことで、本来農家で取りで農業の担い手、農業をしようと思つていた子弟が農協の経営するこのいろんな事業に魅力を感じて農家を後にしたなどとなると大変な不本意なことになりますし、また、だからといって責めることでもないんですが、責める立場にないし、責められるものでもございませんけれど、いずれにしても、農協さんはもっともと表に、営農を指導しているよ、そしてそのための販売先としてのマーケット拡大に尽力をしているよというイメージを国民に与えていただければ有り難いなということを思い、それを期待をして終わりたいと思います。

○山田太郎君 みんなの党の山田太郎でございま

す。よろしくお願ひします。

私とあと共産党的紙議員で最後二人務めます。何とか頑張つて、六時間コース、かなり長いんで

すが、ただ、本当に、我が党、今日ちょっとと発表させていただいたんだですが、三十年後の日本といふものを持ちやんと考えて政策をやつていこう、こういつていう実は発表を代表の方からも今日記者会見をさせていただいていると思います。三十年後、本当に日本の農業はこのままあるんだろうか、どんな形になつているんだろうかと本気で考えなければならぬ。だからこそ、今回、大きな改革として、総理入りも含めて、農業にこれだけの大きな改革をもたらすような政策が出てきてこの議論をするわけがありますから、我々担当の農林水産委員、最後まで気合を入れてやつていかなきゃいけないと思いますので、よろしくお願ひします。

さて、今日、珍しくここまで全く今日はTPPの話がなかつたんありますが、少しこれについても、タイムリーな問題でありますので触れてみたいと思っております。

昨日からシンガポールで閣僚会合が始まつておりますが、今回はアメリカのUSTRからチエックインミーティングということで各国に呼びかけがあつたと、こういうふうに聞いております。

そこで、大筋合意は予定されていないということがあつたと、どうよろしいのか。ただ、ブルネイと各國は大筋合意していたという報道が、これ五月十七日の日経なんかにも出でるんですけれども、本當なのが。この辺り、内閣府副大臣、お答えいただま

る、それを閣僚会合に上げるという目的で開かれている、今回、論点の整理を閣僚間で確認し合つているという状況だと思います。

その意味では、早期妥結に向けて日米で日米協議が進展をしましたので、そのことを各国にも報告しながら、全体として早期妥結に向けて加速を

していこうと、まさにモメンタムとして、日米の協議をモメンタムとして進めていこうということありますので、最後、どういうふうに今回共同声明になるか、もう少しのところで発表されると思いますが、それでも、いずれにしても、昨日今日の話はそういう形で論点を整理をして、今後の道筋について方向性を出していくというふうに今のところ認識をしております。

それから、あわせて、今回、全体会合と同時に、我が国も、閣僚が来たところとは甘利大臣、精効的にバイの会談を積み重ねられておりまして、それぞれ日米の様子、状況などを報告しながら交渉を続けております。まだ個別の国、それぞれの国々でどこが終わつた、どこが合意に達したということは今のところ承知をしておりません。

○山田太郎君 そうすると、ちょっと確認なんですが、ブルネイと各國は大筋合意というふうにした報道は間違つていいことなんでしょうか。

○副大臣(西村康稔君) 国ごとにセンシティブな品目があるところとないところはあると思いますので、当然交渉には濃淡が、二国間の交渉も濃淡があると思いますけれども、今のところ特定の国で終わつたということは報告を受けておりません。

○副大臣(西村康稔君) 今、ちょうど閣僚会合、全体会合の最後の場面だと思います。日本時間で十六時、あと十五分ほどですけれども、共同声明、プレスカンファレンスをやるべく、最終の今協議を、交渉を行つてゐるところだと思いますけれども、アメリカ側が今回、御指摘のようにチエックイン会合というふうに位置付けておりました。直前に首席交渉官の会合も開かれたと、首席交渉官の会合では、これまでの議論を整理をす

る、ういうふうに伺つております。

日米間の、事農産物に関してはもう詰めることがないのかどうか。何となく一生懸命やつてゐるよう見えます。それで、外ではそう見える

う形で接觸していないということなんですか。も、その辺り、いかがなんでしょうか。

○副大臣(西村康稔君) 日米間で協議が終わつたとき合意に達したということはありませんので、引き続

き詰めなきやいけない点は残つておりますけ

現地でも、昨日、我が方の大江とカトラー代表

代行との間で、三時間ぐらいと聞いておりますけ

ども、まだ報告を受けておりませんけれども、交渉

して、その後の日程もアメリカ

いしたいんですけど、今回のシンガポール閣僚会合では、先ほど申し上げたようにアメリカから声が掛かつたということです。その後の日程もアメリカ

次第なのかどうか、アメリカから声が掛かるのを待つていて、その辺りも教えていただけますでしょうか。

○副大臣(西村康稔君) 全体としてアメリカがこ

れまでも交渉をリードしてきましたのは事実であります

ので、それはアメリカもいろいろ考えはある

と思います。ただ、開催国、どこで開くかといふことありますので、今回シンガポールで開かれておりますけれども、それはその場合にはシンガ

ポールがやはり主催をする、受入れ国として我が

国でやるということを宣言しないと始まりません

ので、その間の調整は日本も含めて各國で行われるということあります。

○山田太郎君 日米の共同声明とか安倍総理の御発言を伺つていますと、何となくTPPについて

積極的なような氣もしますが、實際、個別の交渉

等を見つけるとアメリカベースという感じもしま

して、非常に我が国、受け身のような感じもしま

これは、TPP賛成、反対のいろいろ議論があると思いますが、いずれにしても、国際交渉ですから、反対するなら反対するで積極的にやらなければいけないですし、進めるなら進めるで積極的にやらないといけないと思います。そういった意味で、もう一度、副大臣の方、今後の取組姿勢といつたところを確認していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○副大臣(西村康稔君) 我が国としても、TPPは成長戦略の大きな柱として位置付けておりますし、早期妥結に向けて交渉を加速するという方針で臨んでおります。もちろん、国会決議もありますので、守るべきところは守り、攻めるべきは攻めるという姿勢で交渉に臨んでおりますが、アメリカとの違いをあって申し上げれば、やはりトップダウンの国というか、閣僚が集まれば全て決着するという思いをアメリカ側はこれまでも持ってきた。残念ながら、十二月、一月、そして今回と、まあ今回は元々チエックイン会合という位置付けではありましたけれども、閣僚が集まつて分厚いページ、私も行きましたけれども、それを一枚一枚めくりながら、これはどうだ、あれはどうだとやり合つても、事務的に詰まつていらないものは政治的に決められないわけでありまして、だからこそ甘利大臣は二月のシンガポール会合の後に、後半ですけれども、残りの十一か国の閣僚に対しても、事務的に詰めないと何回閣僚会議をやつてもなかなか決まらないという趣旨のことを主張されて、事務的に詰めて、閣僚会議先にありますなくして、事務的に詰まつたところで論点が絞られたら閣僚会議を開こうと、そういう方針を主張されて、それがほかの国に受け入れられたということでありますので、これまで事務的な交渉を優先してやってきたということであります。今回、先ほど来お話を出ているとおり、これまで、それぞれの分野についてどこまで整理がされて、どの論点が政治レベルに上げなきやいけないのかという整理をかなり首席交渉官レベルで行つてきたと、それを今回の昨日今日の閣僚会合で確

認をしているというふうに聞いておりますので、最後、どういう形で共同声明出るか、もうしばらく待たなきやいけませんが、今後の進め方について、その詰まつてきた論点、かなり論点は詰まつてきておりますので、その論点についてどういう作業スケジュールでやるのかというところを今回詰めている、最終的に合意をしようということになつてきています。

ですから、全体としての妥結とか大筋合意とかということはこれはもう極めて難しい状況にもう既にあると思いませんけれども、今後の道筋を決めるという意味で、今後につながつていく、早期妥結につながつていくということを期待しているところがございます。

○山田太郎君 またお伺いしていると、何となく最終コーナーとか、もう最後、詰めのところです。という感じなんですねけれども、我々野党の方は、知るところは結局新聞報道というところでありますし、何となく直接政府から出てこないのでいらいら感が募るというところでありますので、是非決まつたところからしっかりと発表していただきたいと思いますが、仮に閣税が下がることになれば、その対処を急いでしないければいけない、国内の対処を急いでしないかなければならない、国内であつて、それから、この委員会でも何度か議論をしておりますが、仮に閣税が下がることになれば、その辺り、引き続きよろしくお願ひします。

○委員長(野村哲郎君) 西村副大臣は御退席いたしました。

○山田太郎君 さて、担い手法案について伺つてみたいと思いますが、今回の法律改正について、現行制度を、どんな効果があつたのかという

委員会でも、多くのお金を入れるにはそれだけの、投資対効果じやないですかれども、そういうものも重要だというような指摘も何人かの議員からあつたかと思います。その辺り、是非まず聞かせていただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) 平成十九年度に施行した担い手経営安定法におきましては、認定農業者等の担い手に対して、諸外国と生産条件格差から生じる不利を補正するための交付金、いわゆるゲタ対策、それから収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金、ナラシ対策、これを交付してきたところでございます。

ゲタ対策については、十分な国境措置がないので諸外国との生産条件の格差でコスト割れが生じている麦、大豆、こういうのを対象にしておりまして、もしこれがなかつたと、こういうふうにすれば、こうした農産物の生産はほとんど維持できなかつたと、こういうふうに考えております。現実に平成二十五年産の作付面積でいりますと、小麦で約二十七万ヘクタール、大豆で約十二万九千ヘクタールとなつておりますが、平成十二年が二十三万七千と十二万三千でござりますので微増と、こういうことで推移をしております。

また、本対策は一定規模以上の認定農業者等を対象としていたわけでございます。したがつて、経営規模の拡大にも貢献したと考えられまして、平成十七年と平成二十二年の農林業センサスで比較しますと、まず小麦については、一経営体当たりの作付面積が二・二ヘクタールから四・四ヘクタールに増加をしております。それから、大豆については、一経営体当たりの作付面積が〇・六ヘクタールから一・二ヘクタールに増加しておるところがござります。

それから、ナラシの方でございますが、米価の下落等によって収入が減少した場合に九割補填とネットとして機能しているものであります。したがつて、常にこれが交付されるということはございませんが、大規模にやつていらっしゃる方に

とつては特に収入変動が大きなりリスクがありますので、このセーフティーネットがあることによつて安心して農業経営を展開することができます。現実に、五ヘクタール以上層の平成二十四年産のナラシ対策加入率、これ七五・三%となつておるところでございます。

○山田太郎君 農業を何とか壊滅しないで済んだというのはこの法律があつたからだというふうに、この予算があつたからだというような感じの御答弁だったと思うんですが、ただ、担い手をこれから増やしていくこう、維持していくこういうことになりますと、個々の担い手の方々の喜びというか、そういうことが政策の中に組み込まれているのかどうか、こんなところも重要な点で思つております。

実は、前回のときも少し質疑でお話したんでありますが、この間、認定農業者等というのが大変減少しております。ちょっと数字を口頭で申し上げますと、平成二十二年二十四万九千三百六十九人から、平成二十三年二十四万六千人、平成二十四年二十三万七千人、平成二十五年二十三万三千人と、三千人、九千人、四千人とどんどん減つておられます。ちなみに担い手が増えないといつたところがあるかと思つております。

そういうふうにこの政策、やっぱり担い手が安定しないというか、もうその数は減らさない、できれば増やしたい、そういうふうにも思うんだろうか、そんなところも考える必要があるのですが、その辺の御認識はいかがなのか、教えていただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) 代表的な担い手である認定農業者について、今お話をありましたように減つているということでございます。六十五歳以上の方が二割ということでござります。六十五歳以上の方が二割ということでござります。

一つの減少している理由ですが、今申し上げたように高齢化が進んでおりますので、農業経営改善計画、この五年で終了いたしますが、もう一回

更新してやる再認定申請というものをやらない人が増えている一方、新たに認定農業者の認定を受ける農業者が減っていると、こういうことが大きな要因の一つではないかとうふうに思つております。

青年新規就農者、これが毎年大体一万五千人ほどいるわけですが、生計のめどが立たないということの理由等で数年内に大体三割やめておられるということで、結果として、一万五千人就農された中で定着しているのが一人という数字にとどまつていると、こういうことが原因であると、こういうふうに考えております。

したがつて、昨年の臨時国会で農業経営基盤強化促進法、これは農地中間管理機構のときに一緒にやらせていただきましたが、このときにはこの法律の改正をいたしまして、市町村を認定主体とする認定新規就農者制度、これをつくりまして、就農してから認定農業者になるまで一貫して支援をしようということにいたしましたところでございました。

また、今回の扱い手經營安定法の改正において、ゲタ、ナラシ対策の対象者にこの認定の新規就農者を追加することといったところでございました。○山田太郎君 まさに、どうやつて担い手を増やしていくのか。先ほど平木議員の方からも、農業学校の卒業者が就農するのは僅か5%と、衝撃的な事実も聞きましたが。

実は、私もこの間、東京にも元麻布農園というのをございまして、ちょっととそれにも私絡んでおりまして、あんな元麻布に農園があるのかというふうに思つて、いや、おじちゃんは何やつていいのと、国会で農業について一生懸命議論しているんだよと言つたら、農業つて何と、こういう状態でありまして。

何が言いたいかというと、担い手はもしかしてあります。

そこから教育し直さないどうしようもない状況なんじやないかということでありまして、下手をするとき、ちょっとと言ひ方は悪いですが、もちろん都会と田舎では随分状況が違うものの、やっぱり教科書なんかを見ますと、社会科のほとんど一部にしか出てこないだけで、知らないんですね。な

ので、勝手にちょっと逆提案させていただくと、

学年もすぐ今生徒が減つてしまい、校庭も生徒対比では余つてきて、煙等を作つて、ダンスが必修科目になつて、煙を一週間に一時間ぐらいやつてもいいんじゃないかと。

今日も、農業が非常に安保だという、安全保障だという、そこまで踏み込むのであれば、それぐらいの認識を高めていくところから抜本的に考えないと、残念ながら、今御答弁いただいたような、新規就農者に対して、言い方は悪いですけれども、お金で釣るようなやり方をしてもらつて、これで、お金で釣るようなやり方をしてもらつてこないのではないかと。そもそも認知、認識されていないといつた中で難しさがあるんじやないかなというふうに思つております。これは私の私見でしかないのですが、しっかりとこの扱い手が減るのかということをもつと根本的に考え直して政策を打たないと、今後幾らお金を突っ込んで、本当にこの日本の農業、三十年後立て直つていくのか、こんなふうに思つていますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思つております。

それから、この法案とちょっとWTOとの関係についても少し懸念を持つておりますので、質疑をしていきたいと思います。

少しこの件に関しては私が本会議の代表質問の方で取り上げさせていただきましたが、現行法では、WTO農業協定上、経営安定交付金は緑の政

策に分類されるということではありますが、今回の法改正後は黄色の政策になるというふうにお伺いしております。本会議での質疑では総理の方からまだ約束水準に天井が届くまでは余裕があるので、私は丈夫だというような御答弁がありました

が、私の質問の実は趣旨は、天井まで確かに余裕はあるにせよ、どうしてWTOの政策の方向と逆のことを我々日本が主導して法律で行う必要があるのかといったところであります。その辺りの見解を大臣の方にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) このWTO農業協定でござりますが、それぞれの国ごとに黄色の政策の合計額があらかじめ定められた約束水準を超えてはならないと、こういうふうに定められております。

総理が御答弁していただいたように、黄色の政策の合計額が今六千億で、この四兆円という約束水準に比べると相当の余裕があるわけございまして、それぞれの各国の政策を認め合いつつもやつてこようというものがWTOでございまする。で、この黄をゼロにしてこようということではなくて、それぞれの事情に応じてやつてこようと、ただ、許容している水準がこういうことですよと、これがWTOのルールだということをつづいています。

○山田太郎君 私は、中長期的な政策としてこれからこういったものをしていくことでありますから、経営規模、生産の拡大は補助金以外の政策手段で行うべきだというWTOに則しながらも国際ルールの規範に積極的に我が国が関わるうという姿勢を見せていかないと、やっぱり国際的に長続きしないのではないかと。一時的に今この状況だからということでの政策ではないといふですが、担い手等を含むこの法案は、長い間日本がどういうふうに国際的にも持つていくのか、

ちょうどTPPであれば国際通商を各國と議論して

いる最中でありますから、是非その辺も考慮して

います。

これから国際交渉に当たつていただきたい、こういうふうに思つております。

さて、多面的機能法案について少し質疑を移

しておきます。先日、その辺りをこの委員会でも大臣の方に質疑させていただいたんですですが、大臣の方は都会の公共事業と同じだという御答弁をいただきました。これも分かりにくく御説明だなどいうふうにお伺いしていただんですが、そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、都会の住民ボランティアによる河川とか公園の草むしり、美化活動といったものに国費が投入される例というのはあるんでしょうか。市町村の単独事業では例がないわけではないですが、国費投入をいただきました。これも分かりにくく御説明だなどいうふうにお伺いしていただんですが、

身は正直、政策効果が不明瞭だと、こういうふうに思つております。

この法案は、担い手の政策的効果以上に、私自

をしております。

さて、多面的機能法案について少し質疑を移

しておきます。先日、その辺りをこの委員会でも大臣の方に質疑させていただいたんですですが、大臣の方は都会の公共事業と同じだという御答弁をいただきました。これも分かりにくく御説明だなどいうふうにお伺いしていただんですが、

身は正直、政策効果が不明瞭だと、こういうふうに思つております。

この法案は、担い手の政策的効果以上に、私自

をしております。

さて、多面的機能支払はまずこの共同活動に着目して支援を行なうわけでございますが、その地域の住民だけではなくて、この多面的機能というのは広く全體が管理する公園においても地域住民が草刈りをやつしたことに対する公共団体が公費によつて支援をしていると、こういう例もあるというふうに承知をしております。

多面的機能支払はまずこの共同活動に着目して支援を行なうわけでございますが、その地域の住民だけではなくて、この多面的機能というのは広く全體として国民が利益を享受しているものでもあります。そういう意味もあるということでござります。

もう一つは、この間も申し上げたように、担い手がこうした施設の維持管理に係る負担が軽減されるということで規模拡大もしやすくなるということで、構造改革も後押しする効果、これも持つていると、こういうことでありまして、したがつて、多面的機能支払では、国と都道府県、市町村が連携して交付金を交付する仕組みと、こういうところにしたわけでございます。

○山田太郎君 法律の中身についても少し確認をさせていただきたいんですけれども、この制度はさえていただきたいんですけれども、この制度は市町村長と農業者、地域住民から成る活動組織が協定を結んで市町村の行政財産である水路やのり面の手入れをする、こういうことだというふうに承知しています。

この市町村と活動組織の協定は、水路とかのり面に対する管理責任がどうなっているのかなど。市町村の管理責任を活動組織に委任する契約になつてゐるのか、又は請負契約となるのか、又は委任契約か請負契約でなければ民法上どのような性格の契約になるのか、その辺りを教えていただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) この多面的機能発揮促進法案におきましては、多面的機能支払の対象となる取組を行う活動組織、これは事業計画を作つて市町村の認定を受けた上で、水路の泥上げ等の地域における共同活動に取り組むと、こういうことになつております。

したがつて、このような共同活動の対象施設の管理責任、これは民法の七百七十九条によりますと当該施設の占有者は所有者にあると、こういうことになつておりますが、通常、共同活動を行う活動組織はそのいすれにも、すなわち占有者、所有者いすれにも該当しないことなどでございまして、管理責任を問われる可能性は小さいと考えております。市町村が事業計画の申請を受けて認定するという行為は当事者双方の合意によつて成立する契約ということには該当しないと、こういふふうに考えております。

○山田太郎君 そうすると、例えば市町村とそ

した契約を結んだ場合に、活動組織の水路ののり面とか水路を手入れをおろそかにした結果、例えば子供がその水路に落ちてけがをしたというような場合、市町村が国家賠償法に基づく損害賠償を行うと、こういうことによろしいでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) これは市町村と活動組織の間で協定を締結することになつております。したがつて、双方の合意に基づいて双方がそれぞれ行うべき事項について定めると、こういうことでござります。

この協定は、特段の定めがない限り、草刈り、泥上げ等の作業を行う権限を活動組織に付与するにとどまるものですので、施設を占有する権限までを付与するものではないということで、活動組織の方が施設の管理責任というものを問われることは一般的には少ないと、こういうふうに考えております。

○山田太郎君 ちょっと、多面的機能法案、まだまだ質問を用意してはいたんですけども、今日は後藤田副大臣来ていらっしゃいますので、ちょっとと次に移らさせていただきたいと思います。また多面的機能法案、まだ質問の機会はあると思っておりますから、引き続きやりたいと思います。

○國務大臣(林芳正君)

今まで結論を得ると、こういうことだとさいます。全中は四月三日に自己改革案を決定、公表しております。これを受けて規制改革会議農業ワーキンググループで、四月八日には全中からヒアリングも実施した上で今回の意見を取りまとめられましたと、こういうふうに承知しております。

我が省として、やはり、いつも申し上げているのですが、販売に最重点を置いて農協が取り組む、農協がそれぞれ自ら創意工夫で経済事業を展開することはどうしたらよいかと、これを検討する、そして、これに合わせてそれをサポートする連合会、中央会はどうしたらよいかと、こういうことで検討していく必要があると思っておりまして、規制改革会議の意見も出ましたので、与党とも協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○山田太郎君 ちょっと、多面的機能法案、まだまだ質問を用意してはいたんですけども、今日は後藤田副大臣来ていらっしゃいますので、ちょっとと次に移らさせていただきたいと思います。また多面的機能法案、まだ質問の機会はあると思っておりますから、引き続きやりたいと思います。

○山田太郎君 それでは、後藤田副大臣に来ていただいておりまますので、農協改革について、前回に引き続き少しご質問させていただきたいと思っております。

○山田太郎君 その前に、まず林大臣の方にお伺いしたいんですが、大臣は、農協改革は、当委員会などで、自分が今も変わらないのかどうか。多分、規制改

革会議との整合性ということにもなると思ってお

りますので、ちょっと前回、これ参議院の予算委員会の方で林大臣の方が御発言した内容を少し資料でお出しておるんすけれども、その辺り、お考えを教えていただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) 昨年十二月に農林水産業・地域の活力創造プランで、農協の果たすべき役割は極めて重要でありますのでその自己改革を促すと、こういうふうに書いておりまして、六月

までに結論を得ると、こういうことだとさいます。

全中は四月三日に自己改革案を決定、公表しております。これを受けて規制改革会議農業ワーキンググループで、四月八日には全中からヒアリ

ングも実施した上で今回の意見を取りまとめられましたと、こういうふうに承知しております。

我が省として、やはり、いつも申し上げているのですが、販売に最重点を置いて農協が取り組む、農協がそれぞれ自ら創意工夫で経済事業を展開することはどうしたらよいかと、これを検討する、そして、これに合わせてそれをサポートする連合会、中央会はどうしたらよいかと、こういうことで検討していく必要があると思っておりまして、規制改革会議の意見も出ましたので、与党とも協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○山田太郎君 ちょっと、多面的機能法案、まだまだ質問を用意してはいたんですけども、今日は後藤田副大臣来ていらっしゃいますので、ちょっとと次に移らせていただきたいと思います。また多面的機能法案、まだ質問の機会はあると思っておりますから、引き続きやりたいと思います。

○山田太郎君 それでは、後藤田副大臣に来ていただいておりまますので、農協改革について、前回に引き続き少しご質問させていただきたいと思っております。

○山田太郎君 その前に、まず林大臣の方にお伺いしたいんですが、大臣は、農協改革は、当委員会などで、自分が今も変わらないのかどうか。多分、規制改

革会議との整合性ということにもなると思っておりますので、ちょっと前回、これ参議院の予算委員会の方で林大臣の方が御発言した内容を少し資料でお出しておるんすけれども、その辺り、お考えを教えていただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) 昨年十二月に農林水産業・地域の活力創造プランで、農協の果たすべき役割は極めて重要でありますのでその自己改革を促すと、こういうふうに書いておりまして、六月

までに結論を得ると、こういうことだとさいます。全中は四月三日に自己改革案を決定、公表しております。これを受けて規制改革会議農業ワーキンググループで、四月八日には全中からヒアリングも実施した上で今回の意見を取りまとめられましたと、こういうふうに承知しております。

我が省として、やはり、いつも申し上げているのですが、販売に最重点を置いて農協が取り組む、農協がそれぞれ自ら創意工夫で経済事業を展開することはどうしたらよいかと、これを検討する、そして、これに合わせてそれをサポートする連合会、中央会はどうしたらよいかと、こういうことで検討していく必要があると思っておりまして、規制改革会議の意見も出ましたので、与党とも協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○山田太郎君 ちょっと、多面的機能法案、まだまだ質問を用意してはいたんですけども、今日は後藤田副大臣来ていらっしゃいますので、ちょっとと次に移らせていただきたいと思います。また多面的機能法案、まだ質問の機会はあると思っておりますから、引き続きやりたいと思います。

○山田太郎君 それでは、後藤田副大臣に来ていただいておりまますので、農協改革について、前回に引き続き少しご質問させていただきたいと思っております。

○山田太郎君 その前に、まず林大臣の方にお伺いしたいんですが、大臣は、農協改革は、当委員会などで、自分が今も変わらないのかどうか。多分、規制改

革会議との整合性ということにもなると思っておりますので、ちょっと前回、これ参議院の予算委員会の方で林大臣の方が御発言した内容を少し資料でお出しておるんすけれども、その辺り、お考えを教えていただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) 昨年十二月に農林水産業・地域の活力創造プランで、農協の果たすべき役割は極めて重要でありますのでその自己改革を促すと、こういうふうに書いておりまして、六月

までに結論を得ると、こういうことだとさいます。全中は四月三日に自己改革案を決定、公表しております。これを受けて規制改革会議農業ワーキンググループで、四月八日には全中からヒアリングも実施した上で今回の意見を取りまとめられましたと、こういうふうに承知しております。

我が省として、やはり、いつも申し上げているのですが、販売に最重点を置いて農協が取り組む、農協がそれぞれ自ら創意工夫で経済事業を展開することはどうしたらよいかと、これを検討する、そして、これに合わせてそれをサポートする連合会、中央会はどうしたらよいかと、こういうことで検討していく必要があると思っておりまして、規制改革会議の意見も出ましたので、与党とも協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○山田太郎君 ちょっと、多面的機能法案、まだまだ質問を用意してはいたんですけども、今日は後藤田副大臣来ていらっしゃいますので、ちょっとと次に移らせていただきたいと思います。また多面的機能法案、まだ質問の機会はあると思っておりますから、引き続きやりたいと思います。

○山田太郎君 それでは、後藤田副大臣に来ていただいておりまますので、農協改革について、前回に引き続き少しご質問させていただきたいと思っております。

○山田太郎君 その前に、まず林大臣の方にお伺いしたいんですが、大臣は、農協改革は、当委員会などで、自分が今も変わらないのかどうか。多分、規制改

革会議との整合性ということにもなると思っておりますので、ちょっと前回、これ参議院の予算委員会の方で林大臣の方が御発言した内容を少し資料でお出しておるんすけれども、その辺り、お考えを教えていただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) 昨年十二月に農林水産業・地域の活力創造プランで、農協の果たすべき役割は極めて重要でありますのでその自己改革を促すと、こういうふうに書いておりまして、六月

までに結論を得ると、こういうことだとさいます。全中は四月三日に自己改革案を決定、公表しております。これを受けて規制改革会議農業ワーキンググループで、四月八日には全中からヒアリングも実施した上で今回の意見を取りまとめられましたと、こういうふうに承知しております。

我が省として、やはり、いつも申し上げているのですが、販売に最重点を置いて農協が取り組む、農協がそれぞれ自ら創意工夫で経済事業を展開することはどうしたらよいかと、これを検討する、そして、これに合わせてそれをサポートする連合会、中央会はどうしたらよいかと、こういうことで検討していく必要があると思っておりまして、規制改革会議の意見も出ましたので、与党とも協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○山田太郎君 ちょっと、多面的機能法案、まだまだ質問を用意してはいたんですけども、今日は後藤田副大臣来ていらっしゃいますので、ちょっとと次に移らせていただきたいと思います。また多面的機能法案、まだ質問の機会はあると思っておりますから、引き続きやりたいと思います。

○山田太郎君 それでは、後藤田副大臣に来ていただいておりまますので、農協改革について、前回に引き続き少しご質問させていただきたいと思っております。

○山田太郎君 その前に、まず林大臣の方にお伺いしたいんですが、大臣は、農協改革は、当委員会などで、自分が今も変わらないのかどうか。多分、規制改

革会議との整合性ということにもなると思っておりますので、ちょっと前回、これ参議院の予算委員会の方で林大臣の方が御発言した内容を少し資料でお出しておるんすけれども、その辺り、お考えを教えていただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) 昨年十二月に農林水産業・地域の活力創造プランで、農協の果たすべき役割は極めて重要でありますのでその自己改革を促すと、こういうふうに書いておりまして、六月

最初提案したところ、受け入れていただけませんでした。そして、独自に自分で一から努力をして

あるようなビジネスをしたり、先般も私どもの地元で梅酒の特区も全国で初めてやらせていただきました。これは数量の規制があつたわけではなく

ますが、これも農協さんに言われたわけではなくて、独自に農家と我々で一つ大きな規制改革とい

う中でチャレンジ、また改革をした例でございま

すので、それはそれとしてしつかり独自性をこれ

から持つてしていただく。そして全中さんは、新たにシンクタンク的な、大所高所にわたっての

中央集権的な今までの役割ももちろんございま

すが、そういうお立場で再構築できればよろしい

ではないかと、そういう提言がなされたところ

でございます。

○山田太郎君 全農の方も株式会社化されるとい

う提言がされています。そうなつてくると、独禁法の適用除外というのがなくなると思います。

今、農協さんは協同組合として独禁法の二十二条の適用を受けていますが、それでも特別に、

生協さんなんかと違つて、いろんな多角的な事

業、それから構成員も准組合員も入れられるとい

うこと、農協法九条という、本来独禁法で規定

されている生活協同組合に対してもうちょっと自

由な権限が農協法九条によつて付与されておりま

す。

その辺り、特に農協さんが農業協同組合として

共同購買、それから共同販売ということに集中す

るんであれば、もはや農協法九条を見直すという

ような議論もあるかと思いますが、そんなことは

規制改革会議等では出でていたんでしようか。

○副大臣(後藤田正純君) 農協法九条については

特に議論は出ておりませんでした。

○山田太郎君 ありがとうございました。

もう一つ、全農が株式会社化されるとなると、

もしかしたら、農作物の輸出入にも積極的に関与

されるのかなというふうにも思つております。そ

れでお伺いしたいんですが、これは農水省になり

ますが、全農の農産物の輸出入状況についても教

えていただけますでしょうか。

○大臣政務官(横山信一君) 平成二十四年度の全農による実績でござりますが、輸出が三十億円、輸入が二百四十二億円となつてゐるところでござります。

○山田太郎君 事前に情報をいただきまして、全農としては、是非、全農さん、今後の在り方と

して、やつぱり今日の委員会でもありましたよう

に、輸出を伸ばしていくいただきたいなど、こ

んなふうに思つておるわけであります。そんな

辺りも是非我々、国民目線としても、内部の改革

ということであれば注視していただきたいというふう

に思つております。

時間がなくなつちやいましたので少しまとめに

入りたいと思いますが、今日、本当に大変い委員会だと思つております。いろいろ議論がされ

たと思います。ちょっと私としては気になること

を最後にまとめとしてお話しさせていただきたい

のですが、産業政策と地域社会政策、これをしつ

かり分けましようということが議論で、少しその

辺りの議論が深化してきたと思います。ただ、も

う一つ、食料自給率の問題というのは、これはま

たもう一つ別の三本目の柱なのかなと。

ちょっと、食料自給率を中心には産業政策を唱え

たり社会地域政策を唱えていくとゆがむ可能性が

あるかなと。なぜならば、今日の質疑の中でも多

くの議員が語つておりましたが、食生活の変化に

よつて、この自給率の構造というのは例えばお肉

を食べるようになれば変わつてしまつという

ことでありまして、有事の際にどうしても最終的

なカロリーが必要ということになれば悠長に輸入

と。

もちろん、日本の農業は決して私は卑下する必

要はないと思つております。例えばマンゴーで

あつたりだと伊チゴであつたりだとカリントで

あつたりだと、品目を見れば非常に強いわゆ

る作物というのはあるわけであります。こういつ

るのを個別に、全体というよりもしつかり一つ

ずつ捉えて輸出産業として育てていくと、これは

非常に重要な位置づけであります。

そういった意味で、今回の農水省さんの御発言

の中で、個別品目については余り政策を個別に

取つていませんというような御発言があつたんで

すが、それは輸出をしていくことであつたわ

ば、産業政策としてしつかり個別に捉えていく必

要があるかなと。経済産業省においても、自動車

を伸ばすのであれば自動車課というのがあつたわ

けでありますから、農業においてもどんな辺りを

伸ばすのか、逆にどの品目は保護しなければいけ

ないのか、もうちょっときめの細かい産業政策と

いう観点があつていいのかなというふうに思つ

います。

最後に、社会政策、地域政策でありますけれど

も、これ、どちらかというと過疎の問題とかコ

ミュニティーを農業でもつてどう維持していくか

という議論だと思っておりまして、ちょっと正直

申しますと、多面的機能の議論を使って地域政策

以上、この問題は我々、三十年後まで、我々国会議員としてやつていて責任があつたということです。

ありますから、今の時代に何とか議論を広く変えていきたいと思つておりますので、また引き続

きやらせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○紙智子君 日本共産党的紙智子でございます。

今日は、農政改革で農産物価格がどうなつていま

すか、とりわけ米価について質問したいと思

ます。

米の直接支払交付金は今年度産から半減とい

うことですね。私は、政府の農政改革について、各

地ずっと回つていろいろお話を聞いてき

ましたけれども、富山のある大規模生産者は、米

六十キロ当たり一万五千円ないと採算取れないと言

うんです。価格がちゃんと出でていれば補助金に

頼らなくともいいんだけれども、今の価格水準で

は経営できないというふうに言われました。

米の価格、相対取引価格がどうなつているかと

いうことでいいますと、これ平均でれども、

二〇一〇年産が一万二千七百十一円、二〇一一年

産が一万五千二百十五円、二二年産が一万六千五

百一円、一三年産は一万四千円台というふうに落

ちてきているわけですね。一方、六十キロ当たりの生産費はどうかと、生産費。こつちは、二〇一

〇年産が一万六千五百九十四円、一一年産が一万

六千一円、一二年産が一万五千九百五十七円と、

とかいうことをコミュニティでもつてやるとい

うのはいいんですが、そもそも、郡司議員の方か

。

いつも、もしかしたら局面としては難しいのかな

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

を充実しまして、数量払いの導入など飼料用米等のインセンティブを高める、それから産地交付金を充実して地域の創意工夫を生かした産地づくりを進めていただく、それから国によるきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等の提供を行っていくことだと思います。民間取引の中で米の価格が決定されるわけですが、こうした今申し上げたような取組を通じて引き続き米の需給と価格の安定を図っていきたいと、こういうふうに思つております。

〔委員長退席、理事山田俊男君着席〕

また、あわせて、米や畑作物の価格低下等に伴う収入減少、これが農業経営に与える影響を緩和して安定的な農業経営ができるように、農業者の拠出に基づくセーフティーネットとして、引き続き收入減少緩和対策、いわゆるナラシ対策、これをを行つていただきたいと、こういうふうに思つております。

○紙智子君 現在の米の需給状況についてちょっとお聞きしたいと思うので、ちょっと御説明をお願いいたします。

○政府参考人(佐藤一雄君) 平成二十五年七月から平成二十六年六月までの一年間の米の需給関係を申し上げますと、二十五年六月末の民間在庫量が三百二十四万トンございまして、二十五年産の主食用米の生産量が八百十八万トンということです、全体の供給量につきましては千四十二万トンということに相なつております。

これに対しまして、需要につきましては七百八十七万トンというふうに見通しております、今年の六月末の民間在庫量につきましては二百五十五万トンと相なるというふうに見込んでいるところでございまして、この二百五十五万トンにつきましては、近年の中では高い在庫量と相なつておるところでございます。

○紙智子君 今御説明いただきましたけれども、二〇一二年産の価格は高めで需要が減少と、二〇一三年産の作況が二〇一二二つて、二〇一四年の六月末の民間在庫、今お話をうながすように二百五十五

万トンということで、在庫水準が上がつているということですよ。

民間在庫量がこれ二百五十五万トン、米はちよつと過剰ぎみかという感じだと思うんですけども、米穀安定供給確保支援機構というのがありますよね。これが、販売の見込みが立たなくなりますよね。ここが、販売の見込みが立たなく

なった二〇一三年産の米の主食用米約三十五万トンを買い入れたと、非主食用米として販売することを決めたということなんですね。これはなぜ市場から隔離しているのか、お答え願います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 先ほど申し上げましたように、この在庫量が二百五十五万トンという事になつていまして、その前は二百二十四万ト

ン、その前は百八十万トンというふうなことで、まあ二百万トン台程度かなという感じであります。それが二百五十五万トンということで、やはり販売業界におきましても在庫圧力といったものが高まつてきたということで、先ほどございました機構におきまして三十五万トンの主食用からの非主食用への処理を行うといったようなことが決められたところでございます。

○紙智子君 報道では、全農が、二〇一三年産の持ち越し米ですね、これが十月末で六十万トン発生するというふうに見込んでいたと。今回の過剰米対策で三十五万トン市場から離すということですから、隔離するということですから、そうすると、六十万トンということですと二十五万トンの持ち越しが発生すると。供給過剰感というのは解消されないんじやないかと。ですから、過剰米対策決定も効果は限定的というふうに報じているわけですね。

米の過剰感というのは解消されないというふうに思はんすけれども、このことについての御認識を伺います。

○國務大臣(林芳正君) この平成二十五年産米の直近の相対取引価格ですが、銘柄の加重平均で六千九百四千四百四十九円といふことがあります。これを引き続き行ついくことにいたしたいと思つております。

〔理事山田俊男君退席、委員長着席〕

これは、二十四年産が比較的高めに推移していることもありますので、それとの比較ということもあるわけでございますが、その前の年の二十三年産が一万五千三百三円ですから、これと比べるとマイナス八百五十四円。さらに、二十二年と比べますと、一万二千七百五十円でございます。

で、プラス千六百九十九円と。

こういうことで、やはり先ほど来から御議論ある意味でも、民間取引の中で、先ほど郡司委員にもお答えをしたところでございますが、米の価格については取引で決定されるということでございまして、国が今後の見通し等について言及することは適切ではないと、こういうふうに考えておりまして、動向について引き続き注視をしてまいりたいと思っております。

○紙智子君 二〇一三年産の相対取引価格が一万四千八百七十一円で始まって、今お話をあつたように、今一万四千四百四十九円と下がつてきているわけですね。その年その年いろいろプラスマイナスあるという話なんですか、今年の秋には過去最低だった二〇〇九年産の再来の可能性もあるという指摘もあるわけですね。米の過剰状態が続いて生産者米価が低下してもやむを得ないという御認識になるんでしょうか、大臣。

○國務大臣(林芳正君) 御指摘のあった米穀機構の事業でございますが、通常年の月別の販売数量から見て今後の主食用としての販売の見込みが立たないということで、三十五万程度を加工用、飼料用等に販売するということでございます。こうした取組は、集荷業者や販売業者の皆さんにこの米穀機構のメンバーでございますので、まさにこういう民間の皆様の間で対応することが適當だと、こういうふうに考えております。

豊作や需要の減少で米の供給が過剰となつたときに国が直接市場に介入しまして政府が買入れを行つこと等については、食糧法上、政府買入れは備蓄の円滑な運営を図るために行つと、こういうふうになつておりますので、需給調整のために行なうことはなつておりますので、これを緩和して安定的な農業経営ができるよう、農業者の拠出に基づくセーフティーネットとしていわゆるナラシ対策、これがござります。これを引き続き行ついくことにいたしたいと思つております。

○紙智子君 生産者の拠出がされるということがあるわけなんんですけど、私、いろいろ価格が上がり下がつたり下がつたりという中では、アメリカでも市場価格が融資保証価格を下回った際にはその差額を補填する制度があるわけですね。日本ではもう市場に任せることになっているわけですね。

日本の場合、備蓄米というのがありますけれども、これは米の不作に備えるということになつてゐるわけですね。農水省は市場から米を買って価格調整はしないと、貫してこの間そういう立場でいるわけですね。二〇一三年の買入数量が備蓄米でいうと十八万トンだけというふうになつてゐるわけですね。農水省は市場から離された米で価格に影響が出ることはないわけですね。政府の備蓄米としてこれ機構から買い上げるということも検討したらどうかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

あるいはなんんですけど、私、いろいろ価格が上がつたり下がつたりという中では、アメリカでも市場価格が融資保証価格を下回った際にはその差額を補填する制度があるわけですね。日本ではもう市場に任せることになっているわけですね。

の中でも本当にひどく下がったときに国としてそのまま放置できないので対応したことがあるわけですね。

それで、市場から隔離された米をやっぱり備蓄米として買う、こういうことも一切やらないということをいいのかというのがあるわけです。機構が隔離した米というのは、これは二〇一三年産米なわけですよ、一番新しい方の米なわけです。備蓄米として政府が買い取つて保管している古い米を出せばいいんじゃないかと。大分もう古くなっている、五年前のお米もあつたりするわけですから、やっぱり主食用じゃなく加工なり飼料なりに回すということになるんだと思うんですね。

米が過剰で価格が低下しているのに、これは民間任せだからということで政府が全くそれに対してもやつていいんじゃないかと。生産者、とりわけ専業農家は、再生産できる農産物の価格があつてこそ経営を続けることができるので、市場に影響を与えないわけですから、そういうこともやつていいんじゃないかと。

米が過剰で価格が低下しているのに、これは民間任せだからということで政府が全くそれに対してもやつていいんじゃないかと。生産者、とりわけ専業農家は、再生産できる農産物の価格があつてこそ経営を続けることができるので、市場に影響を与えないわけですから、そういうこともやつていいんじゃないかと。

○國務大臣(林芳正君) 今の御質問を聞いておりまして、昔、かつて三Kと、国鉄と米と、もう一個人は健保だったと思いますが、その話を思い出していますが、先ほど郡司前大臣からも、これだけはやらない方がいいと、こういうふうに言つていただいたわけでござりますけれども、一度それをやると、またそういうことがあるだろうということで価格が形成されて、それに頼るようになつてというのが我々が歴史から学ばなければならぬことではないかと。私もそういうふうに思つておりますので、先ほど御答弁したとおり、しっかりと対応してまいりたいと思つておるところでございます。

○紙智子君 ここはこの後ずっと議論しても多分平行のままだと思うので、次に主食用の需給見通

しについてお聞きします。

農水省は、平成二十五、二十六年の主食用米の需給見通しを発表しています、その注というふうに、注意の注と書いてあるところに、平成二十五、二十六年においては、需給事情から見て、販売の見込みが立たなくなつた主食用米が必要が期待できる加工用、飼料用に販売されることが想定されると書いてあるわけですね。これ、需要が期待できる加工用、飼料用に販売されるということ

が想定されるとあるんですけれども、これはどういう意味なのかと。始めからもう決まつているかのような書き方なんですかけれども、これはどういふことなんでしょうか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今の紙先生のお問合せでございますが、米の需給状況につきましては、昨年秋の段階でございますが、需要の減少や農作等により平成二十六年六月の民間在庫数量が、先ほど申し上げましたように、これまでにない高水準となることが見込まれていたところでございます。こうした中、昨年十一月の初旬でございます。十一月の八日でございますが、米穀機構におきまして、保有する資金を活用した対策の実施について検討するといったことが決定されたところでございます。

これを受けまして、二十五年十一月の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針におきましては、こうした米穀機構における取組を念頭に、平成二十五、二十六年においては、需給事情から見て、販売の見込みが立たなくなつた主食用米が必要が期待できる加工用、飼料用等に販売されることが想定されると明記したところでございます。

○紙智子君 農水省の需給見通しを受けて、金農が、今年の加工用米の売渡価格を九千円、これは六十キロ持込み税別ということですけれども九千円、農家の受けの概算金は七千円に決めたというふうに言われています。前年よりも、これ三千円も下回る水準なわけです。

それから、関西地方の農業者から訴えがあるんですけれども、経営所得安定対策の説明会で、昨

年まで続いた減反政策が廃止された、TPP交渉

の懸念事項がほぼ合意に達していくような様子だと、今年度の農協の米価買取り価格が大幅に低下するということで、概算払は従来の三十キログラム当たり六千円、今年は三十キロ当たり三千五百円にするという話が出ているんですね。これ、現場ではこういう話が出ているわけです。

ですから、政府のメッセージや情報や農政改革あるいはTPPの動きが価格の下落をあおつているんじゃないかといふうにも思つんですか。

○國務大臣(林芳正君) まさに私が注意して先ほど答弁をしておりますように、需要と供給で価格は決まる。政府が何か先ほどの御提案があつたようなことをするとか、逆のことをするということでやはり市場に影響を与えてはいけないといふことで、これは米以外の農産物もそうであるように、しっかりと需給によつて価格が決まつていふと。

ただ、それを、市場で決めますからというのではなくて、需給が安定するように需要に応じた作物を作つていただくように、そういう環境を整備していくこうということで、今度の改革を打ち出しているところでございます。

○政府参考人(佐藤一雄君) まず、我が国の水稻の平均の作付面積でございますが、これが一・二ヘクタールでございます。平成二十四年産米の六十キログラム当たりの生産コストが約一万六千円といふように相なつております。内訳といたしましては、物貿費が九千七百円、労働費が四千百円、その他が二千二百円となつております。また、これは平均でございますが、十五ヘクタール以上層の大規模経営では、それよりも生産コストが三割程度低い約一万一千円となつております。

○紙智子君 安定していくようにとおっしゃるけれども、安定しないですよ、こういうやつぱり現場の動搖が繰り返されているわけですから。それで、TPP交渉をめぐる情報も影響を与えているふうに思うんですね。

昨年末、政府はTPP交渉でアメリカから輸入している米の輸入枠を広げる方向で検討に入ったという報道がされました。無関税で今輸入しているミニマムアクセス米というのは七十七万トンなわけです。このうち、アメリカからの輸入は約半分の三十六万トン。アメリカからの輸入は約三十六万トンと固定しているんですね。この枠を広げるという報道なわけです、更に。

それから、アメリカの通商代表部が発表した二

〇一四年外国貿易障壁報告書、この中では、日本の米の輸入制度は極めて規制的で不透明だというふうに指摘をしています。アメリカ産の輸入米はほとんどが加工用や飼料用などに仕向けられています。アメリカは主食用米の輸入をもつと日本にやら、この主食用米の輸入量が増えれば日本の米生産の多大な影響が出てくるわけです。

そこでちょっと確認をしたいんですけども、農水省は日本とアメリカの米の生産コストを比較していると思うんですけども、これについて説明をお願いします。

○政府参考人(佐藤一雄君) まず、我が国の水稻の平均の作付面積でございますが、これが一・二ヘクタールでございます。平成二十四年産米の六十キログラム当たりの生産コストが約一万六千円といふように相なつております。内訳といたしましては、物貿費が九千七百円、労働費が四千百円、その他が二千二百円となつております。また、これは平均でございますが、十五ヘクタール以上層の大規模経営では、それよりも生産コストが三割程度低い約一万一千円となつております。

他方、アメリカでございますが、まず水稻の平均の作付面積でございますが、これが百六十ヘクタールでございます。二十四年産米の六十キログラム当たりの生産コストにつきましては、我が国の十分の一程度の水準でございます約千七百円。内訳といたしましては、物貿費が九百円、労働費が百円、その他が六百円と相なつておるところでございます。

このような生産コストの格差の要因でございますが、先ほど申し上げましたような規模の問題でありますとか、あるいは、アメリカでは航空機によりまして播種あるいは防除等が行われている、

あるいは外部委託を行ふことによつて労働費が安いといつたこと、あるいは、日本の米に比べまして、やはり单収が大きく影響する日射量あるいは病害虫の発生の多寡等の環境要因というものが相なりまして、このよだな結果に相なつてゐるところでございます。

○紙智子君 今お話しされたように、生産コストの差は、今十分の一と言われたたよに十倍なわけですね。六十キロ当たりの生産費はアメリカで一千七百円ですよ。日本で十五ヘクタール以上の経営をしてゐる大規模農家でも一万一千四百円といふ話です。農水省は農政改革でコストを四割削減するといふうに言つてゐるんですけれども、実際、これ、アメリカと競争になるかといつたら、とても太刀打ちできないことは明らかだと思ふんです。報道では、アメリカの輸入枠を増やす代わりに、タイですね、タイ産などの輸入を減らすというふうにも言つてゐます。

TPP交渉でアメリカに譲歩すれば、これは当然オーストラリアも、それから世界第二位の米の輸出国であるベトナムも黙つていいわけですよ。

ね。今日の日本農業新聞を見ると、現にTPPの交渉でベトナムからは日本に対する輸入拡大を求めるという事になつてゐるわけですよ。だから、こういう報道も結局価格の下落をあおつてゐるんじやないかと。そういう自覚はおありですか。

○國務大臣(林芳正君) 私は報道機関でございま

せんので、報道機関のやつてゐることについての自覺ということはなかなかお答えしにくいわけですが、ここで前回も、報道機関がこういう報道があつて、特に内閣官房からこういう対応をしたところはございましたので、これ以上私から申し上げることはございませんが、繰り返し申し上げているように、まだ特定の関税ラインで合意をしたというものはないということだけは、はつきり申し上げておきたいと思います。

○紙智子君 合意はしていないと言つけれども、こういう話がどんどん出てくれば、やっぱり本当

に下落につながるし、生産者の方は意欲を失つていくわけですね。

関西の説明会を先ほども紹介したんですけれども、生産調整の廃止も価格の下落に影響を与えているわけです。生産調整を廃止すれば、今まで下落を続けてゐる生産者米価は更なる下落を招くんじゃないかと。いかがですか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今回の米政策の見直しでございますが、先ほどから大臣の方からるる御答弁させていただきますように、やはり水田活用の直接支払交付金を充実しまして、数量払いの導入といったようなことで飼料米等のインセンティブを高めると。それと、産地交付金も充実しまして、従来五百三十九億円であったわけでござりますが、二十六年度では八百四億円ということで、かなりの予算の増額をしておるところでございます。

また、国によりまして、これまで以上にきめ細かい需給・価格情報あるいはお米の売行き情報、こういったものをきめ細かく提供することにしておりまして、こうしたことによりまして、五年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、農業者自らの経営判断によって需要に応じた生産を行える環境を整えていくことにしているところでござります。

具体的には、紙先生の方からいろいろお話をあつたわけでございますが、やはり米につきましては、いろんな種類の米があるわけでございまして、もう單一のコモディティーというわけじゃなく、生産調整を廃止せよという、こういう要求を取り入れたんですか。

○國務大臣(林芳正君) 二十四年の十二月の衆議院選挙の選挙公約とも関連しまして、これは自民党の選挙公約ですが、経営所得安定対策の見直し、それから多面的機能に着目した日本型直接支払、これを公約をしてきたわけでござりますので、昨年二月から時間を掛けて議論が進められてきたところでございます。この検討は当然米の生産調整を含む米政策と大きな関係がござりますの

に下落につながるし、生産者の方は意欲を失つていくことによりまして安定的な生産、流通の実現を図つていくふうに考へてゐるところでございます。

○紙智子君 安定的な生産、流通と言ふんだけれども、いろいろなことをやつて餌米作つたり多様な用途に基づいてと言うんだけど、私が一番言いたいのは、生産者米価が下落するでしょうと、全体として低くなつていくでしようということですよ。それはもう絶対止められない流れになつてゐるんじゃないですか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 産業競争力会議での御議論は今お触れになつていただいたわけですが、そのみならず、政府・与党における今申し上げたような時間を掛けた議論、慎重な検討を踏まえて生産調整の見直し、正確に申し上げますと、五年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者、団体が中心となつて円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となつて取り組むと、これが正式な決定をさせたところです。

昨年、生産調整の廃止が突然打ち出されて衝撃が走つたと。きっかけは、産業競争力会議の新浪さんですね、ローソンの会長の意見ですよ。新浪氏は、減反は価格を維持する仕組みだ、価格コントロールすることがあつたら徹底的に究明しようと思つてゐる。ちょっと何か聞くと脅しに聞こえます。

また、國によりまして、これまで以上にきめ細かい需給・価格情報あるいはお米の売行き情報、こういったものをきめ細かく提供することにしておりまして、こうしたことによりまして、五年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、農業者自らの経営判断によって需要に応じた生産を行える環境を整えていくことにしているところでござります。

具体的には、紙先生の方からいろいろお話をあつたわけでございますが、やはり米につきましては、いろんな種類の米があるわけでございまして、もう單一のコモディティーというわけじゃなく、生産調整を廃止せよという、こういう要求を取り入れたんですか。

○國務大臣(林芳正君) 二十四年の十二月の衆議院選挙の選挙公約とも関連しまして、これは自民

党の選挙公約ですが、経営所得安定対策の見直し、それから多面的機能に着目した日本型直接支

払、これを公約をしてきたわけでござりますの

で、我が省においても与党と一緒になつて時間を掛けて検討をずっと重ねてきたところでございま

す。

○紙智子君 減少の原因でございま

すが、一つは、やはり食生活が欧米化あるいは多様化したほか、あるいは単身世帯の増加などによりまして食の簡便化志向が進展したこと。それと、やはり高齢化等によりまして一人当たりの摂取熱量が減少傾向にあるといったようなことによると考えています。

○政府参考人(佐藤一雄君) 私は確かにそれもあるかもしれない

と思うんだけれども、言つていいこともあります

よね。外食の関係は全然触れておられないんで

すけれども、約八百万トンある主食用米のうち、

三百万トンを外食・中食産業が占めているんですよ。八百万トンのうち三百万トンを外食・中食産業が占めているわけですよ。家庭用が六割で、外食、中食が四割と言われていますよね。

日本へんとう振興協会は、仕入れる精米価格と

いうのは一キロ三百円前後から三百五十円前後に

値上がりすると経営が赤字になると。それで、日本炊飯協会の会長さんは、二十三年、二十四年産

の米の高騰を受けてコスト高に対応しなきゃいけ

ないというので、個食量、一人一人が買う、消費する量ですね、この個食量の減量に追い込まれた

と。節約した米の量は年間八万トン、外食産業が

年間で三十万トンと推測されているということな

んですね。

外食産業で年間三十万トン、需要の減少というのは外食、中食の影響が大きいということなん

じやないですか。いかがですか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今先生の方から御指

摘ございましたように、中食、外食向けの米の需

要量につきましては、現在では全体需要量の約三

分の一定程度というふうに考えております。

それで、今先生の方からお話をございましたよ

うに、平成二十四年産米が価格が高いといったよ

うことから、中食あるいは外食事業者の中には米

の使用量、弁当の量を少し減らすといったような

動きも見られたというふうにも聞いておりまし

て、これが主食用米の需要減少の一因になつたと

いうふうには考へておるところでございます。

このように、やはり中食あるいは外食のニーズ

に合つたお米の供給といつたものが非常に大事

かといふふうに思つておるところでございます。

○紙智子君 外食、中食は米価が上がると一品当

たりの米の使用量を減らすわけですね。報道では、回転しに使う米は一貫二十グラムから十八グラムに減らしたといいます。

それから、ふるさとネットというところがコン

ビニのおにぎりの量目調査をしているんですね。

これは、例えばセブンイレブンとかローソン、マヨネーズのおにぎりで調べているんですね。

も、これで見ますと、米価が高騰するとおにぎりの量目を減らして、価格が下がると元に戻すコンビニが多いようです。

ところが、ローソンは違うんですね。ローソ

ンの会長の新浪さんは産業競争力会議で農政改革

を主導しているんですけども、ローソンの量目

は、二〇〇五年が百十一グラムにして、今年は米価

が下がっているんですけれども百四グラムと。

ちょっと細かいようですけれども、ちりが積もれ

ば山となるんですね。更に減らしていると。

これ、ちょっとどうかと、感想を、大臣、いかがですか。

○国務大臣(林芳正君) よくお調べになつたな

と、こういうふうに思いますが、個社のそれぞれ

の戦略といいますか、どういうものを作つて、ど

ういうふうにお出しして、どういう手段にして、

それをどういうふうに流通させて、最終的に消費

者がそれをどういうふうに評価をされるかと、こ

ういうことであるかと、こういうふうに思いま

すので、私の立場からそれがいい悪いというよう

な評価は避けさせていただきたいと思います。

○紙智子君 やいや、それじゃちょっと困るんで

が、外食のお米につきましても、こだわりの高品

質、高価格帯の米のニーズから、やはり業態やメ

ニューズに的確に応えるよう現在いろいろなマッチ

ング等の諸事業を行つておるところでございます。

農水省は、米の消費が減つてゐる原因を食生活の変化などに一般化せずに、こうした実態も含めて国民にしつかり知らせて、企業の社会的責任を問うことが大事だというふうに思います。

農水省は、生産調整を廃止して、生産者が生産数量目標に頼らず自らの判断で需要に応じた生産が行われるように環境を整備するというふうに言われるんですけども、この環境とは、環境整備というのはどういうことをいうのでしょうか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今回の米政策の見直しにおきまして、昨年十一月に農林水産業・地域の活力創造本部で決定いたしました制度設計の全體像というのがございまして、その中で、需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食、外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進めているふうにしたところでございます。

この環境でございますが、この意味するところは、五年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体を中心となつて円滑に需要に応じた生産が行われるような環境を指しており、こうした環境が整つよう各般の施策を講じながら生産者・現場の取組を強化していくというものでございまして、具体的には、先ほど申し上げましたが、水田活用の直接支払交付金の充実、数量払いの導入、また産地交付金も充実しまして地域の創意工夫を生かした産地づくりを進めるほか、国によりますきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等の提供等のこうした環境整備を進めることとしているところでございます。

○紙智子君 きめ細かい情報を流してということを言うんですけども、生産調整を廃止をして、農業者は年末から春先にかけて国の情報を基づいて農業者の判断で自由に作付ができるようになります。それがいい農政改革を要求しているんじゃないかなと思うんです。企業の社会的な責任が問われているというふうに思いますよ。

○政府参考人(佐藤一雄君) まさに今回の中見直しにつきましては、五年を目途とすることで一定の期間をいただいております。その間に我々といたしましては、毎年毎年情報提供のあれを進化させまして、しっかりと生産現場が対応できるようになります。五年前から話がございましたように、生産現場とキャッチボールをしながらこうした理念を実現していくと、こ

○紙智子君 生産現場とキヤッチボールしながらと、とてもすこいい言葉なんですねけれども、今まで国は生産目標数量を配分して國、自治体、団体挙げて生産調整しても、米の需給と価格は不安定で混乱しているわけですよね、今までだつて。昨年の三月の食料・農業・農村政策審議会の食糧部会で、委員からは、加工用米が不足して輸入米や古米の使用につながる、一部企業は外国産米の調達をしているなどと意見が出ているわけです。

農水省は、一番大事なのは生産者サイドと需要サイドのより安定的長期的な関係をしっかりとつくつていくことだと、そのため役所としても支援するというふうに言つているわけですよね。農業は気候条件に大きく左右されるわけですよ。その時々、毎年毎年違うわけですね。それなのに農業者の判断で自由に作れと言われたって、価格が安定する保証があるとは思えませんですね。ですから私は国がしっかりと需給についても価格についても安定するような責任を持たなきやいけないだろうというふうに思います。そのことを最後に強く申し上げまして、ちょっと時間になりましたので、今回また終わつて次にということで、終わります。

ありがとうございました。

○委員長(野村哲郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(野村哲郎君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案の審査のため、島根県に委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(野村哲郎君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(野村哲郎君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

午後五時二分散会

平成二十六年六月六日印刷

平成二十六年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C